

四年増築校舎落成同十二月九日寄宿舎及附屬建物竣功建坪三百十五坪餘其の後逐年増築した校地は創立當初五千二百五十坪を有し後又同上の面積を擴大した。

寄宿舎の狀況 明治三十四年十二月寄宿舎の建築成り、木造平屋建瓦葺にて生徒室八、舎監事務室、舎監宿直室、應接所、賄所、食堂、賄人詰所、浴室等この建坪總計二百四十坪であつた。後交通機關の充實するに従ひ漸次其の必要を見ざるに至つた。

生徒の運動競技の狀況 校友會に運動部を組織し生徒各自の希望に依り何れかの運動部に從屬せしめ日程を定めて放課後練習させる、其の部門は

- 一 競 技 部
- 二 庭 球 部
- 三 野 球 部
- 四 短 艇 部
- 五 弓 術 部
- 六 射 擊 部
- 七 水 泳 部
- 八 球 技 部

の八に分つた。指導方法は職員全部を各部の幹事に任し之に生徒の委員を從屬せしめて指導監督をする。練習は各部を通じて一般に普及せしめることに努め少數の選手養成に偏せぬやう注意する。適當なる機會を見計らひ近隣の中等學校と練習仕合を行はせることもある。

入學志願者の狀況

年次	入學志願者數	入學者數	年次	入學志願者數	入學者數
明治三十三年度	一〇二	九三	同三十四年度	一四〇	九〇
同三十五年度	九七	九五	同三十六年度	七九	七九
同三十七年度	六六	六六	同三十七年度	九四	八八

備考 明治三十七年度の入學志願者少なきは日露戰役の影響に依る

學費の變遷

明治三十八年前後に於ける生徒學費の狀況は次の通り

費目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	計
教科用書	五・七〇〇	五・四六〇	六・五〇〇	七・〇〇〇	六・五一〇	三一・一八〇
辭書	—	—	一・八〇〇	二・〇〇〇	—	三・八〇〇
學用品	四・一〇〇	一・三七〇	四・〇五〇	二・四〇〇	二・〇〇〇	一三・九二〇
日用品及雜費	五・五〇〇	六・六〇〇	七・七〇〇	八・八〇〇	一一・〇〇〇	三九・六〇〇
服裝費	一九・七〇〇	八・〇〇〇	一〇・一〇〇	四・八〇〇	五・三〇〇	四〇・七〇〇
授業料	一五・四〇〇	一五・四〇〇	一五・四〇〇	一五・四〇〇	一五・四〇〇	七七・〇〇〇
校友會費	一・六五〇	一・六五〇	一・六五〇	一・六五〇	一・六五〇	八・二五〇
旅行積立金	一・三〇〇	一・六五〇	一・八五〇	二・二〇〇	一・四〇〇	八・四〇〇
合計	五三・三五〇	三二・九三〇	四九・〇五〇	四四・二五〇	四三・二七〇	二二二・八五〇

其ノ他寄宿費毎月五圓十錢ヲ要ス

學校長 初代校長海鹽錦衛は廣島縣福山藩の出身で夙に東京師範學校中等師範學科後の高等師範學校を卒業し香川、長崎、栃木等の師範學校、中學校教諭を歴任して本校長となつた。資性眞摯、謹直、職務に恪勤精勵し、在職十一年六ヶ月の長きに亘つた。本校創業と守成の功二つながら完了した。在職中其の著しき事項を擧ぐれば本校教育の根本方針の確立、校風の刷新、樹立、教授訓練の内容充實、作業の實習、開墾事業の創設、校舎の増築、運動場の擴張、皇太子殿下行啓記念事業制定、伊能忠敬翁の偉績顯揚

等である。

4. 成東中學校

日清戦役後國運の進展に伴ひ中學熱俄に勃興した。當時東總の海岸には一の中等教育の機關す
らなく不便少くなかつた。會々縣が中學校増設の計畫あるを聞き、地方の有志相競うて其の設立を
希望し滿腔の熱誠を捧げて奔走努力する所があつた。其の結果希望の一部容られて縣會を通過し
こゝに明治三十三年二月二日千葉縣佐倉中學校成東分校として創設さるゝに至つた。其の翌年四
月分校の組織を改め純然たる本校となり千葉縣成東中學校と改稱した。

沿革の概要

- 明治三十三年二月二日 千葉縣山武郡成東町に千葉縣佐倉中學校成東分校設置の件達せらる
- 同 年二月七日 成東町上宿大河内正道方に假事務所を置き生徒募集其の他諸般の事務を取扱ふ。佐倉中學校教諭田中玄寅校長事務取扱ふ
- 同 年四月八日 成東町湯坂法宣寺を假校舎と定め入學式を行ふ。同所田原利三次方に事務所を置く
- 同 年四月二十三日 佐倉中學校教諭田中玄寅成東中學校教諭に任せられ校長事務取扱を命ぜらる
- 同 年六月十四日 校舎新築竣功に付き移轉す
- 同 年九月一日 校旗を制定し制定式を舉行す
- 同 年十月十五日 天皇陛下の 御眞影を下賜せらる
- 同 三十四年四月十三日 分校の組織を改めて本校となし千葉縣成東中學校と改稱する旨達せらる
- 同 年五月十二日 開校式を行ふ、爾後此の日を本校創立記念日とす

- 同 年五月十七日 千葉縣立成東中學校と改稱の旨達せらる
- 同 年十月十四日 校長事務取扱田中玄寅本校々長兼教諭に任せらる
- 同 年十二月五日 寄宿舍落成す

- 同 三十五年八月 控所(現今甲部控所)二十坪教室五十五坪(現今の第二校舎の南部)を關十三坪増築
- 同 三十七年七月一日 神宮皇學館教授山崎正矩本校々長に任せらる時に學級數八
- 同 三十八年四月十二日 第一回卒業生三十名を出す

寄宿舍の狀況 明治三十四年十二月五日寄宿舍の新築落成し同三十五年一月十九日開舎して
善養寮と稱した。當時本校は九十九里沿岸に於て唯一の縣立學校で遠く長生夷隅海上、匝瑳等より
入學する者相當多かつた。隨て舎生も年と共に次第に増加して收容定員を超過し狹隘を感じるに
至り訓練上衛生上の不便が少くないので校友會で寄宿舍一棟を新築して收容することにした。然
るに其の後交通機關の發達に加ふるに縣立學校の増設に依り舎生は次第に減少し學校として其
の必要を感じざるやうになり閉鎖するに至つた。

生徒運動競技の狀況 由來當校は質實勤勉の美風を鼓吹するを旨とし一應學術の獎勵に邁進
し運動競技の方面は唯剛健の氣風を養成する手段としてランニング特に長距離競走に重きを置
いて年數回の競走會を行つたに過ぎなかつた。毎年秋季に行はれる陸上大運動會の如きは娛樂本
位の種目のみを選び優勝旗の争奪は各學年より選手を出して單に長距離一種目のみの成績に依
て之を決定他の競技種目の如きは殆どこれが附屬に過ぎない状態であつた。庭球部も古き歴史を
有し嘗ては優良な選手を出して縣下に其の名を知られたこともあつた。野球部は其の創設三十八

年で其の頃刀水を渡りて茨城縣龍ヶ崎中學校に遠征したこともあつた。練習不足の爲破れたれども其の當時に在つては他縣の遠征は稀有のこととて壯舉といふべきであつた。

入學者狀況

年 度	入學志願者數	入學許可者數	同上百分率	年 度	入學志願者數	入學許可者數	同上百分率
明治三十三年度	一一九	八四	七一	明治三十四年度	一一八	八二	六九
同 三十五年度	一一四	九七	八五	同 三十六年度	一〇〇	九一	九一
同 三十七年度	九七	九三	九六	同 三十八年度	一二六	九五	七五

第一回卒業生の成績 同校創立第一回卒業生は三十八年四月卒業證書を授與されたるが其の後これ等の卒業生は何れも上級學校に入學を希望したる者多かつたが其の成績頗る佳良に卒業生三十名の中官立學校入學を許可されたる十五名あり左の如し

- 高等學校 古川 興 早尾丑麿以上第一高 安井 優第二高 奈良要吉第五高
- 東京高等師範學校 太田武雄 布留川昇
- 廣島高等師範學校 高柳 勇
- 東京高等商業學校 久我貞三郎
- 陸軍士官候補生 奈良要吉 宇津木慶之助 佐久間勇 鷺見 碩 福島 成 篠崎 晃
- 外國語學校 古川 洪
- 東亞同文書院本縣派遣生 鵜澤重吉

學校長 初代の校長は田中玄黄であつた。創立以來銳意内容の充實と設備の完整を期し、明治三十三年六月校舍一棟及生徒控所其の他附屬建物を新築し、其の翌三十四年十二月には寄宿舎を竣功し、更に三十五年八月教室の増築を行ひ一と先校舎の設備を完成した。生徒の訓練上に就ては規律節制の訓練、勤勞愛好の氣風を涵養するに常に注意を拂ひ、父兄會を開いて學校の方針を明にし、三十七年六月朝鮮に於ける日韓語學校の招聘に應じて本校を去り、後任には伊勢皇學館教授山崎正矩、本校々長に任せられ創立以來第一回の卒業生三十名を出した。

5. 木更津中學校

二十七八年戰役直後國運發展の機運に會し教育振興の聲愈高く中學教育の必要を感ずる者益多く三家村裡亦國民教育の義務を解するに至つた。當時中等教育機關の備はらない本郡の有志はこれが設立に奮起し其の結果は縣が提出したる三十二年豫算中學校増設案中に木更津中學校の項目が加へられた。然るに三十一年十二月開會の縣會は種々の事情に妨げられ僅に千葉中學校木更津分校として認めらるの外なかつたのである。

沿革大要 明治三十三年二月二日千葉縣千葉中學校木更津分校設置を認可された。これ本郡に於ける中等教育機關の設立を見たる嚆矢である。此より先三十二年六月縣は位置を現在の地眞舟村請西字四房現在眞舟村は木更津町に合併に指定して敷地六千坪を木更津町に現金二千圓を郡内の町村より寄附せしめて其の工事を進めたのである。三十三年二月八日眞舟村請西祥雲寺を假校舎に充て其の事務を開始し、四月十日第一學年生徒八十五名の入學式を行ひ同十三日授業を開始し、こゝに始めて本校が呱呱の聲を挙げたのである。同六月二十七日新校舍第一期工事落成を告げ、同七月十四日朝

野の名士を招き盛大なる開校式を舉行した。同九月十日 兩陛下の 御眞影を下賜せらる。更に同十一月縣會の決議により本校に組織を改めた。三十四年四月十三日分校を廢し千葉縣木更津中學校を設置され教諭福井安舒學校長事務取扱を命ぜられた。同月校舍第二期工事落成し同五月十七日千葉縣立木更津中學校と改稱された。同十月十四日教諭福井安舒學校長兼教諭に任ぜらる。三十五年二月校舍第三期工事及寄宿舎竣工し同月二十五日寄宿舎を開いた。同四月十三日第一回記念式を擧げ爾來恒例とした。三十六年二月教員室増築工事同七月教室増築工事落成した。三十八年三月本校第一回卒業生三十名に卒業證書授與式を舉行した。同年十一月多年の懸案にかゝる本縣中學校の改廢問題は縣會に於て縣當局提案に依り突如本校は再び分校に縮小されんとした。これを聞いた郡内の有志は時の郡長に迫りて郡會に提議し一時郡費により其の經費の一部を負担しこれが爲辛うじて本校として原狀を維持することを得た。其の後間もなく再び縣會の決議に依り本校に復活した。爾來幾多の變遷發達を遂げ本郡唯一の中學校として又青年教化の中心として本郡文化の進展に寄與すること頗る多く校運の益隆盛を見るに至つた。津郡誌に據る所多し

創立以來の入學者及生徒數 明治三十三年四月本校創立以來同三十八年に至る入學志願者數及生徒數等は左の通り

年 度	創立以來ノ入學者及生徒數卒業生數				卒業生ノ狀況			
	入學志願者數	入學者數	許學級數	生徒數	卒業生數	高等專門學校入學	師範二部入學	其他學校官公員其ノ他
明治三十三年度	九三	八六	二	八六				

明治三十四年度	六七	六七	三	一三二				
同 三十五年度	六三	六二	四	一七五				
同 三十六年度	七七	七六	六	二二二				
同 三十七年度	九三	九〇	六	二八三	三〇	三	八	二
同 三十八年度	一一二	五五	七	二六四	二六	三	八	二

學校長及職員 明治三十三年二月靜岡縣菲山中學校教諭福井安舒千葉中學校木更津分校教諭兼主事に任ぜられ翌三十四年四月分校を廢止し木更津中學校設置せられ教諭福井安舒校長事務取扱を命ぜらる。同年十月教諭福井安舒校長兼教諭に任ぜらる。同三十五年九月三十日學校長兼教諭福井安舒休職を命ぜられ後任として同十月七日東京府女子師範學校教諭大塚薫學校長兼教諭となる。同三十八年九月二十八日學校長兼教諭大塚薫兵庫縣立龍野中學校長に轉任。同日笠原正二學校長に任ぜられた。

創立當時の職員は海老根富次郎、山口敏、日置次郎、根岸常次、山崎周太郎、玉越要七、牧、愷、淺間健藏、安川文時、笹森惠之助の諸氏であつた。

6. 大多喜中學校

夷隅の地丘陵が多く土地僻在して比較的文化的の進歩遅々たる様があつた。大多喜町は當時郡内

に於て交通の要衝に當り且地方行政の中心として文化の向上より見て地方人士の中學校設立を希望すること切なるものがあつた。會々縣會に中學校増設の議現るゝや、各地競うて其の設立を熱望するに至つた。この時に當つて大多喜町民はよく其の機先を制して巨額の金圓を寄附提供して其の切なる情を縣當局に訴へ、漸く其の目的を達してこゝに設立の實現を見たのである。

沿革の概要 明治三十三年二月二日千葉縣大多喜中學校設置の件達せられ同月十四日元岩手縣師範學校長であつた村上孚光本校長に任せらる。同年四月三十日大多喜尋常小學校に於て開校式を擧げ爾來同日を創立記念日とした。同五月一日夷隅郡役所内省試館で授業を開始し同六月二日舞鶴城址の新築校舎に移轉した。翌三十四年三月三十日新築落成式を行ひ舊藩主大河内子爵をはじめ知事代理西谷視學官縣會議員郡長町村長小學校長等無慮二百餘名參列し盛會裡に式を終つた。同年五月十七日校名を千葉縣立大多喜中學校と改稱した。校舎は舞鶴城の二の丸に建設した。本丸は上段と稱し梅林あり運動場として使用せるも、後其の一部を作業科の國藝實習地に充てることになつた。校舎の位置は正面の校舎後部の校舎講堂、武道場、理化教室、寄宿舎の順序に建設した。敷地は始め六百六十五坪であつたが後漸次擴張して今は二千七百二十七坪となり生徒體育の向上に資する極めて大なるものがある。

寄宿舎の状況 本校寄宿舎は靜修舎と稱す。本校運動場東北側に地をとり明治三十五年四月二十一日落成し同年五月一日より開舎した。其の後本校の學級増加と共に舎生も漸く増加して遂に百名を超え寄宿舎のみでは狹隘を告げ附近民家を借りて分舎とした。爾來各郡に中學校の増設さるゝと共に舎生も漸次減少して六十名内外となつた。

生徒運動競技の状況 當地方は一般に體格が宜しくない。従つて本校に入學せるものも他校に比して稍々劣るの觀があるので、務めて運動を奨勵して其の向上に圖りつゝある。劍道、柔道、競技、庭球、水泳の各部とも教師指導の下に熱心に行はる。特に月水は全校生徒の課外運動日で放課後何れかの部に入加して盛んに練習した。各部部員は劍道百十名、柔道九十名、競技二十八名、庭球五十五名、水泳二十七名であつた。

學校長 村上孚光は創立當初より學校長として來任し、よく創業の功を完うして設備内容共に充實し又教育勅語の御聖旨に基き校訓として學規五條を造り本校教育の基礎を確立した。

7. 安房中學校

安房は地形上劃然たる一國をなして民俗も質素醇朴で勤勞を厭はない美風がある。而して世運の進歩に伴つて教育普及し小學校卒業後尙進んで中等普通教育を受ける爲、遠く千葉、東京に游學するもの漸く多きを加ふるに至つた。本郡にも亦一中學校の設置を望むの聲次第に高くなつた。當局も茲に見る所あつて熱心に其の設立を唱和した。初め當局は北條に設置せんとして提案したるに縣會は其の所見を異にしこれを大山村に變更した。縣はこれに同意を與へないので自然消滅となり其の結果他の新設學校より一箇年後れ幾多の迂餘曲折を経て漸く當初の目的地に決定した。沿革の概要 明治三十三年五月千葉縣安房中學校設置の旨告示あり。翌三十四年三月一日栃木縣師範學校教諭狩野應力校長兼教諭に任せられた。同月八日着任と共に假事務所を安房郡役所内に設け開校の準備をなし生徒募集に着手して應募者百四十六名を得た。同四月一日北條小學校に於て選抜試験を行ひ其の中の九十九名に對し入學を許可した。同月八日郡内有力者を招待して始

業式を行ひ郡會議事堂を當分の間假校舍に充て授業を開始した。同五月十七日本縣告示を以て千葉縣立安房中學校と改稱の旨達せられた。同八月三十一日校舍新築落成し九月二日移轉した。其の坪數百七十三、別に生徒控所四十坪あり、工費は本校舎六千五百八十六圓、生徒控所一千五百五十二圓を要した。敷地は六千坪の面積を占め高燥で四圍は翠色滴る松林に包まれ閑靜で俗塵を交へない。三十五年五月二十五日新築校舍落成式を舉げ縣より書記官川島純幹、視學官西谷虎二臨席し朝野の名士多數參列して盛會裡に行つた。爾來此の日を本校創立記念日と定めた。

三十六年五月三十一日寄宿舎及銃器室等新築竣工し同六月十五日寄宿舎を開いた。寄宿舎は百六十五坪工費四千五百八十四圓、食堂賄所等七十九坪工費二千三百九十七圓、病室十坪工費二百九十六圓、賄所物置六坪工費九十八圓を要した。

寄宿舎は二棟あり、これを左に區分した

- 一 生徒 室 八(自習室寢室兼用 一室二十四疊)
- 二 閱 覽 室 二(一室六疊)
- 三 舍 監 室 一(事務室寢室兼用 八疊)
- 四 週 番 室 一(八疊)
- 五 小 使 室 一(六疊)
- 六 湯 呑 所 一
- 七 食 堂、炊事場、浴場
- 八 便 所

明治三十六年十月十五日 兩陛下の 御眞影を拜戴した。

同三十八年四月より一年級より五年級に至る生徒各二組十學級に編制した。翌三十九年三月三十一日第一回卒業證書授與式を行つた。

訓育の綱領 狩野校長が在職中専ら質實剛健の校風、校是の樹立に努力したるが、其の訓育の綱

領として擧げたるものは左の如し

第一 綱 領

本校生徒は教育に關する 勅語の御趣旨を服膺し奉り其の體を養ひ其の智を磨き其の徳を進めて高尚なる品性を修め遠大の志望を抱き以て他日身を立て國に報ゐんことを期すべし。依て其の本分を示す

- 一 忠孝を第一とすべし
- 二 誠實を盡すべし
- 三 勇氣を養ふべし
- 四 公德を尙ふべし
- 五 勤儉を行ふべし
- 六 武道を嗜むべし
- 七 規律を重すべし

第二 禁 制

- 一 喫煙飲酒をなすこと
- 二 風紀を亂す所に入る事
- 三 其の他生徒たる體面を汚すこと

入學者の狀況 明治三十四年四月開校以來同三十八年まで五箇年間の入學志望者及入學許可者の狀況は次の通り

年 度	入學志望者數	入學許可者數	許可歩合	年 度	入學志望者數	入學許可者數	許可歩合
明治三十四年度	一四五	九九	六八、三	明治三十五年度	一〇五	九二	八八、六
同 三十六年度	一〇八	九八	九〇、七	同 三十七年度	一一八	九五	八〇、五
同 三十八年度	一〇三	九一	八八、三				

學校長 初代の校長は狩野鷹力で創業に鋭意盡瘁し校舎の建築に諸規則の制定に校友會の設立に質實剛健の校風是の樹立に苦心經營したること枚擧に遑がない。勤績十二年四月に及び卒業生四百三十九人を出した。

8. 銚子中學校

明治三十一年十二月の縣會に縣が中學校の増設を提案するや銚子有志者はこれが設立に奔走盡力し其の結果無事に縣會を通過して其の設置を見るに至つた。三十三年二月二日千葉縣銚子中學校設置の件認可され同年四月一日開校校長には青森縣師範學校教諭横田正意任せられた。三十四年三月二十八日開校式を舉行し知事代理吉見書記官をはじめ縣より警部長、視學官、臨席其他朝野の名士二百餘名に及び頗る盛況を呈した。同年五月十七日千葉縣立銚子中學校と改稱された其後本校の生徒數は他の學校に比して著しく増加なく、毎年の募集人員は一學級の定員に對して僅に五六名乃至十名の超過に過ぎなかつた。次で三十八年十二月の縣會に於て縣は中學校の改廢を斷行せんとして三十九年度豫算中より銚子中學校及松戸分校の經費を削除して提案した。これが爲本校は開校以來二回卒業生を出したるのみで三十九年三月三十一日限り廢校の止むなきに至つた。

9. 私立成田中學校

沿革大要 私立成田中學校は明治三十一年十月七日文部大臣の認可を得て舊成田英漢義塾を改稱せるもので圖書館、高等女學校、幼稚園、感化院と共に成田山新勝寺の施設する文化事業の一である。

英漢義塾は明治二十一年八月新勝寺住職大僧正三池照鳳師が地方中等教育機關の不備を歎じ同地の有志謀りて設立したるもので、中學校程度の學校として高等小學校卒業以上の者を收容し年々卒業生を出したるが、時勢の進運に伴ひ組織變更の必要を感じ、三十一年七月新勝寺院代少僧正服部照和師は當時在歐中であつた塾主前貫主石川照勤大僧正の命を受けて中學校認可を文部大臣に稟請し、阿部本縣知事の視察となり、遂に其の年十月七日成田中學校と改稱の件認可された。此の時まで校舎は成田東谷なる現圖書館の位置に在つたが、中學校認可と共に現校舎に新築工事を起し、三十三年六月竣工した。これより先同年三月には徴兵猶豫の特典を附與せられ、又校主前貫主石川大僧正が歸朝せられ、其の年六月二十七日をトして落成式を舉行し、文部大臣樺山資紀をはじめ朝野の名士多數の參列があつた。

校主及校長主監 校主は明治三十一年七月より新勝寺貫主これに當り、三十四年七月以降は校主自ら學校長を兼ね、實務は事務代理若くは主監を置きて統理した。學校長は明治三十一年一月より三十二年八月まで文學博士喜田貞吉就任、三十二年八月より三十四年七月まで竹内楠三これに當つた。三十四年七月以後は栗根鐵藏學校長事務代理として校務を處理した。又別に理事を置き三

橋金太郎創立當初よりこれに當つて居る。

教育方針 本校設立の趣旨に基き先づ人を作ることを眼目とし従つて訓育の核心は一に勅諭詔書の聖旨を奉戴し特に實踐の要目としては剛毅禮讓報恩規律を重んじ勤勉で勞作を厭はない習慣と實力の養成に務むるものとす。

卒業生 明治三十五年三月はじめて第一回卒業生六名を出した其の氏名を擧ぐれば

小野寺精一郎(現新潟縣立村) 飯倉文甫(現朝鮮總督府選) 秋山篤英(現青森縣立八) 黒田政吉(未詳) 三橋信吉(死亡) 竹尾丑之助(死亡)である。

次で三十八年三月までに第二回に八名第三回に十八名第四回に二十二名都合五十四名を出して居るこれ等の卒業生中其の重なるものは第二回に加納金助(日本大) 神崎義俱(東京不動信用) 高橋照文(山口縣水産) 第三回に飯倉貞造(海軍) 加藤右二(東京株式會社) 第四回に泉仙助(醫學博士金澤) 鈴木亮(現縣會) 伊藤昇(試驗場長) 大佐 第一銀行本店 鈴木亮(現縣會) 伊藤昇(東京芝浦製) 宮野源一郎(京都市日本レヨン) 等である。
(東京芝浦製) 宮野源一郎(京都市日本レヨン) 等である。
(株式會社常務取締役) 等である。

第二節 高等女學校

一、概 況

日清戰役後一般に教育熱が勃興し義務教育より中等高等の教育機關は之を戰前に比すれば其の面目を一新したるものが少くない然るに獨女子教育に至りては諸般の施設未だ整はず其の普及上進に於て未だ男子の教育と相伴はない憾みがあつた當時我が國の女子中等教育の狀況を觀

ればこれを男子の中等校に比して校數は凡六分の一に當り生徒は十分の一に過ぎない其の懸隔も甚しいといふてよい惟ふに一國文明の鞏固なる進歩發達は男子のみの教育に依つて得らるゝものではない社會は男女兩性の相合して成れる社會である其の一半なる女子が若し其の智識徳性他の一半なる男子と相駢行するでなければ其の社會は甚だ不健全のものである不健全の社會を以て構成された國家の眞實の隆昌のあるべき理はない文明の進歩と女子の地位の上進とは正比例をなすものである然るに世の中等教育の必要を説くもの男子の中等校設置に熱中して却て女子の高等女學校設立に關しては顧みない觀がある誤れるも亦甚しいといふべきである女子教育の普及上進を圖るは實に當時の時勢に於ける最急要務であつたのである。

二、高等女學校令及其の他關係法規

高等女學校令 明治三十二年二月政府は勅令第三十一號を以て高等女學校令を公布した同令に依れば高等女學校は女子に須要なる高等普通教育を爲す所とし北海道及府縣は高等女學校を設置すべく郡市町村又は町村學校組合及私人も亦設置することを得るものとした高等女學校の修業年限は四箇年とし土地の情況に依りては一箇年を伸縮することが出来るものとした又高等女學校には二箇年以内の補習科を置き尙ほ女子に必要な技藝專修科及卒業生の爲に專攻科を置くことを得るものとした入學者は年齢十二年以上で高等小學校第二學年の課程現行尋常小學卒業に當るを終りたる者又は同等の學力を有するものとした。

高等女學校令施行規則 明治三十四年三月二十二日 文部省令第四號を以て高等女學校令施行規則を制定し同時に三十二年二月發布の高等女學校編制及設備規則及高等女學校の學科及其の程度に關する規則を廢止した。本令に依ればこれを八章に分ち(一)學科及其の程度(二)學年教授日數及式日(三)編制(四)設備(五)設置及廢止(六)入學、在學退學及懲戒(七)補則(八)附則とし從來の規程を一法令の中に網羅し、これを整備擴充した。學科目は修身、國語、外國語、歷史、地理、數學、理科、圖畫、家事、裁縫、音樂、體操とし、修業年限を短縮した學校では外國語を缺く、修業年限を短縮しない場合でも外國語はこれを缺いて隨意科目と爲すことも得るものとし、音樂は學習困難と認める生徒にはこれを課せざるもよしとした。以上の學科目の外に隨意科目として教育手藝の一科目又は二科目を加ふることを得るものとした。但修業年限を短縮した學校ではこの限でない。學科目の程度及其の教授要旨は從前の法令と餘り差異がないのでこゝには省略する。各學年に於ける各學科目の毎週教授時數は左表に依る。

學科目	學年			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	二	二	二	二
國語	六	六	五	五
外國語	三	三	三	三

計	手藝	教育	體操	音樂	裁縫	家事	圖畫	理科	數學	地理	歷史
二八			三	二	四		一	二	二	三	
二八			三	二	四		一	二	二	三	
二八			三	二	四	二	一	二	二	二	
二八			三	二	四	二	一	一	二	三	

教育ヲ加ヘタルトキハ其ノ毎週教授時數ハ二時トシ第四學年ニ於テ國語ノ毎週教授時數ヲ減シテ之ニ充テ手藝ヲ加

第四章 中等教育

ヘタルトキハ其ノ毎週教授時數ハ二時トシ二學年以上裁縫ノ毎週教授時數ヲ減シテ之ニ充ツ又外國語ヲ缺キタル學校ニ於テハ其ノ毎週教授時數ハ便宜他ノ學科目ニ配當ス
 修業年限ヲ延長シタルトキハ各學年ニ於ケル各學科目ノ毎週教授時數ハ左表ニ依ル

學科目	學年				
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身	二	二	二	二	二
國語	六	六	六	五	五
外國語	三	三	三	三	三
歷史		三	三	二	二
地理		三	三	二	二
數學	二	二	二	二	二
理科	二	二	二	二	二
圖畫	一	一	一	一	一
家事				二	四
裁縫	四	四	四	四	四

教育ヲ加ヘタルトキハ其ノ毎週教授時數ハ二時トシ第五學年ニ於テ國語ノ毎週教授時數ヲ減シテ之ニ充テ、手藝ヲ加ヘタルトキハ其ノ毎週教授時數ハ二時トシ二學年以上裁縫ノ毎週教授時數ヲ減シテ之ニ充ツ外國語ヲ缺キタル學校ニ於テハ其ノ毎週教授時數ハ便宜他ノ學科目ニ配當ス
 修業年限ヲ短縮シタルトキハ各學年ニ於ケル各學科目ノ毎週教授時數ハ左表ニ依ル

計	學科目			
	音樂	體操	教育	手藝
二八		三		
二八		三		
二八		三		
二八		三		
二八		三		

第四章 師範教育

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	二	二	二
國語	八	八	七

計	體	音	裁	家	圖	理	數	地	歴
	操	樂	縫	事	畫	科	學	理	史
二八	三	二	四		二	二	二	三	
二八	三	二	四		一	三	二	三	
二八	三	二	四	三	一	一	二	三	

土地ノ情況ニ依リ前三表中各學科目ノ每週教授時數ヲ増減スルノ必要アルトキハ其ノ事由ヲ具シ文部大臣ノ認可ヲ受クベシ但シ每週教授時數ハ三十時ヲ超ユルコトヲ得ズ

補習科の學科目は第一條の學科目中に就きてこれを定め又補習科の各學科目は隨意科目と爲すことを得る。技藝專修科の修業年限は二箇年乃至四箇年とし、其學科目は技藝に關する學科目の外、修身、國語、數學、理科、圖畫、家事、裁縫、音樂、體操とし、數學、理科、圖畫はこれを缺き又は隨意科目を爲すことを得べく、音樂は學習困難なりと認めたる生徒にはこれ課しなくともよい。技藝に關する學科目の種類及各學科目の程度は文部大臣の認可を受けるものとした。專攻科の修業年限は二箇年又は三箇年とし、專攻科の學科目及其の程度は文部大臣の認可を受けなくてはならぬ。高等女學校の生徒數學級の編制及教員の數に關してはすべて中學校令施行規則の規定を準用するものとした。其の外設備設置及廢止、入學、在學、退學及懲戒、補則等は其の大部分は中學校令施行規則を準用するものと規定した。

次で三十七年二月二十二日文部省令第四號を以て設備の項第二十六條を左の如く改め

第二十六條 校地、校舎、寄宿舎、體操場、校具及住宅ニ關シテハ中學校令施行規則第二十五條第二十六條第三十五條及第三十六條ノ規定ヲ準用ス

次に第二十七條乃至第二十九條を削除した

三、教授要目其他

高等女學校教授要目 文部省は明治三十六年三月高等女學校教授要目を編纂してこれを公示し、地方長官は宜しく各高等女學校校長をして之を斟酌し適當なる教授細目を定め以て各學科教授の効果を完からしめんことを力むべし」と訓令した。其の實施上の注意は左の通り

本要目實施上ノ注意

- 一、高等女學校ニ於ケル教授ハ常ニ訓育ト相待チテ高等普通教育ノ目的ヲ達センコトヲ期スヘシ
 - 二、教授ハ各學科目固有ノ目的ヲ失ハサルト同時ニ相互ノ連絡ヲ保チ且小學校ノ教科ト關聯シテ全體ノ統一ヲ圖ルヘシ
 - 三、教授ハ漫ニ繁多ノ事項ニ涉リ又ハ形式ニ流ル、コトナク生徒ヲシテ正確ニ理會シ應用自在ナラシメンコトヲ期スヘシ
 - 四、學科目ノ性質上止ムヲ得サルモノ、外ハ教科書ヲ用ヒテ之ヲ教授スヘシ教科書ハ常ニ之ヲ活用センコトヲ留意シ之カ爲ニ箝束セラレザランコトヲ努ムヘシ
 - 五、教科書ハ其ノ選擇ヲ慎ミ濫ニ之ヲ變更スルコトアルヘカラス
 - 六、教授ハ學年ノ始ニ精クシテ其ノ終ニ粗ナルカ如キ弊ニ陥ラザランコトヲ要ス
 - 七、修業年限ヲ伸縮シタル場合ニ於テハ適宜本要目ヲ斟酌スヘシ
 - 八、教授用備品ハ教授上差支ナキ限必シモ正式精緻ノモノタルコトヲ要セス成ルヘク日用品ヲ利用シ又ハ教員自ラ製作シテ之ニ充テンコトヲ力ムヘシ
 - 九、諸學科目ニ通スル備品ハ教授上差支ナキ限成ルヘク之ヲ兼用スヘシ必シモ各別ニ之ヲ備フルコトヲ要セス
 - 九、學校所在地ニ圖書館、博物館、工場、試驗場等ノ設アルトキハ之ヲ利用スルコトヲ怠ルヘカラス
- 本縣知事は縣立千葉高等女學校に對し同三十六年三月二十日同文の訓令を發して各學科

の教授細目を定めしめたのでこれより各教科の連絡統一が齊整しこれが爲に教授の効果大に擧るに至つた。

高等女學校家事衛生ニ關スル釋義三十年二月九日 女子高等師範學校照會 甲第一五號

客年十二月二十四日付甲第三三五號ヲ以テ相付置候當校附屬高等女學校規則中改正ノ儀ハ本月二日付ヲ以テ御指令相成其中家事衛生削除ノ件ハ御許可無之候處右ハ彙ニ伺書ヘ添付ノ理由書ニモ記載致置候通當校附屬高等女學校ニ於テハ理科ニ於テ衛生ヲ授ケ家事ニ於テ衣食住ニ關スル事項ヲ授クルカ故ニ家事衛生トシテ別ニ教授スヘキ事項ヲ見出スニ苦シミ候條其教授事項御指示相成候様致度此段及御照會候也

右普通學務局回答三十年三月二十七日 西普甲五五四號

客月九日甲第一五號ヲ以テ貴校附屬高等女學校家事衛生教授事項ニ關シ御照會ノ趣了承右理科ニ於ケル衛生ハ生理ト共ニ教授スルトコロノ私己衛生ニシテ家事衛生ハ私己衛生ノ一分科ニ屬シ主ハラ家事ニ關スル特殊ノ衛生ヲ指スモノニシテ即チ衣食住中ノ衛生ニ關スル事項及看護法救急法等ニ有之候且右家事衛生ハ女子處世上最モ必要ト被認特ニ明治二十八年文部省令第一號高等女學校規程中ニ加ヘラレタル義ト存候條右ノ趣旨ニ依リ教授事項御選定相成可然此段及御回答候也

四、千葉高等女學校

創立當時の狀況

本校は本縣高等女學校最古の學校で其の創立は明治三十三年三月にあり同月十二日文部省より「千葉縣高等女學校を假に千葉縣千葉郡千葉町に設置の件認可せり」と告示せられたに因る。斯くて其の設立準備に着手し舊千葉中學校校舍現今縣教育會館の敷地を假用して教室其の他

に充てることになつた。最初の入學生徒は九十七人にあつたが、これを學歷に依り一學年と二學年に區別し一學年生五十人、二學年生四十七人の二學級に編制した。これ等生徒を郡別にすれば千葉郡六十八人、内千葉町在住五十七人、夷隅、長生各六人、市原、山武各三人、香取、匝瑳各二人、印旛、安房、海上各一人で、君津、東葛飾兩郡は一人も志望者はなかつた。

創立當時の職員は校長一名、教諭二名、助教諭二名、書記一名計六名であつた。其の氏名擔任學科等は次の如し。

擔任學科	職名	氏名	擔任學科	職名	氏名
歴史、習字、體操	校長	澁谷 愛	修身、地理、理科、算術	教諭	小池 民次
	助教諭	草川 よし	國語、習字	助教諭	木原 よね
裁縫	兼助教諭	高野 きい	書記		富山 彌

校舎ははじめ師範學校女子部の建物でありしを、後に千葉中學校がこれに移りて殆ど十餘年間も使用したる跡なれば、壁は古びて黒く廊下はトンネルの如く暗く最も不完全で、其の上生徒の増加に伴つて教室と寄宿舎との區別もつかぬ程狹隘を告げ、通常の机腰掛をも排列すること出来なく僅に授業を爲し來りしが、三十五年四月より二箇年繼續を以て校地を寒川新宿に卜して新築工事に着手し翌三十六年三月満一箇年の日を費して大體の竣功を見るに及んだ。其の概要を擧ぐれば敷地六千四十一坪、建物棟數九、延坪五百九十八坪餘、工費三萬二千七百十三圓餘を要した。同月

二十九日落成式を行ひ石原健三知事を始め官民の來賓頗る多く盛況を呈した。當日生徒の祝歌は左の如し。

みどり色き野邊を包む、かすみの衣の袖が浦、風ものどかに開きて匂ふ、學びの庭の花ぞあらた、誦へやいはへもろともに

御代の光のくもりも見えぬ、鏡の如き袖が浦、人の心を日々研ぐ、學の窓はけふぞあらた、よろこびうたへ皆ともに

この落成式の費用は大かた千葉町有志者の寄附になりしものにて、尙紀念の爲に樹木を植ゑ花瓶類の類をも寄附したりといふ。

其の翌三十日第一回卒業證書授與式を行ひ、知事以下また多數の來賓があつた。卒業生は四十八名でこれ等卒業生は創立の際いづれも二年級に編入されたものである。其の氏名は左の通り。

- 石塚 俊 伊藤 とよ 岩瀬 すみ 泉 むめ 五十嵐 かや 富山 てい 沼田 靜
- 落合 しげ 岡田 力 渡邊 喜多 和田 喜美 綿貫 むら 和田 あい 横田 はる
- 竹内 しげ 瀧川 順 高山 よし 土屋 祐 土屋 けい 長島 ふみ 長島 りよ
- 長尾 桑 漆原 ぎん 黒川 ます 久保 とき 黒川 かめ 山本 もと 牧 よね
- 藤崎 さよ 福井 幸 小出 なみ 小出 しげ 縣 ひで 麻生 茂 秋野 かう
- 三枝 ツネ 佐々 たつ 酒井 ひさ 齋藤 つる 湯淺 たか 宮地 あい 三木 喜久
- 宮内 クラ 下村 菊千代 茂田 男勇 森 ゆり 清宮 しづ 鈴木 りう

これを府縣別にすれば本縣四十二人、東京府、栃木縣、香川縣、高知縣各一人、愛知縣二人であつた。卒業

生は在學中教育科を兼修して其の證明書を得れば無試験檢定にて直に尋常小學校本科正教員の免許狀を得られるので教員となつたもの十餘名あり又補習科に入りし者十五名東京に遊學する者兩三名其の他は概ね家庭に在りて父母の業を助くるものであつた。

其の後年一年に進歩發達し三十七年には生徒數三百有餘名に上りこれを八學級に編成した。校長は事務取扱として視學官下條幸次郎これに任じ其の下に教員十四人あつた。本校は縣内唯一の高等女學校であつて其の卒業生は將來の日本婦人として品位を高くし知能を増し徳操を進めて日本社會の發展を促すへき關鍵を爲すものであるから世人も大に期待した。左に少しく當時の狀況を述べれば

學費は寄宿生なれば食費は一日十四錢と月々の諸雜費七十錢ばかりと授業料一圓四十錢圖書學用品平均九十錢と見て一ヶ月七圓二十錢にて足りる。尤もこれは平均であるから月によりて多少の増減はあるであらう。寄宿舎には舎監があつて取締は相當行届けども唯生徒の祖母などが内々にて小遣錢を與ふるものあるに苦しむといふ。本人は五十錢以上を所持することが出来ない。其の餘は悉皆舎監に預ける定めで浪費を防ぐことなれど内々の小遣を持つものは他の風紀をも害するやうになる。祖母などの考では定めて窮屈ならんと想像するであらうが實際は相當の運動もしたり大祭祝日等にはそれ〴〵娯樂もあり又病氣などの節は舎監の世話が充分に行届くのであるから取越苦勞をするには及ばないのである。

衣服は本綿の筒袖と定め蝙蝠傘、下駄の類も之に準じて質素な物を用ひさせ袴はメリンスの類として又病氣の外は寒中にも襟巻を用ひることを禁じ、鉛粉、指環、簪の類はこれを使用せしめない。

課外には時々名家を招きて講演を聞き就中外國人にはダンマパーラ氏ミス、ヒュースミス、バラード氏等の講演

もあり上級生には有志者に挿花を教へ寄宿生には夜間茶の湯をも授け又家庭衛生の一助として按摩導引の法をも教へる但看護術は一般にこれを説明して居る。

體育は近頃頗る進歩し上級になるに従つて健康となつたものが多い。上級生徒の東京へ旅行させた時など附添職員も其の健脚には驚かされる程であつた。

寄宿舎の夜警は四季毎に毎夜不寢番を置き警察署は特に警邏を設けて内外共に嚴重に取締をして居る。

學則 明治三十三年四月より設置したる本縣唯一の縣立千葉高等女學校の學則は、同年三月二十日縣令第十四號を以て公布された。本校創立當時の學則なれば、左に其の重なるものを擧ぐることにす。

第一章 總則

第一條 本校ハ明治三十二年勅令第三十一號高等女學校令ニ基キ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施スヲ以テ目的トス

第二條 本校ノ修業年限ハ四箇年トシ生徒ハ三百二十名トス

第三條 本校ノ學科目ハ修身、國語、歴史、地理、數學、理科、家事、裁縫、習字、圖畫、音樂及體操トシ隨意科目トシテ外國語及漢文ヲ加フ

第四條 各學科ノ課程ハ別表ノ如シ

第四章 授業料

第三十四條 授業料ハ一個月金壹圓貳拾錢トシ在學中ハ出席ノ有無ニ拘ラス毎月十日迄ニ納メ特ニ其期日ヲ指定シタルトキハ指定ノ日マテニ之ヲ納ムヘシ但シ毎年八月ハ之ヲ納ムルヲ要セス

第三十五條 授業料ヲ期日迄ニ納メサルトキハ保證人若クハ代理保證人ヨリ之ヲ納メシムヘシ但滯納三十日以上ニ及フトキハ除名ス

第五章 寄宿舎規程

第三十六條 生徒ハ自宅ヨリ通學スル者若ハ校長ノ許可ヲ受ケタル者ノ外總テ校内ニ寄宿セシム
寄宿舎ニ關スル規則ハ別ニ之ヲ定ム

第六章 賞罰及賠償

第三十七條 品行方正學術優秀ノ者ニハ一學年間ノ授業料ヲ減免ス
第三十八條 規則及命令ニ違背シタル者又ハ學校ノ風紀ヲ害スル者ハ其輕重ニ依リ戒飾留置停學若ハ放校ノ罰ニ處シ尙戒飾留置停學ノ罰ニ處セラレタル者ニハ品行點ヲ減ス但留置ハ一日二時以内日數三十日以内トシ停學ハ一週日以上一學年間以内トス

第三十九條 學校ノ建物器具若ハ標本等ヲ毀損又ハ亡失スルトキハ其情狀ニ依リテ相當ノ賠償ヲ爲サシム

學科課程

學科	學年			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
國語	一	一	一	一
修身	一	一	一	一
算學	二	二	二	二
理科	二	二	二	二
地理	一	一	一	一
歷史	二	二	二	二
裁縫	七	七	七	七
家事				
圖畫	二	二	二	二
音樂	一、五	同上	同上	同上
體育	二、五	同上	同上	同上
計	二、八	二、八	二、八	二、八
外國語	三	三	三	三
讀取、譯字解	三	三	三	三
文法、會話	三	三	三	三
同上	三	三	三	三
同上	三	三	三	三

學科	學年			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
國語	一	一	一	一
修身	一	一	一	一
算學	二	二	二	二
理科	二	二	二	二
地理	一	一	一	一
歷史	二	二	二	二
裁縫	七	七	七	七
家事				
圖畫	二	二	二	二
音樂	一、五	同上	同上	同上
體育	二、五	同上	同上	同上
計	二、八	二、八	二、八	二、八
外國語	三	三	三	三
讀取、譯字解	三	三	三	三
文法、會話	三	三	三	三
同上	三	三	三	三
同上	三	三	三	三

漢文

一講

讀

二同

上

外國語ノ時間ハ裁縫ノ一時ト増加ノ二時トヲ以テ之ニ充ツ
漢文ノ時間ハ裁縫ノ時間ヲ以テ之ニ充ツ

學則は其の後三十六年二月までに僅に三箇年間に全部の改正を行ふこと實に三回に及んだ。而して其の改正の跡を見れば改正したるものは二三の事項に止まり其の他は字句の訂正に過ぎないが當時は悉く新たにしたものである。これでは朝令暮改の誹りは免れないであらう。左に其の改正の要項を摘記すれば

三十三年八月の改正 第三章試験を改めて第三章學業調査となし試験の名稱を取除いた。従前の試験法と異にし其の調査方を左の通り定めた

- 一、生徒の成績は平常及學期末學年末に於て調査すること
- 二、平常調査は三週毎に一回以上其の教授したる事項に就きて便宜問答筆記又は技術に依りて其の成績を評定すること
- 三、學期末調査は平常調査を参考として評定するものである。
- 四、學年末調査は學期末調査を参考としてこれを評定し及落を判定するものとす。
- 五、成績の評定は甲乙丙の評語とし各科乙以上の成績を得たものを及第とするものである、従前の點數を以て判別することを廢止した。

次に第五章の寄宿舎規程を左の如く改め監督の必要上其の取締を嚴密にした。即ち外出日は水

曜日土曜日の午後及日曜日大祭祝日とし寄宿生の外出を許す。外出するものは出入簿に舎監の承認を受けなければならぬ。寄宿生が來訪人に對して面會を要するときは舎監の許可を受けるのである。寄宿生が臨時外出を要するときは保證人又は代理保證人より願書を以て舎監の許可を受けなくてはならぬことに定めた。

又第六章の賞罰及賠償を單に處罰と改め第三十八條を一條のみを存し規則及命令ニ違背シタル者又ハ學校ノ風紀ヲ害スル者ハ戒飭留置停學若ハ放校ノ罰ニ處ス」と改定した。

三十四年七月の改正 縣令第六十八號を以て改正し三十三年八月縣令第五十九號を廢止した。改正の重なる條項を擧ぐれば従來の第一章總則を休業日となし第二章の入退學及在學を學科課程教授時數とし學科課程表中從來の修身は各學年を通じて一時間を二時間とし國語中に習字を加へ、三學年を除き各學年に一時づゝ増加し、第四學年の歴史地理を一時間増し、同學年理科の一時間を減し、音楽と體操とは各學年を通じて各三十分間づゝを増した。又三學年四學年の漢文を除き四學年に教育を加へ二時間とした。第三章の學業調査を成績考査と改め左の二箇條となした。

一、各學年ノ課程ノ修了又ハ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ成績ヲ考査ス

二、考査ハ甲乙丙ノ評語ヲ以テシ各科乙以上ノ成績ヲ得タル者ニアラサレハ進級又ハ卒業セシメス

次に第二章の入退學及在學を第四章入退學及懲戒と改めた。第四章の授業料を第五章授業料に第五章寄宿舎規程を第六章寄宿舎とし第七章の職員職務規程を除いた。

三十六年二月の改正 三十四年七月縣令第六十八號を廢し三十六年二月縣令第十五號を發布した。これに據ると第一章の休業日を修業年限、生徒定員、休業日となし、始めて補習科を置き修業年

限を一ヶ年とし其の定員を四十人となした第二章の學科課程中教授時數表及補習科の學科目及教授時數を定めた左の通り

學科課程表

學科目	第一學年		第二學年		第三學年		第四學年	
	教授時數	每週	教授時數	每週	教授時數	每週	教授時數	每週
修身	二	二	二	二	二	二	二	二
國語	六	六	六	五	五	五	五	五
地歴	三	三	三	二	二	三	三	三
地理	本邦	本邦	同上	同上	同上	同上	同上	同上
歴史	本邦	本邦	同上	同上	同上	同上	同上	同上
數學	二	二	二	二	二	二	二	二
算術	算數	算數	同上	同上	同上	同上	同上	同上
理科	二	二	二	二	二	二	二	二
植物	植物	植物	同上	同上	同上	同上	同上	同上
動物	動物	動物	同上	同上	同上	同上	同上	同上
圖畫	一	一	一	一	一	一	一	一
自在	自在	自在	同上	同上	同上	同上	同上	同上
家事	裁縫	裁縫	同上	同上	同上	同上	同上	同上
裁縫	裁縫	裁縫	同上	同上	同上	同上	同上	同上
音樂	二	二	二	二	二	二	二	二
單音	單音	單音	同上	同上	同上	同上	同上	同上
唱歌	唱歌	唱歌	同上	同上	同上	同上	同上	同上

外國語ヲ學習スル者ニハ裁縫ノ時間中ヨリ三時ヲ減シテ之ニ充テ教育ヲ學習スル者ニハ國語ノ時間ヨリ二時ヲ減シテ之ニ充ツ

體操	計	外國語	教育
三	二八	三	
普通體操遊戲		書讀方譯字解	
三	二八	三	
同上		文同法上會話	
三	二八	三	
同上		同上	
三	二八	三	
同上		同上	

補習科の學科目及教授時數は修身二時間、國語七時間、數學二時間、理科一時間、圖畫一時間、家事二時間、裁縫八時間、音樂二時間、體操三時間とし、隨意科目として教育及外國語英語を加へた。但外國語を修むる者は裁縫を五時間とし、教育を修むる者は國語を五時間とした。

第三章の成績考査を入退學及懲戒に、第四章の入退學及懲戒を成績考査に置き換へ、成績考査は其の方法を除き唯其の第十七條に各學年の課程の修了又は卒業を認むるには平素の成績を考査して之を定むとあるのみ

三十七年の改正 三十六年二月縣令第十五號千葉高等女學校學則中三十七年三月縣令第二十一號を以て左の通り改正追加した第三條休業日中夏季休業を従來七月二十一日より八月三十一日に至るを七月二十一日より九月十日に至ると改め第二十一條の次へ左の一條を追加した

第二十一條ノ二 學校長ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者ノ子女ニ對シ授業料ヲ減免スルコトヲ得

三十八年の改正 三十八年三月縣令第二十號を以て三十六年二月縣令第十五號縣立千葉高等女學校學則第二十一條の二を左の通り改正した。

第二十一條ノ二 學校長ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者若ハ明治二十九年勅令第五號第一條第二條ノ事項ニ該

當スル者ノ子妹ニ對シ授業料ヲ減免スルコトヲ得

學校長 創立當初は澁谷愛にて、同氏は新潟縣の人明治二十九年頃千葉中學校に教諭として在任し國語を擔任し就職僅かにして他に轉したるが、三十三年四月千葉高等女學校が創設さるゝに及んで一躍校長に拔擢されて來任された。爾來二年有餘で三十五年五月休職となつた。後任は首席教諭小池民次學校長事務取扱を命ぜられた。同年十月視學官下條幸次郎に高等女學校長事務取扱を命じて小池民次の學校長事務取扱を解いた。三十七年七月視學官下條幸次郎兵庫縣視學官に轉じ同時に學校長事務取扱を解かれ、後任視學官となつた三橋得三に學校長事務取扱を命ぜられたされど視學官が學校長事務取扱の名義はあつても實際學校長の職務は首席教諭小池民次が攝行して居つたのである。次で三十八年九月前宮城縣古川中學校長であつた石井要學校長を命ぜられ久しく專任校長を缺いたる同校は漸く充たされた。石井氏は本縣市原郡市東村奈良の出身にて夙に東京師範學校後の高等師範學校中等師範學科を卒業して福島縣師範學校に教諭となり、尋で新潟縣の小學督業を拜命し更に學習院助教に擧げられ轉じて本縣師範學校教諭となり、其の後香川縣師範學校、福島縣會津中學校、宮城縣古川中學校に教諭又は校長を歴任し到る所良成績を擧げられた人である。

第三 公立學校職員(公立學校職員に關する件はこゝに一括して掲載した)

一、名稱待遇及任免

公立中學校高等女學校其の他學校職員名稱待遇及任免 同法令中從來は學校長教諭助教諭舍監書記は判任文官と同一の待遇を受け學校の等位種類等に依り學校長及教諭一名は特に奏任文官と同一の待遇を受けしむることあるべしとありしを、明治三十一年二月勅令第三十二號を以て教諭一名を教諭三名以内とし、學校長より兼任する教諭は定員外であると改正した。又同三十六年三月勅令第六十五號を以て本令第二條但書中學校の等位種類等に依りとあるを「專門學校及實業專門學校の學校長教諭、舍監は奏任文官と同一の待遇を受くるものとし其の他の學校の」に改定した。

學校職員文官相互任用方 公立學校職員と教官其の他教育事務に従事する文官との間轉任に關しては從來何等の規定がなかつたが三十二年勅令第四百五十六號を以てこれを規定した。即ち

奏任文官又は判任文官と同一の待遇を受くる公立學校職員を教官其の他教育事務に従事する文官に任用し又は教官其の他教育事務に従事する文官を奏任文官又は判任文官と同一の待遇を受くる公立學校職員に任用する場合は轉任と看做し其の手續は轉任の例に依る。
以上の教官其の他教育事務に従事する文官の種類に關しては明治三十二年勅令第二百一號第

旅費支給方法は明治三十年勅令第三百三十三號内國旅費規則を準用することに定められた。
公立學校職員俸給令 明治三十六年三月二十七日勅令第六十六號を以て公立學校職員俸給令を公布した。これに據ると本令に於て職員と稱するは公立の專門學校師範學校高等女學校及實業學校の職員で奏任文官又は判任文官と同一の待遇を受ける者を謂ふ。
 第一 奏任文官と同一の待遇を受ける專門學校及實業專門學校の職員は第一號表に依る。
 第二 奏任文官と同一の待遇を受ける師範學校中學校高等女學校及實業學校實業專門學校を除くの職員は第二號表に依る。
 第三 判任文官と同一の待遇を受ける職員は第三號表に依る。
 第四 一級俸を受け在職五年以上に至り特に功勞ある職員は本俸三分の一以下の加俸を給することを得。
 第五 監主事を兼ねる者には相當の加俸を給することを得。
 第六 教員にして舎増給することを得ず但奏任文官と同一の待遇を受ける職員で年俸五百圓以下の者及判任文官と同一の待遇を受ける職員で月俸三十五圓以下の者は此の限でない。
 第七 退職後一年以内に再任さるゝ場合には其の俸給は前職の俸給以下とす。前項の場合に其の前職等級在職一年を踰えたる者は前職の等級に一級を進めることを得。
 第八 第二項の規定は年俸六百圓以下又は月俸四十圓以下の俸給を支給する場合は之を適用しない。
 第九 休職者には俸給を支給しない。但戰時若は事變に際し召集せられたるか爲休職となつた場合には俸給の一部其の他特別の事情ある場合には其の俸給の三分の一以下を支給することを得る。
 第十 第五條第三十七年勅令第五十三號を以て改正。

第一號表

學校長	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
教諭	二千五百圓	二千二百圓	二千圓	千八百圓	千六百圓	千四百圓	千二百圓	千圓	九百圓	八百圓	七百圓	六百圓
舎監							千二百圓	千圓	九百圓	八百圓	七百圓	六百圓

第二號表

學校長	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級
教諭	二千圓	千八百圓	千六百圓	千五百圓	千四百圓	千三百圓	千二百圓	千圓	九百圓	八百圓	七百圓	六百圓	五百圓	四百圓

教諭ニシテ十三級俸又ハ十四級俸ヲ給スル者ハ女子ニシテ教諭タル者ニ限ル

第三號表

專門學校 實業專門 學校	助教諭	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
書記	七十五圓	七十圓	六十五圓	六十圓	五十五圓	五十圓	四十五圓	四十圓	三十五圓	三十圓	二十五圓	二十圓	十五圓	

奏任及奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者	五錢	汽車賃 ニ付哩	船賃 ニ付海里	車馬賃 ニ付里	宿泊料 ニ付夜	日當 ニ付日
判任官ト同一ノ待遇ヲ受クル者及囑託	四錢			二十錢	一圓五十錢	一圓
准訓導及雇	三錢			十錢	一圓	五十錢
其ノ他(日給備)	二錢			六錢	四十錢	三十錢

囑託中奏任の本官を有する者は第一欄の旅費を給す
旅費支給方法は明治三十年勅令第三百三十三號内國旅費規則を準用するものとす

三、職務服務及懲戒

千葉縣立學校職員職務規程 明治三十八年三月三十一日
千葉縣訓令甲第十四號

第一章 職 制

第一條 學校長ハ知事ノ命ヲ承ケ校務ヲ管理シ所屬職員ヲ統督ス

第二條 學校長事故アルトキハ首席教諭其ノ職務ヲ代理ス

前條ノ場合ニ於テ首席教諭事故アルトキハ順次首席者ニ於テ學校長ノ職務ヲ代理ス
學校長ハ教諭ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第三條 教諭ハ生徒ノ教育ヲ掌ル

第四條 助教諭ハ教諭ノ職掌ヲ助ク

第五條 舍監ハ學校長ノ命ヲ承ケ寄宿舎ニ關スル事ヲ掌ル

第六條 書記ハ學校長ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

第七條 本章ノ規程中第一條及第三條乃至第六條ハ師範學校ニ適用セス

第二章 處 務

第八條 學校長ハ左ニ掲クル事項ニ就キ意見アルトキハ知事ニ具申スヘシ

一 職員ノ進退及賞與ニ關スル事

二 諸規則ノ新定變更及廢止ニ關スル事

三 校舎ノ建築ニ關スル事

四 土地建物ノ借受及返還ニ關スル事

第九條 學校長ハ左ニ掲クル事項ニ就テハ處分ノ後知事ニ報告スヘシ但シ師範學校生徒退學處分ニ關シテハ豫メ指揮ヲ受クヘシ

一 教諭以下職員ノ出張除服ニ關スル事

二 雇員ノ進退ニ關スル事

三 校内ニ施行スヘキ規則細則等ノ新定變更及廢止ニ關スル事

四 生徒修學旅行ニ關スル事

五 特待生及生徒賞罰ニ關スル件

第四章 中等教育

- 六 生徒授業料減免ニ關スル事
- 七 生徒、講習員募集、入學、退學、轉學及休學ニ關スル事
- 八 生徒、講習員、學業證書授與ニ關スル事

第十條 學校長出張セントスルトキハ知事ノ許可ヲ受クヘシ但分校出張ニ關シテハ處分ノ後報告スルコトヲ得

第十一條 職員出張ヲ命セラレ歸校シタルトキハ五日以内ニ學校長ハ知事其ノ他ハ學校長ニ復命書ヲ差出スヘシ但簡易ナル事項ハ口頭陳述スルコトヲ得

第十二條 學校長ハ毎月十日マテニ其ノ前月中ニ職務勤務表及月末ノ學級數每學級生徒數ヲ知事ニ申報スヘシ

第三章 服 務

第十三條 職員新任ノ者ハ着任七日以内ニ履歷書二通ヲ製シ一通ハ知事ニ一通ハ學校長ニ差出スヘシ

第十四條 職員ハ學校所定ノ時間ニ昇校シ出勤簿ニ捺印スヘシ

第十五條 職員兵役官衙ノ召喚交通遮斷疾病又ハ女子ニシテ懷妊出産ノ爲メ出勤シ難キトキハ其ノ事由ヲ記シ學校ニ届出其他私事ノ故障ニ係ルモノハ許可ヲ可クヘシ

疾病缺勤二週日以上ニ亘ルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添へ届出爾後一週日毎ニ同様届出ツヘシ

第十六條 職員忌服父母ノ疾病看護父母ノ祭日ノ場合ニ於テ出勤セサルトキハ其日數ヲ記シ學校長ハ知事其ノ他ハ學校長ニ届出ツヘシ

歸省墓參又ハ轉地療養等ノ爲メ任地ヲ離レントスルトキハ其ノ事由及日數ヲ記シ學校長ハ知事其ノ他ハ學校長ノ許可ヲ受クヘシ但シ歸省ノ二週日以上ニ亘ルモノ及轉地療養ニ關シテハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

學校休業中旅行セントスルトキハ其ノ日數及場所ヲ記シ學校長ハ知事其ノ他ハ學校長ニ届出ツヘシ

第十七條 教諭以下職員ニシテ前各條缺勤ノ場合ニハ其擔任事務中至急處理ヲ要スルモノハ同時ニ其ノ處理ノ見込ヲ附シ學校長ニ申出ツヘシ

第十八條 職員族籍氏名ヲ變更シタルトキハ知事ニ届出ツヘシ

第十九條 職員轉任退職又ハ休職ヲ命セラレタルトキハ三日以内ニ其ノ事務ヲ後任者又ハ代理者ニ引繼キ授受者連署ノ上學校長ハ知事其ノ他ハ學校長ニ届出ツヘシ

第二十條 職員其ノ職務以外他ノ教育事業ニ從事セントスルトキハ其ノ事由ヲ記シ學校長ハ知事其ノ他ハ學校長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十一條 凡ソ圖書文章器械器具等ハ學校長ノ許可ヲ受クルニ非ラサレバ外人ニ示シ又ハ貸與スルコトヲ得ス

第二十二條 近火暴風其ノ他非常ノ事變アル場合ニ於テハ職員一同速ニ昇校シ學校長ノ指揮ヲ受クヘシ若シ急遽ニシテ指揮ヲ受クル違ナキトキハ臨機ノ處置ヲ爲スヘシ但シ災害ノ自己ニ迫ル者ハ此限ニアラス前項ノ場合ニ於テ學校長ハ其ノ顛末ヲ具シ知事ニ報告スヘシ

第二十三條 傳染病ノ爲メ全校若ハ其ノ一部ノ閉鎖ヲ要スルトキハ學校長ハ其ノ情況及豫防消毒ノ方法ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ

第二十四條 學校長ハ職員中當直ヲ置キ校内ノ取締ヲ爲サシムヘシ

第二十五條 教諭以下職員ヨリ知事ニ差出スヘキ書類ハ總テ學校長ヲ經由スヘシ

第二十六條 教諭以下職員ニ關スル事務ノ分掌ハ學校長之ヲ定ム

第二十七條 本規程ニ明文ナキ事項ハ學校長ニ於テ便宜處分ノ後知事ニ報告スヘシ

但シ重要ナル事項ニ關シテハ豫メ指揮ヲ受クヘシ

第二十八條 本規程施行ニ關スル細則ハ學校長之ヲ定ム

第四章 附 則

第二十九條 本規程ハ明治三十八年四月一日ヨリ施行ス

第三十條 明治三十四年六月本縣訓令甲第五十九號ハ本規程施行ノ日ヨリ廢止ス

公立學校職員懲戒

明治三十二年七月勅令第三百四十九號を以て小學校に非ざる公立學校

の職員にして奏任文官と同一の待遇を受くる者の懲戒には文官懲戒令中高等官に關する規定を準用し判任文官と同一の待遇を受くる者の懲戒には文官懲戒令中判任官に關する規定を準用する右明治三十二年七月二十日より施行する旨公布した。

縣立學校職員待遇ノ件伺 (明治三十二年五月二十五日 某縣知事ヨリ文部大臣宛伺)

縣立學校長教員及書記ハ官吏懲戒例并ニ行政官吏服務規律等適用ノ件ニ付明治十六年五月廿六日貴省號外達ノ趣行之候所本年三月勅令第六十三號ヲ以テ文官懲戒令公布右施行ノ日ヨリ官吏懲戒例廢止相成同時ニ勅令第六十二號ヲ以テ文官分限令公布相成候ニ付テハ縣立學校長教員及書記ヘハ該文官懲戒令及文官分限令適用スヘキ事勿論ノ儀ト存候ヘ共爲念相伺候條至急何分ノ御指揮相成度候又教諭心得及囑託教員等ノ如キ一時ノ雇教員(判任待遇ニ非ラサル者)ハ文官懲戒令文官分限令ヲ適用スヘキモノニ非スト存候ニ付テハ知事限リ免職減俸譴責等ノ處分ヲ爲シ可然儀ニ候哉是亦何分ノ御指揮相成度此段相伺候也

專門普通學務局長ヨリ通牒 (明治三十二年八月二日 亥普甲一〇〇八號)

五月廿五日三甲第二〇六六號ヲ以テ縣立學校職員待遇ノ義ニ付御伺出相成候處學校長教員及書記等ノ懲戒ニ就テハ本年勅令第三百四十九號發布相成候ニ付テハ右ニテ御了解ノ儀ト存候文官分限令ノ儀ハ學校職員ニ適用スヘキ限ニ

無之又雇教員ノ懲戒ニ就テハ御伺出ノ通ニテ然ルヘク伺書ニ對シテハ別ニ指令ニ及ハレス候依命此段及御通牒候也

四、退隱料及遺族扶助料

退隱料及遺族扶助料法中改正 明治二十三年十月法律第九十一號府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法中、同三十二年三月法律第九十號を以て改正したる主なるものは次の通り

第二條中 左記を加へた。第五條を左の通り改めた

第五條 退隱料ノ年額ハ退職現時ノ俸給ト在職年數トニ依リ之ヲ定ム

勤績滿十五年以上ニシテ退職シタル者ノ退隱料年額ハ勤績滿十五年ニ對シテハ俸給年額ノ百分ノ二十五トシ次ニ滿十五年以上ノ勤績年數中十五年ヲ控除シタルモノニ對シ一年毎ニ百分ノ一ヲ加へ次ニ其ノ他ノ在職年數ニ對シ一年毎ニ百分ノ一ヲ加へ滿四十年ニ至テ止ム

前項ノ場合ヲ除クノ外在職十五年以上ニシテ退職シタル者ノ退隱料年額ハ在職滿十五年ニ對シテハ俸給年額ノ百分ノ二十五トシ爾後在職一年毎ニ二百四十分ノ一ヲ加へ滿四十年ニ至テ止ム

前二條ノ場合ニ於テ在職四十年以上ノ者ニ給スヘキ退隱料ハ四十年ノ額トシ又前條ニ依リ給スヘキ退隱料ハ前項ニ依リ算出シタル十五年ノ額トス

官吏恩給法第五條第四項第五項第六條第十條第十一條及第十三條第二項ハ退隱料ニ之ヲ準用ス

第六條 第十八條 第十九條 創條

退隱料支給上學校職員ノ資格及其ノ在職年數算定方

明治二十五年勅令第十七號を以て定

めたる學校職員退隱料遺族扶助料法に於ける學校職員の資格及其の在職年數算定方を同三十二年五月勅令第九十六號を以て改正した左の如し。

第一條 従前ノ通

第二條 府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長正教員舎監及書記ノ在職年數ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職ノ月ヲ以テ

終リトス

明治十四年六月以前ヨリ在職ノ者ハ同年同月ヨリ起算ス

府縣立師範學校長并職又ハ休職中ノ年數及月數並府縣立師範學校長補在職中ノ年數及月數ハ在職年數ニ算入スヘ

シ公立中學校長並府縣立師範學校及公立中學校ノ正教員舎監書記休職中ノ年數及月數亦同シ

第三條 左ニ掲クル年數及月數ハ在職年數ヨリ除算スヘシ

一、自己ノ便宜ニ依リ退職シタル者又ハ免職ニ處セラレ若ハ失職ニ該當シタル者再就職シタルトキハ其ノ前在職ノ年數及月數

二、恩給若ハ退隱料ヲ受クヘキ職ニ在ル者ニシテ府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長正教員舎監書記ヲ兼タルトキハ其ノ兼職中ノ年數月數

三、府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料第十九條ニ依ル退隱料ヲ受クル者ハ其ノ退隱料ヲ受クヘキ事由ノ生シタル前ノ在職年數及月數

公立學校職員退隱料等に關する規定 明治二十三年十月發布法律第九十號市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法、同年同月發布法律第九十一號府縣立師範學校長俸給並公立中學校職員退隱料及遺族扶助料法制定の時は市町村立小學校、府縣立師範學校公立中學校の外未だ高等女

學校、實業學校、實業補習學校、徒弟學校の如きはなかつたので此等の學校が設立された後は二の法律とも不備となつた。依てこれ等の不備を補足する爲明治二十九年三月法律第十三號を以て公立學校職員退隱料に關する規定が發布されたのである。この法律は小學校の部に出したるを以てこゝには省略する。この法律の實施につきての關係法規を擧ぐれば次の通り。

公立學校職員退隱料等に關する法律施行方 明治三十二年五月勅令第二百一號を以てこれ

を定めた。これに依れば明治二十九年法律第十三號に於ける正教員准教員の區別は(一)公立實業補習學校に於ては訓導及訓導の資格ある學校長を正教員とし准訓導を准教員とする(二)公立の高等女學校、專門學校、實業學校、實業補習學校を除く 其の他の公立學校に於ては教諭、助教諭、訓導を正教員とし其の他の教員を准教員とする。又同法律に依り通算することを得る文官の種類は(一)官立の學校及圖書館職員(二)文部省官吏(三)教育事務に従事する北海道府縣郡區島廳の官吏以上に掲げたる文官の在官年數を公立學校職員の在職年數と通算する場合には算入又は除算すへき月數は官吏恩給法及官吏遺族扶助法の例に依るものとす。

公立學校職員退隱料に於ける法律の施行に關する規定 明治三十二年五月文部省令第二十

九號を以て明治二十九年法律第十三號の施行に關する規定を設けた。これによれば國庫より他の退隱料又は恩給を受くる者又は受くべき權利を有する者で府縣立師範學校長俸給並公立中學校職員退隱料及遺族扶助料に依り退隱料を請求するときは同時に國庫より他の退隱料若ハ恩給を受けざる旨を請求書に記載すること。第一條 國庫より他の扶助料を受くる者又は受くべき權利を有する者で府縣立師範學校長俸給並公立中學校職員退隱料及遺族扶助料法に依り扶助を請求する

ときは同時に國庫より他の扶助料を受けざる旨を請求書に記載すること第二條 教官其の他教育事務に従事する文官たりし者にて明治二十九年法律第十三號第四條の二に該當し退隱料扶助料扶助金を受くべき者あるときは其の前職に屬する種類の退隱料扶助料扶助金を支給する第三條

五、教員檢定

教員免許令

明治三十三年三月勅令第三百三十四號を以て教員免許令を公布した。教員免許状

は教員養成の目的を以て設置したる官立學校の卒業生又は教員檢定に合格したる者に文部大臣之を授與し第三條 教員檢定は試験檢定及無試験檢定の二種とし教員檢定委員がこれを行ふのである第四條 左の各號の一に該當する者は教員檢定を受けることが出来ない

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但國事犯ニシテ復権シタル者ハ此ノ限リニアラス

二 信用若ハ風俗ヲ害スル罪ヲ犯シテ罰金ノ刑ニ處セラレ又ハ監視ニ付セラレタル者

三 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者第五條

教員免許状を有する者第五條各號の一に該當したる場合は免許状は其の効力を失ふものである第十條 又教員免許状を有する者不正の所爲其の他教員たるべき體面を汚辱する行爲ありて其の情状重しと認めらるゝときは文部大臣は其の免許状を褫奪するのである第十條

教員檢定委員會官制

教員免許令發布と同時に教員檢定委員會官制を定めた。教員檢定委員

會は文部大臣の監督に屬し教員檢定に關する事務を管掌し委員會は會長常任委員主事及臨時委員を以て組織し文部大臣の奏請に依り内閣に於て之を任命する。會長、常任委員、主事及臨時委員に

は一箇年百圓以内の手當を給し又委員會に書記三人を置き一箇年五十圓以内の手當を給することになつて居る。

教員檢定に關する規程

教員免許令に基き教員檢定に關する規程を設け三十三年六月文部

省令第十號を以て發布した。それに依ると教員檢定は受験人の學力、品行、身體に就き教員たるに堪能なるや否やを檢定するもので第一條 檢定を爲すべき學科目は法令に定めたるものに限るとし國語、漢文は合せて一學科目として修身、倫理は同一學科目として檢定し、數學は算術、代數、幾何、三角法の二部に、博物は動物、生理、植物、礦物の三部に、圖畫は毛筆、畫用器、鉛筆、畫用器畫の二部に、體操は普通體操、兵式體操の二部に分つて檢定を出願することを得るものとした。三角法は算術、代數、幾何の檢定に合格したる上でなければ檢定を行は第二條 又試験は毎年少くとも一回之を行ひ無試験檢定は隨時これを行ふこととした第三條 左の第一號乃至第四號に掲げたるものは文部大臣の適當と認めたる學科目に關し第五號に掲げたるものは其の免許の學科目に關し第六號に掲げたるものは其の教授したる學科目に關し無試験檢定を受けることが出来る。

一 文部大臣ノ指定シタル官立學校ノ卒業生及選科修了生

二 師範學校中學校高等女學校ノ卒業證書ヲ有シ更ニ卒業生ノ教員免許資格ニ關シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル公立私立學校ニ入り三學年以上在學シテ卒業シタル者但修業年限五箇年ノ高等女學校ノ卒業證書ヲ有スル者ノ在學スヘキ年數ハ二學年以上トス

三 師範學校中學校高等女學校及之ト同等以上ノ學校ノ卒業證書ヲ有シ更ニ外國ノ大學校若ハ之ニ準スヘキ學校ニ於テ修業シ學位若ハ卒業證書ヲ受領シタル者

四 外國ニ於テ師範學校中學校高等女學校ニ準スヘキ學校ヲ卒業シ更ニ大學校若ハ之ニ準スヘキ學校ニ入り修學シ學位若ハ卒業證書ヲ受領シタル者

五 教員タラムト欲スル學校ノ學科程度ト同等以上ノ學校ノ教員免許狀ヲ有スル者

六 教員タラムト欲スル學校ノ學科程度ト同等以上ノ官立學校ニ於テ一箇年以上教員タル者若ハ教員タリシ者左ニ掲クル者ハ體操ニ關シ前項第一號ニ準スルコトヲ得

一 陸軍歩兵科士官

二 元陸軍教導團歩兵科卒業生

三 陸軍歩兵科下士任官後滿四年以上現役ニ服シタル者

四 私立日本體育會體操學校本科優等卒業生第五條

三十四年五月文部省令第十二號に依り改正し、檢定を爲すべき學科目左の通り定めた。第二條

修身 教育 國語及漢文 英語 佛語 獨語 歴史 地理 數學 物理及化學 博物 法制及經濟 習字 圖畫

家事及裁縫 體操 音樂 簿記 農業 商業 手工 手藝

歴史ハ日本史東洋史、西洋史ノ二部ニ數學ハ算術代數幾何、三角法、解析幾何、微積分ノ四部ニ物理及化學ハ物理、化學ノ二部ニ博物ハ動物及生理、植物、礦物ノ三部ニ圖畫ハ毛筆畫用器畫、鉛筆畫用器畫ノ二部ニ家事及裁縫ハ家事、裁縫ノ二部ニ分チテ檢定ヲ出願スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ一學科目ノ一部若ハ數部ノ檢定ヲ出願スルモ其ノ手數料ニ關シテハ一學科目ト看做ス

三角法ハ算術代數幾何ニ解拆幾何ハ三角法ニ微積分ハ解析幾何ニ合格シタル上ニアラサレハ檢定ヲ行ハス

又左に掲ぐる者で體操科の試験檢定を出願したるときは兵式體操の部分を省くこととした

第十條

一 陸軍歩兵科士官

二 陸軍歩兵科下士任官後滿四年以上現役ニ服シタル者

又三十六年二月文部省令第二號を以て教員檢定に關する規程中左の通り改正し第二條は本令發布の日より第五條は同年三月一日より施行する旨發布した

第二條 本文ニ左ノ但書ヲ加フ

但法制及經濟ノ試験檢定ハ修身若ハ教育ノ免許狀ヲ有スル者ノ外修身若ハ教育ヲ併セテ出願スルニアラサレハ之ヲ行ハス此ノ場合ニ於テハ其ノ手數料ニ關シテハ之ヲ一學科目ト見做ス

公私立學校及外國大學卒業生の教員免許に關する規程 明治三十二年四月文部省令第二十

五號を以て公私立學校外國大學校卒業生の教員免許に關する規定を設け師範學校中學校高等女學校の卒業證書を有し更に本規程に依り文部大臣の許可を得たる公立私立學校に入り三學年以上在學して卒業したる者及前記の學校の卒業證書を有し更に外國の大學校に於て修學し學位を受領したる者は試験を須むず官立學校の卒業生と同一の取扱にて中等教員免許狀を與ふる道を開いた。此等の公立私立學校で其の卒業生に對してこの特典を得んとするものに就き其の出願方法及其の取締方法を精密に規定した。

無資格教員採用に關する規程 明治三十二年三月文部省令第二十二號を以て高等女學校に

就ては第二學年以下の教授を擔任せしむる爲に高等小學校正教員免許狀を有する者を採用することを得ると定め、尙ほ公立高等女學校に於て當該教員免許狀又は高等小學校正教員免許狀を有

する者を得難き場合は期限を定めて雇教員を採用することを得ると規定した。

同年十一月同省令第四十三號を以て中學校に於て教員免許狀を有する者を得難い場合には文部大臣の認可を受けて教員免許狀を有せざる者を教員に採用することを得但中學校教員檢定試験の豫備試験に合格し其の合格有効期間中にある者に就ては認可を受けることを要しない此等の教員は公立學校では教諭助教諭と稱することを得不

翌三十三年七月同省令第十二號を以て前年省令第四十三號を改正し第一條第一項中文部大臣ノ認可ヲ受ケテの十字を削除し但書を左の通り改正した

但新ニ採用セントスル者ヲ加算シ教員免許狀ヲ有セサル者ノ數教員免許狀ヲ有スル者ノ二倍ヲ超過スル場合ニ於テハ文部大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

同三十三年九月同省令第十五號を以て教員免許令第二條但書に依り無資格教員採用に關する件を規定し發布した左の通り

師範學校中學校に於て教員免許狀を有する者を得難い場合及高等女學校に於て教員免許狀又は第二條の資格高等小學
校正教員を有する者を得難い場合には教員免許狀を有せざる者を教員に採用することを得る第一高等女學校に於ては第二學年以下の教授を擔任せしむる爲小學校本科正教員免許狀を有する者を採用することを得る第二第一條に依りて採用したる教員は教諭助教諭又は訓導と稱することを得不第三中學校高等女學校に於て新に採用せんとする者を加算して教員免許狀を有せざる教員が教員免許狀を有する教員の二倍を超過する場合は文部大臣の認可を受けることを要する本令の發布に依り明治三十年文部省令第十九號第七條同三十二年同省令第二十

二號同第四十三號はこれを廢止した。

備考 明治三十年文部省令第十九號第七條は師範學校教諭助教諭合監調導及書記の人員同三十二年文部省令第二十二號は高等女學校教員採用に關する規定同第四十三號は中學校教員採用に關する規定である。

同三十八年一月同省令第一號を以て第四條第一項を左の通り改めた。
中學校高等女學校に於て新に採用せんとする者を加算して教員免許狀を有せざる者の數之を有する者の數を超過する場合には文部大臣の認可を受くることを要するとした。

第五章 師範教育

第一節 師範學校

一、概 説

師範教育令 明治三十年十月六日勅令を以て師範教育令を公布し明治十九年四月以來十餘年間實施された師範學校令を廢止した。これに據れば從來の「尋常」の二字を削りて單に師範學校と名稱を改め、高等師範學校は舊の通りで改めない。高等師範學校は其の範圍を擴張して師範學校中學校及高等女學校の教員たるものを養成する所と改め、女子高等師範學校は師範學校女子部及高等女學校の教員たる者を養成する所たるを加へ、師範學校は公立小學校長及教員を養成する所と

す」とありしを「小學校の教員を養成する所」と改め、以上の三校にては順良、信愛、威重の徳性を涵養することに務むることは従前と異ならず、府縣師範學校はこれまで各府縣一校でありしを本令では北海道及府縣は各一校若くは數校を置くことを得るやうになつた。其の他設備、生徒の募集及卒業後の服務に關する規定及學科及其の程度並教科用圖書は文部大臣が之を定むることとし、生徒の學資給與に關しては高等師範學校、女子高等師範學校及師範學校とも文部大臣の定むる所により其の學校より支給するを本體とし、この外に尙私費生を置くことを許した。これより公費生、私費生の區別あり給費は漸次減少する傾向となつた。而して本令の實施期限は明治三十一年四月からである。

女子師範學校の分離 明治十八年十月以來男女一校に合併されたる女子師範の教育は同三十年十二月文部省は北海道廳、府縣に訓令して二個以上の師範學校を設置する場合に於て女生徒の員數一學級を構成するに足ると認める場合には男女に依りて學校を別にすることを得ることにした。本縣では明治三十七年四月より分離することになつた。

二、生徒定員 私費生

師範學校生徒定員 師範生徒の定員は日清戰役以後全國普通教育の振興に伴ひ小學兒童就學の増加著しくこれが爲學級數が俄に激増して教員の數各府縣共夥しく不足を告げこれを急速に養成する必要を生じた。依て從來文部省に於て定めたる各府縣の定員を廢し、三十年十月六日勅令第三百四十七號を以て其の定員を道府縣管内學齡兒童三分の二に對し一學級七十名の割合を

以て算出したる全學級の二十分の一以上に相當する卒業生を出すに足るべき生徒を毎年募集することとし、男女生徒の員數の割合は地方長官之を定めて文部大臣に開申すべしと定めた。

私費生規則 師範教育令に依て始めて置かれたる私費生に關する規則は三十年十月文部省令第二十一號を以て發布され、師範學校に於て私費生を置かんとするときは地方長官は其の員數を定めて文部大臣の認可を受くべきものとした。翌三十一年四月一日より實施することとなつたが、これは制度上一大變化である。

三、學科課程

師範學校の學科及其の程度 二十五年七月規程を改正したる後本期に入り十餘年間さしたる變更もなく其の儘實施したるが僅に三十年八月省令第十三號を以て一學級の人員及同年十月省令第二十號を以て附屬小學校に於ける生徒の實地授業に就て改めたるのみであつた。即ち從來一學級の人員は凡二十人以上三十人以下であつたのを改めて

第五條 學級ハ生徒ノ員數種類等ニ應シテ之ヲ編制シ一學級生徒數ノ最多限ヲ凡四十人トス
 「實地授業に就きては各學科目の教員常に巡視して其の適否を批評し又時々自ら教授して之が模範を示すへし」とありしを

實地授業ニ就キテハ附屬小學校ニ於テ順次師範生徒ヲシテ兒童ヲ教授セシメ各學科目ノ教員附屬小學校主事又ハ受持訓導ハ授業ニ當ラサル生徒ヲ率キテ之ニ立會ヒ其授業ヲ監督シテ適否ヲ批評シ又時々自ら教授シテ之カ模範ヲ示スヘシ

と改正した。

小學校手工、農業、商業科教員養成ノ爲師範學校學科目ニ該科目加設並應急補充方

三十八年七月一日 各地方廳へ普通學務局通牒
卯普甲二一七五號

過般小學校令及小學校令施行規則中改正ノ結果手工、農業、商業ハ高等小學校ノ必須科目トナリ明年四月ヨリ實施ノコト、相成候ニ付テハ當該科目ヲ教授スヘキ教員ノ必要ヲ生スヘク被存候條可成師範學校ノ學科目中ニ是等ノ科目ヲ加設シ且應急ノ策トシテハ便宜講習會等ノ方法ニ依リ其ノ教員補充ノ儀夫々御計畫相成候様致度依命此段及通牒候也

○千葉縣師範學校手工科程度斟酌方 三十八年四月七日 內三收第八八二號 千葉縣上申

本縣師範學校手工科ノ程度ハ教授ノ都合ニ依リ左記ノ通斟酌ノ上本學年ヨリ實施致度候條御許可相成度明治二十五年文部省令第八號第十二條ニ依リ右申候也

記

第一學年

第二學年

第三學年

第四學年

紙	細工	竹	細工	竹	細工	木	細工
糸	細工	粘土	細工	普通金屬	細工	教授	法
竹	細工	石膏	細工	木	細工		

右指令 三十八年四月十二日 千普二二二號

明治三十八年四月七日內三收第八八二號上申師範學校手工科ニ關スル件許可ス

師範學校中學校實業學校等生徒ニ夏期休業中水泳練習督勵方 三十八年五月二十四日 各地方廳へ普通實業專門學務局通牒 巳發普一一九號

夏期休業中適當ナル指導監督ノ下ニ師範學校中學校實業學校等ニ於ケル生徒ヲシテ水泳ヲ爲サシムルハ體育上及訓練上ノ效果少カラスト存候ニツキテハ土地ノ狀況ニ依リ清潔ナル河海ヲ利用シ得ル學校ニ在リテハ可成廣ク之ヲ練習セシムル様致度尤教師ノ選任、危險ノ豫防、衛生ノ注意、其他生徒ノ取締等ニツキ十分ノ注意ヲ要スルハ勿論ノ儀ニ候條右御舍ノ上精々御督勵相成度依命此段及通牒候也

四、設 備

設備規則改正 學校衛生事項の發達に伴ひ學校の建築及設備等に衛生上より種々注意する所あり其の結果三十年十二月十七日文部省令第二十六號を以て二十五年省令第十二號發令の師範學校設備規則第十三條を左の通り改正した。

學校ノ位置ヲ撰定シ又ハ校舍ヲ建築スルニハ地方長官ニ於テ敷地建物ノ圖面坪數地質飲料水ノ定性分析表建築ノ設計及校舍近傍ノ情況ヲ具シ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ

同三十一年二月十日文部省令第五號を以て同規則中第五條第二項の末に但女生徒ニ就テハ自修室寢室ヲ區別セサルコトヲ得の二十三字を加ふ。

同三十六年三月五日文部省令第三號を以て同規則第十三條左の通り改正した。

學校ノ位置ヲ選定セントスルトキハ地方長官ニ於テ校地ノ區域面積地質並ニ附近ノ情況ヲ記載シタル圖面及飲料水ノ定性分析表ヲ具シテ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ但校地外ニ體操場ヲ設ケントスル場合ニ於テハ其ノ區域、面積、附近ノ情況並ニ校地トノ距離ヲ具スルヲ要ス

校舎及寄宿舎ノ建設又ハ變更ハ圖面ヲ具シテ文部大臣ニ開申スヘシ
同三十七年二月二十二日文部省令第二號を以て同規則中第一條及第二條を左の通り改正し第
三條乃至第九條を削除した。

第一條 師範學校ニ於テハ校地、校舎、寄宿舎、體操場及校具ヲ備フヘシ
第二條 校地、校舎、體操場及校具ハ學校ノ規模ニ適應スルヲ要ス

校地ハ道德上竝ニ衛生上害ナキ所タルヘシ

校舎ハ教授上管理上竝ニ衛生上適當ニシテ質朴堅牢ナランコトヲ要ス

○師範學校位置選定校舎建築増築稟請要項竝調査標準 三十一年六月十七日 成普甲九四四號 各地方廳へ普通學務局通牒

師範學校ノ位置選定又ハ校舎建築増築ノトキ明治二十五年文部省令第十二號第十三條ニ依リ稟請相成候際ハ同條敷
地建物ノ圖面及地質等ニ就テハ取調上別記甲號ノ事項ヲ要シ候條可然御承知相成度尙又本省ニ於テハ乙號ノ標準ニ
依リ調査致候間爲御參考別紙御回付此段申進候也

(甲號)

一 敷地建物全體ノ平面圖 方位及縮圖ノ割合
(何百分ノ一)ヲ附記スヘシ

敷地ハ土地ノ高低體操場、農業練習場ノ區別建物ハ各室ノ使用目的、窓、入口ノ位置二階造ノ校舎ハ階段ノ位置
階段席ヲ設クル教室ハ其階段ノ位置及數、便所ノ數等見得ヘキモノ

一 斷面圖、縮圖ノ割合ヲ附記スヘシ

講堂、教室、寄宿舎ノ床ノ高、天井ノ高、窓ノ位置、建物ノ木組、階段席ヲ設クル教室ハ其ノ各階段ノ高等ヲ知
リ得ヘキモノ

一 寄宿舎建物ノ種類及燈火煖室法ノ種類

建物ノ種類ハ日本造西洋造木造、煉瓦造、石造等ノ別、燈光ノ種類ハランプ瓦斯燈、電氣燈等ノ別、煖室法ノ種
類ハ火鉢ストーブ等ノ別ノ記載ヲ要ス

一 本校及附屬小學校男女別定員、各學級ノ人員別、幼稚園幼兒ノ定員、各組ノ人員別、増築ノ場合ニハ増築スヘ
キ建物ニ收容スヘキ人員ノ記入ヲ要ス

一 地 質

高燥、卑濕、埋地、砂地、岩石地等ノ區別ヲ要ス

(乙號)

師範學校敷地建物調査標準

一 敷 地

本校ハ生徒一人ニ付凡拾五坪以上附屬小學校及幼稚園ハ生徒若クハ幼兒一人ニ付凡三坪以上ヲ要ス
男子部ニ於テ前項ノ外體操場トシテ凡三千坪以上ヲ要ス

農業科ヲ置ク學校ニ於テハ農業練習場トシテ相當ノ地積ヲ備フルヲ要ス

二 校 舎

(イ) 本校 設備規則第四條各項ノ諸室ヲ具フルヲ要ス

通常教室ハ學級數ト同數ナルヲ要ス但男女ノ通常教室ヲ區別スルノ外六學級以上八學級マテノ學校ニ於テハ學
級ノ數ヨリ一箇ヲ減シ九學級以上十二學級マテハ學級ノ數ヨリ二箇ヲ減シ十三學級以上十六學級マテハ學級ノ
數ヨリ三箇ヲ減スルモ妨ケナシ

總テ教室ハ幅三間以上四間以下長サ四間以上六間以下ニシテ平面積一坪ニ付生徒二人以内ノ割合ナルヲ要ス
教室ノ天井ノ高サハ床面ヨリ十尺以上ナルヲ要ス

但階段席ヲ設ケタル教室ノ天井ノ高サハ本文ノ高サニ最高階段ノ高サヲ加ヘタルモノトス

採光窓ノ總面積ハ床面積ノ六分ノ一以上ニシテ其下縁ノ位置ハ床面ヨリ二尺五寸以上三尺以下ニ定メ其上縁ハ成ルヘク天井ニ接近セシメ窓上ニハ小壁ヲ設ケサルヲ要ス

但音樂教室ヲ除クノ外特別教室ハ二方若クハ三方ニ採光窓ヲ設ケ其總面積ハ床面積ノ凡四分ノ一以上ナルヲ要ス

各教室ノ出入口ハ二ヶ所アルヲ要ス

二階造ノ校舎ハ二ヶ所以上ノ階段ヲ設クルヲ要ス

廊下ハ片廊下トシ室ノ北方ニ設クルヲ常例トス

(ロ) 寄宿舎、設備規則第五條第二項ノ各室ヲ具フルヲ要ス

自修室ノ面積ハ生徒一人ニ付一坪以上其容積凡三百六十立方尺以上寢室ノ面積ハ生徒一人ニ付一坪五合以上其容積凡五百立方尺以上女子部ニ於テ自修室寢室兼用ナルトキハ其面積生徒一人ニ付壹坪七合五勺以上其容積凡六百立方尺以上ノ割合ナルヲ要ス

但建物ノ構造燈火ノ種類煖室ノ方法等ニ依リ本文ノ容積ヲ酌酌スルコトアルヘシ

自修室採光窓ノ位置及面積ノ割合ハ教室ニ同シ各室ノ出入口ハ通常二ヶ所アルヲ要ス

二階造ノ階段ノ數及廊下ノ位置ハ教室ニ同シ

便所ハ男生徒十人ニ付大便所一ヶ所同二十人ニ付小便所一ヶ所女生徒六人ニ付大便所一ヶ所以上ノ割合ナルヲ

要ス

(ハ) 附屬小學校 通常教室ハ學級數ト同數ナルヲ要ス

理科、圖畫、唱歌、裁縫等ノ特別教室講堂雨中體操場應接所生徒控所等ヲ設クルハ便宜タルヘシ各教室ハ平面積一坪ニ付四人以内ノ割合ニ相當スル大サニ其長サ若クハ幅ニ於テ凡半間以上長キヲ要ス

教室天井ノ高サ採光窓ノ面積位置及出入口等ハ本校教室ニ同シ

單級教室ノ採光窓ハ二方ノ短側ニ設ケ長側ニ設ケサルモ妨ケナシ

幼稚園ヲ設クルトキハ其幼兒ノ總數ニ應シ開講室ヲ設ケ又別ニ遊戯室ヲ設クルヲ要ス

幼稚園ニ附添人控所ヲ設クルハ便宜タルヘシ便所ハ男女ヲ區別シ男兒百人ニ付大便所三ヶ所小便所五ヶ所女兒百人ニ付大便所六ヶ所以上ノ割合ナルヲ要ス

但幼兒ノ便所ハ別ニ設クルヲ要ス

五、職員俸給其の他諸給與

師範學校長俸給令改正

明治二十四年勅令第七十一號を以て定めたる府縣立師範學校長任命及俸給令中第二條に但書を加へ俸給別表を改めた。これに依りて從來一級俸千二百圓でありしを一躍千八百圓となし特に功勞あり五箇年以上一級俸を受けたる者は年俸二千圓まで増俸することを得るやうになつた。即ち

第二條中ニ左ノ但書ヲ加フ

但特ニ功勞アリ五箇年以上一級俸ヲ受クル者ハ年俸二千圓マテ増俸スルコトヲ得

明治三十一年六月二十七日
勅令第三百三十一號

一級	千八百圓	二級	千六百圓	三級	千四百圓	四級	千二百圓	五級	千圓	六級	九百圓	七級	八百圓
----	------	----	------	----	------	----	------	----	----	----	-----	----	-----

教諭助教諭訓導及書記の俸額 明治二十五年文部省令第六號を以て定めたる教諭以下職員の俸額を改正し三十二年四月一日より施行した。

師範學校教諭助教諭訓導及書記ノ俸額 明治三十一年八月十三日 文部省令第十七號

第一條 師範學校教諭助教諭訓導及書記ノ俸給ハ左表ニ依リ支給スヘシ但奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル教諭ニシテ一級俸ヲ受ケ特ニ功勞アル者ハ該表ノ範圍ニ拘ラス漸次百五拾圓マテ増俸スルコトヲ得

第二條 師範學校教諭及助教諭ノ俸給ハ其授業ノ時間及學科ノ輕重難易等ニ依リ左表ニ掲クル俸給等級相當ノ額ヲ減給スルコトヲ得

職名	月俸	等級
教諭	百圓	一級
助教諭	四十圓	七級
		二級
		三級
		四級
		五級
		六級
		七級

職名	月俸	等級
訓導	五十圓	二級
書記	四十圓	七級
		三級
		四級
		五級
		六級
		七級

次で三十二年三月文部省令第十五號を以て第二條中「及助教諭」の四字を「助教諭及專科正教員タル訓導」の十三字に改めた。本令は其の後公立學校職員俸給令設定以來廢止となつた。

公立學校職員俸給令 明治三十六年三月二十七日勅令第六十六號を以て公布したる公立學校職員俸給令は公立の專門學校、師範學校、中學校、高等女學校、實業學校の職員に對する俸給令を總括したるものである。こゝには直接師範學校に關係あるものゝみを抄録する。左の通り

公立學校職員俸給令 明治三十六年三月二十七日 (抄)

第一條 本令ニ於テ職員ト稱スルハ公立ノ專門學校、師範學校、中學校、高等女學校及實業學校ノ職員ニシテ奏任文官又ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ヲ謂フ

第三條 奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル師範學校、中學校、高等女學校及實業學校(實業專門學校ヲ除ク)ノ職員ノ年俸ハ第二號ニ依ル

第四條 判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル職員ノ月俸ハ第三號ニ依ル

第六條 一級俸ヲ受ケ在職五年以上ニ至リ特ニ功勞アル職員ニハ本俸三分ノ一以下ノ加俸ヲ給スルコトヲ得

第七條 教員ニシテ舍監、主事ヲ兼ヌル者ニハ相當ノ加俸ヲ給スルコトヲ得

第八條 教員ノ俸給ハ其ノ教授時數ニ應シ等級相當ノ額ヲ減給スルコトヲ得

第五章 師範教育

第十一條 俸給ハ毎級在職一年以上ニ至ラサレハ増給スルコトヲ得ス但シ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル職員ニシテ年俸五百圓以下ノ者及判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル職員ニシテ月俸三十五圓以下ノ者ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 退職後一年以内ニ再任セラル、場合ニ於テハ其ノ俸給ハ前職ノ俸給以下トス
 前項ノ場合ニ於テ其ノ前職等級在職一年ヲ踰エタル者ハ前職ノ等級ニ一級ヲ進ムルコトヲ得
 前二項ノ規定ハ年俸六百圓以下又ハ月俸四十圓以下ノ俸給ヲ支給スル場合ニハ之ヲ適用セス
 退職後一年以内ニ名稱又ハ待遇ノ異ナリタル職員若ハ種類ノ異ナリタル學校ノ職員ニ任セラル、場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第十五條 休職者ニハ俸給ヲ支給セス但戰時若ハ事變ニ際シ召集セラレタルカ爲休職トナリタル場合ニハ俸給ノ一部其他特別ノ事情アル場合ニハ其ノ三分ノ一以下ヲ給スルコトヲ得
三十七年勅令第五十三號ヲ以テ改正

第二號表

	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級
教諭	千八百圓	千六百圓	千五百圓	千四百圓	千三百圓	千二百圓	千圓	千圓	九百圓	八百圓	七百圓	六百圓	五百圓	四百圓

教諭ニシテ十三級俸又ハ十四級俸ヲ給スル者ハ女子ニシテ教諭タル者ニ限ル

第三號表

學校	師範			一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級
	教諭	助教諭	訓導											
書記	七十圓	七十圓	七十圓	六十圓	六十圓	六十圓	六十圓	六十圓	六十圓	六十圓	六十圓	六十圓	六十圓	六十圓
訓導	五十圓	五十圓	五十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓
書記	五十圓	五十圓	五十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓

教諭ニシテ十一級俸ヲ給スル者ハ女子ニシテ教諭タル者ニ限ル

師範學校長旅費減額標準(三十二年八月二日 成普甲一〇三三號) 各地方廳へ普通學校局通牒

師範學校長ノ旅費額減少ニ關スル取扱方ニ付今般成普甲一〇三三號ノ通訓令相成候處來三十二年度以降ハ總テ當該地方ニ於ケル書記官參事官北海道廳へハ事務官參事官トス等ノ旅費額ヨリ減少セサル様御取計相成度依命此段及御通牒候也
 (参照)

北海道廳 府縣

内國旅費規則第十五條ニ依リ師範學校長ノ旅費額ヲ減少セントスルトキハ自今經伺ヲ要セス處分ノ後報告スヘシ

六、職員待遇及定員

官制改正 明治二十四年勅令第二百十七號を以て定めたる尋常師範學校官制には奏任文官

と同一の待遇を受くる教諭は僅に一人に止まりしが、三十一年二月勅令第三十一號を以て官制第二條但書中改正を行ひ奏任文官と同一の待遇を受くる教諭は三名以内と増員し大に優遇するに至つた。

公立學校職員等級配當 明治二十五年勅令第三十九號を以て定めたる奏任文官と同一の待遇を受くる公立學校職員官等配當表及判任文官と同一の待遇を受くる公立學校職員等級配當表中師範學校の欄を同三十一年九月勅令第二百十四號を以て左表の通り改正した。これに依ると從來奏任文官と同一の待遇を受くる教諭は高等官七等までなりしを五等まで陞叙することとなり判任文官と同一の待遇を受くる教諭、助教諭、訓導書記もそれ〴〵待遇を進め殊に助教諭、訓導及書記の一級俸は判任官三等なりしを訓導は判任官一等待遇に助教諭及書記は判任官二等待遇に陞せることになつた。

奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル公立學校職員官等配當表

師範學校	奏	五等	教諭 特別俸 年額千六百圓以上
	任	六等	教諭 特別俸 年額千六百圓未満
		七等	教諭 二級俸 三級俸
		八等	教諭 四級俸 五級俸

判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル公立學校職員等級配當表

師範學校	判	一等	教諭 一級俸 二級俸 三級俸 四級俸 五級俸 含 本務俸給ニ依ル 監 調 一級俸
	任	二等	教諭 六級俸 助教諭 一級俸 含 本務俸給ニ依ル 監 調 二級俸 書記 一級俸
		三等	教諭 七級俸 助教諭 二級俸 三級俸 含 本務俸給ニ依ル 監 調 三級俸 書記 二級俸
		四等	助教諭 四級俸 五級俸 含 本務俸給ニ依ル 監 調 四級俸 書記 三級俸 四級俸
		五等	調 五級俸 書記 五級俸

教諭助教諭舎監訓導及書記の人員 明治三十年十月文部省令第十九號を以て師範學校教諭

以下職員の人員を改正し三十一年四月一日より施行す 明治三十年十月十一日 文部省令第十九號

第一條 教諭助教諭ハ左ノ割合ニ依リテ配置スヘシ

一、生徒四學級以下ノ學校ハ一學級毎ニ教諭助教諭各專任一人トス 但教諭ヲ本文ノ人員ニ充ツルコトハ妨ケナシ

二、生徒五學級以上七學級以下ノ學校ニ於テハ本項第一款ノ割合ニ依リテ定ムヘキ總人員ヨリ教諭若クハ助教諭一人ヲ減シ以上一學級ヲ加フル毎ニ七學級ノ場合ノ定員ニ對シ教諭一人ヅ、ヲ増ス
外國語、農業、商業及手工ノ中一科目ヲ課スル毎ニ其ノ科目ノ學級數八學級以下ナルトキハ教諭若クハ助教諭專

任一人九學級以上ナルトキハ同二人ノ割合ニ前項ノ人員ヲ増スヘシ

第一項ノ教諭助教諭中女教員ノ人員ハ少クトモ女生徒ノ學級數ニ等シキヲ要ス

第二條 舍監ノ人員ハ男子ハ三人以上女子ハ二人以上トス但女子舍監ノ人員ハ適當ノ者ヲ得ザル場合ニ於テハ一人ヲ減スルコトヲ得

舍監ハ少クトモ一人ハ教諭ヨリ兼任スルモノトス

女生徒ヲ置カサル學校ニ於テハ女子舍監ヲ置カス

第三條 訓導ノ人員ハ附屬小學校ノ學級數ト同數タルヘシ

第四條 書記ノ人員ハ生徒定員百八十未滿ノ學校ニ於テハ專任二人以上トシ同百八十人以上ノ學校ニ於テハ專任三人以上トス

第五條 豫備科、小學校教員講習科又ハ保姆講習科ヲ置クトキハ第一條ノ外適宜教諭助教諭ヲ増スヘシ

第六條 特別ノ事情アルトキハ第一條ノ教諭助教諭ノ人員ヲ増スコトヲ得又助教諭ヲ以テ教諭ニ代フルコトヲ得

第七條 教諭助教諭又ハ訓導タルニ適當ノ候補者ヲ得ルコト能ハサルトキハ豫メ期限ヲ定メ教諭ヲ以テ第一條ノ教諭助教諭又ハ第三條ノ訓導ニ代フルコトヲ得(以下省略)

其の後三十一年八月文部省令第十八號を以て第八條を削除し翌三十二年三月同省令第十五號を以て第三條中「訓導」の二字を「本科正教員タル訓導」の九字に改め左の一項を追加した。前項人員ノ外専科正教員タル訓導ヲ置クコトヲ得これに依つて専科教員を置くことを得るに至つた。

師範學校長學事視察ハ廳府縣視學官設置後繼續施行方三十二年七月十三日 亥普甲一三四三號 各地方廳へ普通學務局通牒

今般道廳府縣ニ視學官ヲ置カレ學事ノ視察ヲ掌ラシムルコトニ相成候處師範學校長ニ在リテモ時々小學校ヲ巡回シ該校卒業生服務ノ情況及其成績ヲ視察シテ一ハ師範教育ノ參考ニ資シ一ハ師範學校ト卒業生トノ間ニ親密ノ關係ヲ保持シ常ニ卒業生ヲ獎勵誘掖シテ其ノ實績ヲ擧ケシムルノ必要有之就テハ此際師範學校官制第三條ノ末段ニ別ニ改正ヲ加ヘサル義ニ有之候條御了知相成度依命此段及御通牒候也

七、生徒及卒業

生徒募集規則及細則

師範學校生徒ノ入學年齡はこれまで男子は年齢十七年以上二十未

滿女子は年齢十五年以上二十年未滿特別ノ事情ある者は二十年以上二十五年以下ノ者を入學せしめ得る規定であつたのを明治三十一年三月文部省令第十號を以て男生徒の十七年を十六年に低下し改正した。これによりて高等小學校との連絡もつき志願者には非常の便宜を得た。従來高等小學校卒業生は卒業後一箇年間空しく費したのをこの改正によりて直に受験の資格を得ることゝなつたのである。又同年八月同省令第十八號を以て同規則第四條を削除し從來生徒を募集するに一種二種に分ちて一種は郡市長の薦舉に依る者二種は本人より直接に學校に願出づる者としたのを今回はこの項を削除した。又これより前三十年十二月には同規則第一條尋常師範學校生徒ノ募集ハ每學年ノ始ニ於テスヘシを削除した。

本縣では三十一年二月縣令第八號を以て明治二十六年三月發布の本縣尋常師範學校生徒募集細則を改正した。これに據れば師範學校長は生徒募集に關して左の手續を執る。

一、第一種生徒募集の員數及試験期日は豫め郡長に通知す

二、第二種生徒募集の員數及試験期日は豫め縣報若は適當の方法を以て廣告す
補缺生募集の場合には其の種類、員數、試験期日、年齢及編入すべき學級を定めて前條の手續をなす
師範生徒の募集に應ずるを得べき者は在學中家事に係累なく本縣下に在籍の者にて其の年齢は明治二十五年七月文
部省令第十號師範學校生徒募集規則第二條第三款に依る
師範學校生徒募集に應ずる者の學力は師範學校長に於て其の身體は第一種生は郡長に於て第二種生は師範學校長に
於て之を檢定す

三十一年八月文部省は師範學校生徒募集規則第四條を削除し第一種第二種の種別を撤去した
るを以て本縣に於ても三十二年一月縣令第四號を以て募集細則を改正した左の通り

千葉縣師範學校生徒募集細則(抄)

第一條 師範學校生徒ハ明治廿五年(七月)文部省令第十號師範學校生徒募集規則第二條第一款第三款ノ資格ヲ有ス
ル者ニシテ尙在學中家事ニ係累ナキ本縣下在籍ノ者ニ就キ郡長之ヲ推薦シ師範學校長試験ノ上選抜スルモノトス
第二條 師範學校生徒ハ毎年一回募集スルヲ常例トシ其員數及試験期日ハ師範學校長之ヲ定メ郡長ニ通知スルモノ
トス

郡長ニ於テ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ募集ノ方法及願書差出期日等適宜之ヲ定ムヘシ

第三條 第一條ニ依リ募集スルモノ、外師範學校長ハ試験ノ上學力年齢當該學級ニ相當スル者ヲ入學セシムルコト
ヲ得

第四條 師範學校生徒ノ募集ニ應セントスル者ハ推薦願書ニ入學願書履歷書及身分證明書ヲ添ヘ郡役所ヘ差出スヘ
シ

但第三條ノ場合ニハ此限リニアラス

第五條 師範學校生徒ノ募集ニ應シタル者ノ身體及學力ハ左ノ區別ニ依リ檢定スヘシ

一、身體ノ検査ハ醫員ヲシテ診斷セシメ之カ検査書ヲ作ラシムヘシ

二、常例ニ依リ募集シタル者ノ學力ノ試験ハ明治二十五年(三月)縣令第三十八號第一條ノ必須學科目及其程度
ニ依ルノ外理科大意ヲ加ヘ行フヘシ

第六條 師範學校長ハ試験期日前ニ於テ學力試験問題ヲ郡長ニ送付スヘシ

郡長ハ師範學校長ヨリ送付シタル問題ニヨリテ志願者ノ學力試験ヲ執行シ其答稿ハ直ニ師範學校長ニ回付スヘシ
第七條 志願者假入學ヲ許可セラレタルトキハ保證書ヲ差出スヘシ(以下省略)

三十七年三月三たび大改正を實施した。今回は本校規則の改正に伴ひ是迄單一に發布したるも
のを本校規則中に織込みたるものである。郡長の推薦に依ることとは前と變らない。入學資格は稍高
めたる感がある。左に抄録す。

第四章 入學退學及休學

第九條 生徒ハ左ノ資格ヲ有スル者ニ就キ郡長之ヲ推薦シ師範學校長試験ノ上選抜スヘシ

一、身體健全品行方正ニシテ教員タルニ適當ナリト認ムル者

二、尋常小學校准教員以上(專科教員ヲ除ク)ノ免許狀ヲ有シ若ハ修業年限四ケ年ノ高等小學校ヲ卒業シタル者
若ハ官公立中學校又ハ文部大臣ニ於テ徵兵令第十三條ニ依リ中學校ノ學科程度以上ト認メタル私立中學校ノ第
一學年以上ヲ修了シタル者

三、年齢十六年以上二十年未滿ノ者但シ特別ノ事情アルトキハ二十年以上二十五年以下ノ者

四、本縣ニ本籍ヲ有シ在學中家事ニ係累ナキ者

第十條 募集スヘキ生徒ノ員數及期日等ハ師範學校長之ヲ定メテ郡長ニ通知シ且公告スヘシ(中略)

第十二條 入學志願者學力ノ選抜試験ハ左ノ學科目及程度ニ依ルヘシ

國語 普通文ノ講讀、文法ノ初歩、作文、習字、

算術 整數、分數、小數ノ加減乘除、比例、百分算

第十三條 師範學校長ハ試験期日前學力試験問題ヲ郡長ニ送附スヘシ

第十四條 師範學校長ハ郡長ヨリ回付シタル試験答稿及體格検査書ニ就キ第一項ノ選抜ヲ行ヒ第二項ノ選抜ニハ師範學校ニ於テ口頭試験及身體検査ヲ行フヘシ(中略)

卒業生服務規則 二十五年文部省令第十一號尋常師範學校卒業生服務規則は其の後私費生設置につきてこれを改正する必要を生じ三十一年二月文部省令第四號を以て同規則第一條の服務年限は私費卒業生に關しては男子卒業生は三箇年女子卒業生及簡易科卒業生は二箇年と定められ同條第一項但書第二項及第二條は私費卒業生には適用されなれど同年八月第一種第二種の制を廢し悉く郡長に於て推薦することになつたので第二條を左の通り改めた。

尋常師範學校卒業生ハ其道府縣内ニ於テ左ノ年限間北海道廳長官府縣知事ノ指定スル小學校教員ノ職ニ従事スル義務ヲ有ス

但本項ハ本令發布以後ニ於テ師範學校ニ入學スル者ニ限り適用ス(以下従前ノ通り)
次に同規則第三條及第五條を削除した第三條は服務義務を卒りたる者は其の經歷を具して北

海道廳長官府縣知事に届出づること第五條は師範學校卒業生は其服務年限中は毎年末服務の状況を當該師範學校に報告し服務義務を卒へたる後も其の身分職業等に異動を生じたときは其の都度報告することであつた。これは報告してもしなくてもこれを取扱ふ官廳の如何に由る事で重大の事ではない。寧ろ削除して繁文縟禮を去つた方が賢明の處置であつたのであらう。

第二節 本縣師範教育

一、千葉縣師範學校

本校學則 明治三十七年四月一日より女子師範學校設立せられ從來の女子部は廢止となりたるを以て本校規則を全部改正した。これに據ればこれまで生徒募集規則卒業生服務規則生徒給與規則教員講習科規則等何れも單獨に規定したるものを改めてこれを總括して一規程の下に網羅した。儘に法規制定の一進歩である。其の主要なるものを擧ぐれば第一編を本校とし第一章總則第二章學科及編制第三章學年學期休業日及式日第四章入學退學及休業第五章成績考査及卒業第六章懲罰第七章寄宿舎及學資第八章卒業生服務第九章講習科を擧げ第二編を附屬小學校とし第十章總則第十一章教科及編制第十二章學年學期休業日式日及教授時限第十三章入學退學除籍及卒業第十四章授業料第十五章附則を載せ終りに本校及附屬小學校の學科課程表卒業證書講習科終了證書同證明書附屬小學校卒業證書修學證書學習證書本校及附屬小學校の入學願書書式等を

掲載した。更に其の中につきて抄録すれば左の通り

千葉縣師範學校規則

第一編 本校

第一章 總則

第一條 本校ハ師範教育令ニ依リ千葉縣小學校教員ヲ養成スル所トス
第二條 本校ニハ本科ノ外ニ小學校教員講習科ヲ置ク

第二章 學科及編制

第三條 生徒ノ定員ハ四百名トシ之ヲ十二學級ニ編制ス
第四條 生徒ニ課スヘキ學科課程ハ第一號表ニ依ル (別表省ク)

第五章 成績考査及卒業

第二十三條 生徒ノ學業ハ平常成績及試験成績ニ依リテ之ヲ査定スルモノトス
第二十四條 平常成績ハ平素教授ノ際生徒ノ學力ヲ考査シテ之ヲ定ム
第二十五條 試験成績ハ學期末ニ於テ時日ヲ定メ該學期間ニ教授シタル事項ニ就キ試験ヲ行ヒ之ヲ定ム
第二十六條 學期成績ハ各學科皆其平素成績ト試験成績トヲ加ヘテ二分シタルモノトス 但シ平素成績若ハ試験成績ノミヲ以テ學期成績ト爲スコトヲ得
第二十七條 各學科ノ學年成績ハ該學科各學期成績ノ和ヲ學期數ニテ除シタルモノトス
學年成績ハ各學科學年成績ノ和ヲ學科數ニテ除シタルモノトス 最終學年ノ成績ハ前項ノ成績ト實地授業ノ成績トノ和ヲ二分シタルモノトス

第二十八條 成績ヲ考査スルニハ十點ヲ以テ定點トス

學年成績ハ各學科得點四點以上全科平均及實地授業得點五點以上ヲ以テ合格トス 但シ事情ニ依リ多少ノ斟酌ヲ加フルコトヲ得

第二十九條 卒業成績ハ各學年ノ成績ノ和ヲ學年數ニテ除シ之ニ操行ヲ參酌シテ定ムルモノトス

第三十條 病氣其他已ムヲ得サル事故ニ依リ試験ニ缺席シタル者ニハ其學期間缺席ノ多少ヲ參酌シテ補缺試験ヲ行フコトアルヘシ 但シ最終學期ニ於テ補缺試験ヲ行フ場合ニハ假リニ上級ニ編入シタル後三週日以内タルヘシ
第三十一條 最終學年ノ學業成績合格ニシテ實地授業成績不合格ナルカ若ハ實地授業成績合格ニシテ學業成績不合格ナル者ハ特ニ六ヶ月以内修業セシメ臨時卒業セシムルコトアルヘシ

第三十二條 第二學年以上ノ課程ヲ修了シタル者ニシテ特別ノ事情アリテ本科ヲ卒業スルコト能ハスト認ムル者ニハ既修ノ課程ヲ明治二十五年文部省令第十五號師範學校簡易科規程ニ照ラシ四ヶ月以上不足ノ學科ヲ教授シ簡易科卒業證書ヲ授與スルコトアルヘシ

第六章 懲罰

第三十四條 罰ヲ分チテ戒飾、謹慎、停學、放校ノ四種トシ所犯ノ輕重ニ應シテ之ヲ課ス
第三十五條 戒飾ハ其所爲ヲ譴責シ後來ヲ戒ムルモノトス
第三十六條 謹慎ハ三週間以内校外ニ出ツルヲ禁シ謹慎セシムルモノトス
第三十七條 停學ハ一週間以上一ケ年以内在校ヲ禁シ保證人若ハ父兄ノ許ニアリテ謹慎セシムルモノトス
第三十八條 放校ハ學籍ヲ除クモノトス

教員講習科規則 明治二十六年四月同規則を發布したる後三十三年一月これを改正した其

の主なるものを擧ぐれば第一條の二組を三組に改め、第二條にこれまで男子のみなりしを女子の講習科も置くこととなり其の年齢を「女子ハ年齢十五年以上」とした其の外第七條を改正し、小學校教員講習科講習員ノ學資ハ自辨トシ教科用圖書ハ之ヲ貸與スルコトアルヘシ、但正教員講習科講習員ニハ在學中毎月貳圓ノ手當ヲ給與ス

次に第八條に左の但書を加へた

但教員講習科講習員ニシテ除名シタルトキハ在學中給與ノ手當ヲ一時償還セシム

翌三十四年三月三十日更に改正し従前の規則二十六年四月發布 縣令第二十號を廢止したこの改正に依れば一

類、二類、三類に分ち第一類は尋常小學校本科正教員、第二類は同准教員、第三類は小學校專科正教員とした。即ち

第一條 講習科ヲ分チテ第一類第二類第三類ノ三種トス

第二條 第一類ハ尋常小學校本科正教員、第二類ハ同准教員、第三類ハ小學校專科正教員タラント欲スル者ニ對シ必要ノ學科ヲ授クルモノトス

但第二類第三類ハ兼修セシムルコトアルヘシ

第三條 講習員タラントスル者ハ年齢男子ヲ滿十六年以上女子ハ滿十五年以上ニシテ左ノ資格ヲ具備スルヲ要ス

- 一 第一類ハ尋常小學校本科准教員免許狀所有者又ハ之ト同等以上ノ學力アル者
- 一 第二類ハ三學年以上ノ高等小學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力アル者
- 一 第三類ハ尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力アル者 (以下省略)

三十七年三月三たび講習科規則を改正した。これは本校規則中に織込みたるものを別に取出し

たものである。これによれば第二類の准教員養成の講習科を止めて第三類の專科正教員の講習科を第二類とし、第三類の講習を現に縣内公私立の小學校及之と同等の學校に在職する者に必要の學科を授くることとした。講習員には學資の補助をなすことあるべく學資の補助を受けたる講習員不都合の行爲ありて退學を命せられたる者又は自己の便宜により退學せる者若は第六十八條の義務を履行せざる者には給與したる學資の全部若は一部を返還せしめる。又講習科を修了し小學校教員免許狀を得たる者は免許狀受得の日より其の講習科修業期間の二倍の期間本縣町村立小學校教員の職に従事する義務を有す。義務年限中陸海軍現役に服し又は戰時事變に召集された者及本縣師範學校に入學したるものはこの義務を免除される。左に

第九章 講習科

第五十七條 講習科ヲ分チテ第一類第二類第三類ノ三種トス

第五十八條 第一類ハ尋常小學校本科正教員、第二類ハ小學校專科正教員タラント欲スル者ニ對シ第三類ハ學力ヲ補習セントスル者ニ對シ必要ノ學科ヲ授クルモノトス

第五十九條 講習員タラント欲スル者ハ年齢滿十八年以上ノ男子ニシテ左ノ資格ヲ具備スルヲ要ス

- 一 第一類ハ尋常小學校准教員免許狀所有者又ハ之ト同等以上ノ學力アル者
- 一 第二類ハ修業年限四ヶ年ノ高等小學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力アル者
- 一 第三類ハ現ニ本縣下公私立ノ小學校及之ト同等ノ學校ニ在職スル者 (中略)

第六十三條 講習科ノ修業期間ハ一ヶ年以内トシ授業日數及毎週教授時間ハ師範學校本科生徒ニ準ス

第六十五條 第一類講習科ノ學科及程度ハ師範學校簡易科ノ學科及程度ニ準シ又第二類第三類講習科ノ學科及程度

ハ師範學校ノ學科及程度ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

第六十六條 講習員ニハ學資ノ補助ヲナスコトアルヘシ

學資ノ補助ハ毎月日割ヲ以テ之ヲ支給ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ之ヲ支給セス

一 夏季休業

二 許可ヲ受ケ歸郷シタルトキ

前項但書ノ場合ニアリテハ出發及歸校ノ日ハ之ヲ支給ス

第六十七條 學資ノ補助ヲ受ケタル講習員ニシテ不都合ノ行爲アリテ退學ヲ命セラレタル者若ハ自己ノ便宜ニヨリ退學セル者若ハ第六十八條ノ義務ヲ履行セサル者ニハ給與シタル學資ノ全部若ハ一部ヲ返還セシム

第六十八條 講習科ヲ修了シ小學校教員免許狀ヲ得タル者ハ免許狀受得ノ月ヨリ其講習科修業期間ノ二倍ノ期間本縣町村立小學校教員ノ職ニ從事スル義務ヲ有ス

第六十九條 義務年限中ニ在リテハ陸海軍現役ニ服シ又ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者及本縣師範校本科ニ入學シタル者ハ前條ノ義務ヲ免除ス但シ陸海軍現役ニ服シ又ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者ハ本人ヨリ其事由ヲ知事ニ届出ツヘシ

教科用圖書 明治三十七年四月五日千葉縣告示第四十六號を以て改正したる教科用圖書名

は左の通り

千葉縣師範學校教科用圖書目錄

學科目	學年別	圖書名	卷冊	發行年月日	著作者	發行者	國語				漢文		歴史		
							第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第一學年	第二學年	第一學年	第二學年	
教育史教科書	第一學年	教育史教科書	一冊	明治三十六年四月一日	中島半次郎	東京 金港堂書籍株式會社	新修	新修	新修	新修	通鑑綱目鈔	正文章軌範	纂唐宋八家文讀本	本邦史教科書	東洋史教科書
心理學教科書	第二學年	心理學教科書	一冊	明治三十六年五月十六日	大瀨甚太郎	東京 金港堂書籍株式會社	新修	新修	新修	新修	同上	同上	同上	同上	同上
新編教育學教科書	第三學年	新編教育學教科書	一冊	明治三十六年十月五日	大瀨甚太郎	東京 金港堂書籍株式會社	新修	新修	新修	新修	同上	同上	同上	同上	同上
教授法教科書	第三學年	教授法教科書	一冊	明治三十六年十二月一日	大瀨甚太郎	東京 金港堂書籍株式會社	新修	新修	新修	新修	同上	同上	同上	同上	同上
小學校管理法	第四學年	小學校管理法	一冊	明治三十六年十二月十六日	和田豊	東京 文館	新修	新修	新修	新修	同上	同上	同上	同上	同上
修訂日本文法教科書	第一學年	修訂日本文法教科書	上下二冊	明治三十四年八月三十日	大槻文彦	東京 大槻文彦	新修	新修	新修	新修	同上	同上	同上	同上	同上
新編國文讀本	第一學年	新編國文讀本	五冊	明治三十四年三月十八日	吉川編輯所	東京 吉川編輯所	新修	新修	新修	新修	同上	同上	同上	同上	同上
新編國文讀本	第二學年	新編國文讀本	三冊	明治三十四年三月十八日	同上	同上	新修	新修	新修	新修	同上	同上	同上	同上	同上
新編國文讀本	第三學年	新編國文讀本	八冊	明治三十五年四月十一日	同上	同上	新修	新修	新修	新修	同上	同上	同上	同上	同上
通鑑綱目鈔	第二學年	通鑑綱目鈔	上下二冊	明治二十九年三月十八日	秋山四郎	東京 同	新修	新修	新修	新修	同上	同上	同上	同上	同上
正文章軌範	第三學年	正文章軌範	一冊	明治十一年一月二十五日	謝枋	東京 同	新修	新修	新修	新修	同上	同上	同上	同上	同上
纂唐宋八家文讀本	第四學年	纂唐宋八家文讀本	八冊	明治十二年一月	井上揆	東京 同	新修	新修	新修	新修	同上	同上	同上	同上	同上
本邦史教科書	第一學年	本邦史教科書	一冊	明治三十四年七月二十五日	峰岸米造	東京 同	新修	新修	新修	新修	同上	同上	同上	同上	同上
東洋史教科書	第二學年	東洋史教科書	一冊	明治三十六年五月十六日	桑原隲藏	東京 同	新修	新修	新修	新修	同上	同上	同上	同上	同上

第四十一條 食費ハ毎月日割ヲ以テ支給ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ支給セス

一、夏季休業

二、許可ヲ受ケ歸郷シタルトキ

前項但書ノ場合ニアリテハ出發及歸校ノ日ハ之ヲ支給ス

第四十二條 被服ハ左表ニ依リ一定ノ時期ニ於テ現品ヲ以テ支給ス若シ保存期限内ニ於テ故意又ハ怠慢ニヨリ遺失若ハ損傷シ更ニ交付ヲ要スルトキハ其費用ヲ辨償セシム

品目	初年	第二年	第三年	第四年	保存期限
冬衣袴	二組	一組	一組	一組	一組一年 豫備一組在學年間
冬シャツ袴下	同	同	同	同	同
夏衣袴	同	同	二組	同	一組二年 豫備一組在學年間
夏シャツ袴下	同	一組	一組	一組	一組一年 豫備一組在學年間
外套頭巾付	一 枚			一 組	在學年間
帽子日覆付	一 箇		一 個		同
短靴	一 足	一 足	一 足	一 足	一 年
脚絆	一 足		一 足		二 年
靴下	十八 足	十八 足	十八 足	十八 足	一ヶ月一足半

第四十三條 雜費ハ日用品、療養、修學旅行及夏季歸郷ニ關スル費用トス

第四十四條 日用品中燈火、煖室、湯浴、油等共用ノモノハ現品ヲ以テ支給シ其他ハ毎月在校生徒ニ現金ヲ以テ之ヲ支給ス

第四十五條 療養費ハ入院療養費及轉地療養費トシ入院療養ニアリテハ實費ヲ支辨シ轉地療養ニアリテハ現金ヲ以テ支給ス

第四十六條 修學旅行費ハ旅行日數ニ應シテ現金ヲ以テ之ヲ支給ス

第四十七條 夏季歸郷ニ關スル旅費ハ里程ノ遠近ニ應シ現金ヲ以テ支給ス

第四十八條 前各條中食費、日用品費、療養費、修學旅行費及夏季歸郷ニ關スル旅費ノ現金支給額ハ豫算ノ範圍内ニ於テ學校長之ヲ定ムヘシ

第四十九條 停學又ハ休學ヲ命シタル生徒ニハ其間學資ノ支給ヲ停止ス

但シ現存品ハ一時之ヲ返納セシム

第五十條 第二十條ニ依リ退學ヲ命シタル者ニハ保存期限中ノ被服ヲ返納セシメ第三十八條ニ依リ放校ニ處セラレタル者又ハ第二十二條ニ依リ退學ヲ許可セラレタル者ニハ在學中ノ學資(日用品中現金支給ノモノ)ヲ即時辨償セシム

當時食費ハ男生徒一日一人金拾六錢、女生徒一日一人金拾參錢五厘、日用品費男生徒一ケ年一人九圓、女生徒一ケ年一人八圓、湯浴費ハ男生徒一ケ年一人一圓五拾五錢八厘、女生徒一ケ年一人參圓貳厘、割、女生徒の男生徒に比して湯浴費の多いのは生徒の員數の少きに由る。

卒業生の待遇 明治二十一年尋常師範學校卒業生以來卒業生の初任給は成績優秀の者十三圓普通十二圓女子は普通八圓で優秀の者僅に一二人が稀に九圓又は十圓のものもあつたが其の

後二十四五年頃より低下して男子は十二圓女子は八圓が通例となつた。然るに明治三十年勅令第二號の發布に依つて教員優遇の途開け一躍して男子は十五圓乃至十六圓女子は十圓乃至十一圓になつた。明治三十八年の卒業生は男子は十五圓若は十六圓女子は十二圓又は十三圓であつた。

校舎の建築 本校舎の始めて建築されたのは明治十年で爾來殆と二十年を経て明治二十七年になつて腐朽壞敗其の極に達し其の位置も亦校地として適當でない憾があるので縣はいよいよ新築するに決し、委員を設けて調査に着手せしめたるが偶々二十七八年の戦役の爲延期するの止むを得ざるに至つた。後一年を経て二十八年に至り平和克復と共に更に調査を續行し校舎の結構配置の便否より敷地探定に至るまで各部の調査を遂行し校舎の設計はこれを文部省に委託し諸事悉く完了したので其の工費を同年の縣會に提案したるがこれ亦協賛を得たので千葉町字西猪鼻臺眺望絶佳の所にて八千坪の地を敷地と定め明治二十九年五月十七日始めて土工に着手し同年九月建築工事に移り三十年十月十五日漸く工を竣へた。工費は總て四萬四千七百餘圓を費した。同年十一月二十八日盛大なる落成式を舉行した。新校舎の位置は從來の低濕なる西谷の校地に比して高燥で景勝に富んで居るので生徒の健康状態は頓に増進し所謂居は氣を移すの語に漏れず生徒の元氣俄に横溢し學習に運動に日々躍動するに至つた。

されどこの校舎は生徒男子百二十名女子二十名を收容するを限度として建築したるもので規模至つて小さくあつた。男子部は現在の本館一棟と寄宿舎一號館だけで本館も其の後殆ど倍に増築されたものである。女子部は校門より入てすぐに左手の現在附屬小學校の庭内の一隅に教室と寄宿舎が充てられてあり、其の残りの校地に附屬小學校の校舎が建てられてあつた。然るに三十年十月勅令に依り師範學校の生徒定員制改正され縣下學齡兒童數より算出すれば年々百名以上の卒業生を出すことになるので校地校舎其狹隘を告げ俄に敷地を猪鼻臺上に擴張し教場寄宿舎等も亦増築することとなり三十一一年より擴張工事に着手した。爾來繼續して三十五年に至つて本校の擴張全く完成した。附屬小學校も亦本校に伴つて擴張し茲に猪鼻臺上一大學園を形成した。其の後三十七年に女子部は獨立して女子師範學校が今の地に設立されることになつた。生徒は三十二年に男子八十六名女子二十七名を入學せしめたるを始めとし爾後年々男子は百名内外女子は三十名内外を收容し三十五年に至つて新に計畫した擴張の人員を悉く充實することを得たのである。

校旗制定

柏田知事は就任以來銳意教育上に關し經營劃策する所ありしが、これまで師範學校、千葉中學校に校旗の制定なきを遺憾となし、校旗の學校に於ける軍旗の軍隊に於けるが如く、有形的には全校の標的となり、無形的に衆心を統一するに至大の功あるものなれば、これを制定して校風を刷新振起すべしとて、明治三十年十一月二日、縣廳の庭前に職員生徒を招致し、知事親しく校旗を學校長に授與し、且つ訓示する所があつた。これより兩校にては學校の重要な行事は校旗の下に執行することになつた。

學校長

學校長越智直は三十一年九月依頼免官の上更に宮崎縣中學校長に轉じ、弘田正郎學校長に任せられた。越智校長は二十八年七月豊岡學校長の後を襲うて茨城縣師範學校長より來任してより三年三ヶ月其の間學校内外の改善整理を斷行し校規教則の改正を圖り、校舎の建築設備の完整に盡力する所があつた。三十五年十一月學校長弘田正郎三重縣第一中學校長に轉任され後任

に静岡縣師範學校長大島多計比古任命された。弘田校長は在職四箇年有餘、本校擴張の衝に當りて克く經營の功を全うした。氏は舊土佐藩士で夙に東京師範學校後の高等師範學校の前身を卒業し山形縣中學校長に職を奉じ後辭して郷里に歸り政治實業の方面に活躍し特に政界に於ては土佐國權黨の首領に推されて牛耳を執り一時は縣會議長にまで選はれたこともありといふ。かゝる多方面の經歷を有する人として自ら從來の學校長と型を異にする所があつた。氏の本校に在るや、質實剛健物に勸せず、一意専心職務に邁進して倦むことを知らざる人格者であつた。生徒に對しては時には慈母の如く時には嚴父の如く寬嚴宜しきを得てよく青年の心理を理解し其の論孟の經書を説き碧巖集を講ずる所、生徒は唯深き感激に打たれて聞き入るのみであつた。於是乎時の生徒はいへり偉人なり、儒學の泰斗なりと、後に至るまで景仰禮讚措く所を知らなかつた。弘田校長の後任となつた大島多計比古は赴任匆々月餘にして辭職し、同年十二月宮城縣師範學校校長里村勝次郎これに代りて學校長となつた。この頃は本校の擴張時代で校舎、寄宿舎の増築年々繼續して建設し漸く完成を告げた。生徒は定員四百八十名これに講習科を合して殆ど六百名に近き人員を收容し卒業生を出すこと毎年百名を下らなかつた。

附屬小學校 師範學校生徒の定員増加に伴ひ附屬小學校もこれに準じて漸次學級を増加するに至つた。從來は卒業期の生徒には一學年を前期後期に分ち男生徒は其の員數を折半して六ヶ月交代にて其の一半を附屬小學校に出だして實地授業に當らしめ残りの一半は本校に於て授業を受けさせしめ、女生徒は前期は平素の通り授業を受け後期になつて纏めて附屬小學校に出だして實地授業を練習せしめるのであつた。然るに本校生徒の増加に隨ひ附屬小學校の學級を増したる

も尙ほ教生の實地練習に充つべき時間少く止むを得ず従前よりこれを短縮して學年を三學期に分ち又男生徒を三分してこれに當らしめ女生徒は三學期にのみ出して練習せしめた。而して附屬小學校の學級編制は縣内に於ける最多數の組織の學校を標準として編制するにあるので、これまでは特別に規程を定めず小學校令及同施行細則に準據して施行し來たりたるが明治三十六年より本規則中より分離して單獨に設けることになつたが、後また本校規則中に編入した。これを抄録すれば左の通り

第二編 附屬小學校

第十章 總 則

第七十二條 附屬小學校ハ小學校令ノ本旨ニ基キ兒童ヲ教育シ師範學校生徒ヲシテ其方法ヲ練習セシメ兼テ小學教育ニ關スル諸般ノ事項ヲ研究スル所トス

第十一章 教科及編制

第七十三條 附屬小學校ニハ尋常小學校ノ教科ト修業年限四ヶ年ノ高等小學校ノ教科トヲ併置ス

第七十四條 附屬小學校ノ教科目ハ左ノ如シ教授ノ程度及時數ハ第二號表ニ據ル

尋常小學校ノ教科目 修身、國語、算術、體操、圖畫、唱歌、裁縫、手工但シ手工ハ第三學年第四學年ノ女兒ニハ之ヲ課セス

高等小學校ノ教科目 修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫、手工、農業、英語但シ手工、農業ハ女兒ニハ之ヲ課セス

英語ハ第二學年以上ノ男兒ニ限り隨意科トシテ之ヲ課ス

計	手 工	裁 縫	唱 歌	圖 畫	體 操	學年	
						時數	每週
二一	一 簡易ナル細工		一 平易ナル單音唱歌		三 遊 戲	第一學年	每週 一
二五	一 簡易ナル細工		一 平易ナル單音唱歌	一 單 形	三 遊 戲	第二學年	每週 一
二八	(男)一 簡易ナル細工	(女)一 運針法通常衣類ノ縫ヒ方	一 平易ナル單音唱歌	一 簡易ナル形體	三 遊 戲	第三學年	每週 一
二八	(男)一 簡易ナル細工	(女)一 通常ノ衣類ノ縫ヒ方 縫ヒ方	一 平易ナル單音唱歌	一 簡易ナル形體	三 遊 戲	第四學年	每週 一

高等小學校ノ教科程度及每週教授時數

算 術	國 語	修 身	學年	
			時數	每週
四	一〇 日常須知ノ文字及 普通文ノ讀方、書 キ方、綴リ方	二 道德ノ要旨	第一學年	每週 二
四	一〇 日常須知ノ文字及 普通文ノ讀方、書 キ方、綴リ方	二 道德ノ要旨	第二學年	每週 二
四	九 日常須知ノ文字及 普通文ノ讀方、書 キ方、綴リ方	二 道德ノ要旨	第三學年	每週 二
四	九 日常須知ノ文字及 普通文ノ讀方、書 キ方、綴リ方	二 道德ノ要旨	第四學年	每週 二

計	英 語	農 業	手 工	裁 縫	體 操	唱 歌	圖 畫	理 科	日本 歷史	
									時數	每週
(男)三 (女)三			(男)二 簡易ナル細工	(女)三 運針法通常ノ衣類 ノ縫ヒ方	三 普通體操 遊藝 男兵式體操	(男)一 單音唱歌	一 簡易ナル形體	二 植物、動物、礦物 及自然ノ現象	三	日本歷史ノ大要 日本地理ノ大要
(男)三 (女)三	(男)二 讀方、書キ方、綴 リ方、話シ方		(男)二 簡易ナル細工	(女)三 通常ノ衣類ノ縫ヒ 方裁チ方繕ヒ方	三 普通體操 遊藝 男兵式體操	(男)一 單音唱歌	一 簡易ナル形體	二 植物、動物、礦物 及自然ノ現象	三	前學年ノ續 前學年ノ續
(男)三 (女)三	(男)二 讀方、書キ方、綴 リ方、話シ方	(男)三 農事ノ大要	(男)三 簡易ナル細工	(女)四 通常ノ衣類ノ縫ヒ 方裁チ方繕ヒ方	三 普通體操 遊藝 男兵式體操	(男)一 單音唱歌	一 諸般ノ形體	二 通常ノ物理化學上 ノ現象元素及化合 物簡易ナル器械ノ 構造作用、人身生 理衛生ノ大要	三	日本歷史ノ補習 外國地理ノ大要
(男)三 (女)三	(男)二 讀方、書キ方、綴 リ方、話シ方	(男)三 農事ノ大要	(男)三 簡易ナル細工	(女)四 通常ノ衣類ノ縫ヒ 方裁チ方繕ヒ方	三 普通體操 遊藝 男兵式體操	(男)一 單音唱歌	一 諸般ノ形體 簡易ナル幾何畫	二 通常ノ物理化學上 ノ現象元素及化合 物簡易ナル器械ノ 構造作用、人身生 理衛生ノ大要	三	前學年ノ續 日本地理及外國地 理ノ補習

備考 毎週教授時數ニ於テ男二八トアルモ英語ヲ學習スルモノハ三十時トス

これまで尋常小學校の手工高等小學校の手工農業は課してなかつたのであつたが本規程により必修科として課することゝなつた。

二部教授施設 三十七八年戰役中諸般の經費緊縮の止むなきに至り各地の町村では教員の數を減じ一學級の兒童數を増し其の上二部教授を行ふことになつた。文部省もこの場合止むを得ず府縣に訓令して獎勵した。本縣では三十八年五月第二部長より兩師範學校長に對し左の通牒を發した。

小學校二部教授ニ關スル件依命通牒

貴校附屬小學校ニ於ケル二部教授ノ施設ニ關シテハ昨年二月一日付内三特第一二號ヲ以テ及通牒候次第ニ有之候處右ハ教授法ノミナラス管理訓練等二部教授實施上ノ方法全般ニ涉リ研究工夫シ其成績ハ年度末御報告相成度尙左記ノ事項ハ右研究ノ際特ニ注意相成度依命通牒ス

記

- 一 二部教授ノ編制ハ初學年ノミニ限ラス成ルヘク各學年ニ涉ルコト
- 二 校舍狹隘ニ因ル場合ノミナラス適當ナル教員ヲ得難キ場合ニ於ケル實地方法ニツキ研究スルコト
- 三 教授細目ノ編成特ニ取捨選擇法ニ就キ多級教授ト比較研究ヲ爲スコト
- 四 一日中交代ノ適當ナル時間前後各部ノ交代ヲ爲シ又ハ共通教授ヲ爲ス場合ニハ共通適當ナル期間又ハ時間等ニツキ研究スルコト
- 五 前後各部ノ兒童ヲシテ優秀ナキ成績ヲ得シムル方法ヲ研究スルコト

附屬小學校主事の更迭

多年附屬小學校の主事として功績顯著なる小池民次は明治三十三年四月千葉高等女學校の創立に際し選ばれて同校教務主任首席教諭に轉任されたので志村伴次郎これに代つて主事となつた。小池氏は明治十三年九月本校教師となると共に附屬小學校に兼勤したので其の間二十餘年間終始附屬小學校に従事した。主事の官制のない頃には本縣では學校限りで監督と稱し又は主幹といふた。明治二十四年十一月勅令第二百七十七號師範學校官制によりて始めて主事を置かれた。翌二十五年四月一日より實施され初代の主事の椅子に就いた。當時本縣の初等教育は全く附屬小學校が中心となつて其の主義方針が縣内に行はれた。一時本縣教育が他府縣に對して一頭地を抜いて居つたのも全く氏の功に負ふことが少くない。小池民次の名は全國に反映したのである。小池氏の後を承けて主事となれる志村伴次郎は僅に年餘にして埼玉に轉じ内田幾次郎其の跡を嗣ぎ間もなく内田氏は青森縣高等女學校長に轉じ暫く教務主任の落合初太郎が兼任した。三十六年七月大阪府岸和田中學校教諭竹内喜之助が轉任して主事を命ぜられた。小池主事去りて足掛四年の間に四人の主事を送迎した。元來附屬小學校は兩面の目的を持つて居る。一面師範生徒の實地授業練習場たると同時に他面に於て絶えず新しき研究をなして縣下教育に大なる衝動と模範を與ふべきである。故に附屬小學校に主事たるものは師範學校教諭中であつて特に選良であらねばならぬ。竹内主事は温厚の君子人で學識あり才幹あり近來の良主事として歓迎されたのである。これに加ふるに訓導には岩瀬甚藏を筆頭とし楢村辰之助、小林庄太郎、小川通司、中川良助、寺本篤二郎、座間俊治、渡邊千代吉、西山留次郎の如き當時いづれも新進氣鋭にして且優良の訓導を網羅したので、附屬小學校の面目全く一新し獨り教育内容の創造改善されたのみならず絶

えず教育上の新思想を紹介し或は教授法の刷新を圖り又は是等の研究に資すべき材料を提供する等附屬小學校本來の使命を全うすべく努力した。この時こそ實に附屬小學校に於ける劃期的發展を遂げられたのでこれが爲本縣教育の好評頤に高まつたのである。

二、千葉縣女子師範學校

本縣女子師範學校は其の起源最も古く明治十年九月の創立であつたのを同十七年七月の縣會はこれを廢止し師範學校に併合し女子部として存置することゝに二十年機運漸く一轉して獨立することになり明治三十六年十月師範學校より分離し文部省告示第九十號を以て千葉縣千葉町に千葉縣女子師範學校を設置し同三十七年四月一日より開校の件許可され同年十二月千葉町字松原に敷地を定めて工事に着手し翌三十七年十月二十七日校舍落成を告げ十二月二十八日移轉した。校長はじめ師範學校長里村勝次郎一箇年間兼任し職員は首席教諭に川村良四郎師範學校より轉任し教諭には吉成翁助、瀨川とよ(新任)、高橋さき、助教諭谷本美津の四名、其の他教諭井上良慶、高田六郎、板倉折枝、柏谷伴司、香川熊藏の五名は師範學校より兼任し、書記は小池銀治、海保島之助任命され、こゝに本校創業の形體漸く成り、本縣師範學校の機關全く完備し、爾來年々卒業生男百名、女四十名を出すことゝなり、縣下教員補充の途其の緒に就くに至つた。

明治三十八年九月十八日 天皇 皇后 兩陛下の御影を奉戴し同日本校獨立以來一回の記念式を舉行した。

本校規則 三十七年三月縣令第十九號を以て始めて本校規則を發布した。其の内容は殆ど男

子の規則と異らない。即ち第一編本校第一章總則、第二章學科及編制、第三章學年學期休業日及式日、第四章入學退學及休業、第五章成績考査及卒業、第六章懲罰、第七章寄宿舍及學資、第八章卒業生服務、第二編附屬小學校、第九章總則、第十章教科及編制、第十一章學年學期休業日及式日、第十二章入學退學除籍及卒業、第十三章授業料、第十四章附則を擧げて總括して居る。唯師範學校規則と異なる所は僅に第二章の學科及編制の項で生徒定員は百二十名としこれを三學級に編制したこと、第七章寄宿舍及學資の項で被服は左表の通り現品を支給したこと

品目	初年	第二年	第三年	保存期限
袴	一着	一着	二着	二年

第八章卒業生服務の項で本校卒業生服務に關しては師範學校規則第五十一條乃至第五十六條の規定を適用したこと及び學科課程である左の通り

學科課程表

學科目	學年		時數	學科目	學年		時數	教授時間合計
	第一學年	第二學年			第三學年	第三學年		
修身	二	二	二	法	二	二	六	
	人倫道德ノ要領作	人倫道德ノ要領作	人倫道德ノ要領作	法	人倫道德ノ要領作	人倫道德ノ要領作		

音	圖	習	家	埋	數	地	歷	漢	國	教
樂	畫	字	事	科	學	理	史	文	語	育
二	二	二	六	二	三	二	二	二	四	二
單音唱歌	自在畫	楷書、行書	衣食住ニ關スル事 項、裁縫	植物、動物	算術	總論、日本地理	日本歷史	講讀	講讀、文法、作文	教育史
二	二	二	六	三	三	二	二	三	三	二
單音唱歌複音唱歌 樂器用法	自在畫、用器畫	行書、假名交リ草 書	衣食住ニ關スル事 項、裁縫	植物、動物	算術、幾何ノ初歩	外國地理	日本原史	講讀、作文、	講讀、作文、	教育ノ原理
二	二	二	六	三	二	一	二	二	三	四
單音唱歌複音唱歌 樂器用法、教授法	自在畫、教授法	假名交リ草書、教 授法	育兒看護裁縫、教 授法	人身生理、教授法	幾何ノ初歩、教授 法	地文ノ大要、教授 法	外國歷史ノ大要、 教授法	講讀	文學史ノ大要作文 教授法	教育ノ原理
										三〇
										法
										實地授業
										二
										教育法令學校管理
										二二
五	五	五	一五	六、五	七	四、五	五	五	八、五	

備考 第三學年ハ半年ハ各學科ヲ教授シ半年ハ附屬小學校ニ於テ實地授業ヲ練習スル外修身教育ヲ教授ス教授時間合計ハ第三學年ノ時間ヲ一年間ニ計算シタル合計ヲ示ス

教科用圖書 三十七年四月二十六日縣告示第六十五號を以て改正したる教科用圖書は左の通り

計	體操	普通體操、遊戲	普通體操、遊戲、教授法	三四	七五
---	----	---------	-------------	----	----

千葉縣女子師範學校教科用圖書目錄

學科	學年別	圖書名	卷冊	發行年月日	著作者	發行者
修身	第一學年	教育聖諭教本 女子用	一冊	明治三十五年十二月二十日	湯原元一	東京金港堂書籍株式會社
	第二學年	女子作法書 心得ノ部	一冊	明治三十二年一月二十五日再版	後閑菊野	東京 目黒甚七 外一名
	第一學年	內外教育小史	一冊	明治三十三年十月二十日	金港堂	東京金港堂書籍株式會社
教育	第一學年	各小學校 教育學	一冊	明治三十七年二月九日	小泉又一	東京大日本圖書株式會社
	第二學年	各小學校 教授法	一冊	明治三十七年四月一日	小泉又一	東京大日本圖書株式會社
	第三學年	高等女學校用 國語讀本	卷六ヨリ 卷十迄 一冊	明治三十七年二月二十五日訂正再版	元々堂書房	東京 瀨川光行
國語	第一學年	定冊 日本文學 小史	一冊	明治三十五年四月十一日訂正再版	三上參次	東京金港堂書籍株式會社
	第二學年	定冊 日本文學 小史	一冊	明治三十五年四月十一日訂正再版	三上參次	東京金港堂書籍株式會社
	第三學年	定冊 日本文學 小史	一冊	明治三十五年四月十一日訂正再版	三上參次	東京金港堂書籍株式會社

科	漢文			歴史			地理			算術		
	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年
高等女子漢文讀本	通鑑綱目鈔	正文文章軌範	正	女子日本歴史	女子日本歴史	女子日本歴史	最女子地理教科書	近女子地理教科書	同前	同前	同前	同前
卷一 二冊	上下二冊	三冊	上 一冊	下 一冊	一冊	一冊	一冊	二冊	一冊	二冊	一冊	一冊
明治三十六年十一月二十三日十版	明治二十九年三月十二日	明治十一年十一月二十五日	明治三十六年四月十五日	同	明治三十六年一月十八日	訂正再版	明治三十七年二月二十九日	訂正再版	明治三十七年三月十一日	訂正再版	明治三十七年五月二十五日	訂正再版
簡野道明	秋山四郎	謝枋得	下村三四吉	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
東京三樹一平	東京金港堂書籍株式會社	東京龜谷竹二	東京目黒甚七	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
東京合資會社 富山房	東京合資會社 普及會	東京合資會社 普及會	東京合資會社 普及會	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
藤井健次郎	丘淺次郎	後藤牧太郎	寺尾一名壽	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
東京西野虎吉	東京西野虎吉	東京西野虎吉	東京西野虎吉	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
明治三十七年二月十四日	訂正再版	訂正再版	訂正再版	訂正再版	訂正再版	訂正再版	訂正再版	訂正再版	訂正再版	訂正再版	訂正再版	訂正再版
川端玉章	川端玉章	川端玉章	川端玉章	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
東京大日本圖書株式會社	東京大日本圖書株式會社	東京大日本圖書株式會社	東京大日本圖書株式會社	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

事	家		
	第一學年	第二學年	第三學年
訂增	家事教科書	家事教科書	家事教科書
上下	二冊	二冊	二冊
上 日增訂二十版	上 日增訂二十版	上 日增訂二十版	上 日增訂二十版
後 閑菊野	後 閑菊野	後 閑菊野	後 閑菊野
東京目黒甚七	東京目黒甚七	東京目黒甚七	東京目黒甚七

附屬小學校 本校獨立と共に附屬小學校を創設し從來の師範學校附屬小學校の兒童を分離して學級を編制した。校舍は千葉町字西谷の舊千葉高等女學校跡を借用した。この建物は從前の女子師範學校及女子部時代の建物である。主事は最初竹内喜之助師範學校教諭兼主事より兼務し訓導は入江胖、田村幸太郎、油橋禎三郎、栗原嘉巳、小出つる、今井ひめ、尾形貞治、高島千代、座間俊治任命されいづれも師範學校訓導を兼務した。翌三十八年四月竹之内喜之助の兼任を解き教諭吉成翁助新に主事を命ぜられ訓導入江胖は佐倉高等小學校長に高島千代は茨城縣に轉任し、他の訓導は悉く師範學校訓導の兼務を解かれて専任となり林金衛君津郡天神山小學校長より轉じて入江氏の後任となつた。附屬小學校の學級編制及兒童定員は左の通り

尋常小學校
第一學級 第一學年 男女兒 凡四十名
第一學級 第二學年 男女兒 凡四十名
高等小學校
第一學級 第一學年 女兒 凡四十名
第一學級 第二學年 女兒 凡四十名

第五章 師範教育
八七一

第二學級	第二學年	男女兒	凡四十名	第二學級	第三學年	女兒	凡四十名
第三學級	第三學年	男女兒	凡六十名	第四學年			
第四學級	第一學年	男女兒	凡六十名	計			凡二百八十名
	第二學年						
	第三學年						
	第四學年						

學科課程は男子の附屬小學校と異なる所は高等小學校の男子に手工、農業、英語を課したるもこれには高等小學校に男子を置かざるを以て加設せず。

寄宿舎狀況 獨立當初凡一ヶ年間は校舎も建築中であつたので舊校舎現在男子師範學校の附屬小學校の構内に在りに在りて、寄宿舎に其の狹隘を忍びて七八十名ばかりの生徒が收容されて居つた。三十七年十二月新築校舎が漸く落成したのでこゝに移轉した。従來の朽廢した校舎に比すれば百般の事業頓に面目を革め寄宿舎の如きは設備も完備し非常の便利となつた。當時生徒の數は本科生三學級百二十名の定員で教室も寄宿舎も未だ使用せざる室が可なり多かつた。舎監は瀬川とよ、高橋さき、谷津美津の三人にて監督せられた。外出は水日二回で外に保證人外出として土曜日に許されたこともあつた。

第六章 實業教育

一、概 説

日清戦後頓に勃興したるは實業教育であつた。明治三十二年二月勅令を以て中學校令高等女學校令の發令と同時に實業學校令を定められた。これに據れば、實業學校の設置は任意なれども文部

大臣は土地の情況に應じて必要ある實業學校の設置を北海道又は府縣に命ずることを得るとあり、又郡市町村小學校組合は土地の情況に應じて小學校教育の施設に妨なき場合に於て實業學校を設置するを得るとし、商業會議所又は私人は本令の規定に依りて實業學校を設置するを得るとしてある。實業學校令を公布したる同月に文部省は、省令を以て各種の實業學校規程を定め、即ち工業學校規程、農業學校規程、商業學校規程、商船學校規程である。後三十四年十二月には水産學校規程を、三十五年一月には實業補習學校規程を、三十七年二月には徒弟學校規程を定めて公布した。以上の學校中農業學校、商業學校、商船學校はこれを甲乙の二種とした。甲種は修業年限を三箇年とし、一箇年を延長し得るものとした。入學資格は年齡十四年以上で修業年限二箇年の高等小學校卒業又はこれと同等以上の學力を有する者とし、外國語を試験科目に加へることを得るものとした。乙種は修業年限を三箇年以内とした。入學資格は年齡十二年以上で尋常小學校卒業以上の學力を有するものとした。又甲種學校には修業年限二箇年以内の豫料を附設するを得るものとし、入學資格は年齡十二年以上で尋常小學校卒業以上の學力を有するものとした。工業學校は修業年限を三箇年とし、一箇年以内の延長をなすを得るものとし、入學者の資格は年齡十四年以上で修業年限二箇年の高等小學校卒業、又はこれと同等以上の學力を有する者とし、外國語を試験科目に加へることを得るものとした。工業學校には修業年限二箇年以内の豫料を附設することを得べく、又簡易の方法により工業に必要な事項を教授する爲、別科を設けることも得るものとした。徒弟學校は職工たるに必要な教育をなすを目的とし、修業年限を六箇月以上四箇年以下とし、工業學校又は其他の學校に附設するを得るものとした。入學資格は年齡十二年以上で尋常小學校卒業以上の學

力を有するものとし尋常小學校を卒業せざるも學齡を過ぎたる者には特に入學を許すこととし、徒弟學校は土地の情況に依り季節を限りて教授し、又は日曜日若くは夜間に於て教授時間を設くるを得るとした實業補習學校は明治二十六年十一月文部省令を以て發布された同規程を改正したるものである。新令によれば、實業補習學校の修業期間及教授時數等は、土地の情況によりて適宜これを定むべきものとし、小學校、實業學校又は其の他の學校に附設することを許し、土地の情況及職業の種類、繁簡等により、生徒の修業に最も便宜なる時間及季節を選びて教授すべきものとした。入學資格は年齢十二年以上で尋常小學校卒業以上の學力を有する者とし、尋常小學校を卒業せざるも就學の義務なき者に限り特に入學せしめることを得るものとした。以上に依り實業教育の制度は是に於て大に整頓した。

二、設置廢止

實業學校設置廢止規則 實業學校令の公布と共に文部省はこれが實施に必要な諸法規を定めた。即ち明治三十二年二月には實業諸學校の規程を發布し、同三月には實業學校設置廢止規則を定めた。其の要項は左の通りである。

- 第一條 工業學校、農業學校、商業學校及商船學校ヲ設置セントスルトキハ公立學校ニ在リテハ其ノ管理者ニ於テ私立學校ニ在リテハ其ノ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ稟申スヘシ但實業學校令第三條ニ依リ設置スル場合ニハ第九號ノ事項ヲ具スルコトヲ要セス 明治三十六年三月文部省令第十五號ヲ以テ但書改正
- 一名 稱

二 位 置

三 學 則

四 生徒定員

五 開校ノ年月 同上追加以下追次繰下

六 敷地建物ノ圖面（坪數地質附近ノ情況ヲ記載シタルモノ）竝ニ其ノ所有ノ區別

七 收入支出豫算

八 職員數及俸給額ノ豫定

九 設置區域内ニ於ケル當該實業ノ情況

一〇 設立者ノ履歷法人又ハ組合ノ設立ニ係ルモノハ其ノ定款、寄付行爲又ハ組合契約及其ノ沿革但定款又ハ寄付行爲ニシテ文部大臣ノ認可ヲ受ケタルモノハ添付ヲ要セス

前項第一號乃至第五號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第十號ノ變更ハ文部大臣ニ開申シ第六號ノ變更ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ圖面ヲ具シ文部大臣ニ開申シ其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ（同上改正）

第二條 學校長ヲ任免シタルトキハ公立學校ニアリテハ地方長官ニ於テ私立學校ニ在リテハ設立者ニ於テ其ノ都度文部大臣ニ開申スヘシ但任用ノ場合ハ履歷書ヲ添付スヘシ 同上

第三條 地方長官ニ於テ實業補習學校ヲ道府縣立學校ニ附設シタルトキ又ハ其ノ設置ヲ認可シタルトキハ名稱、位置、教科目 必須科目ト隨意科目トノ別ヲ明記スヘシ 各教科目ノ每週教授時數、教授季節、修業期間、生徒ノ入學資格ヲ具シテ文部大臣ニ開申スヘシ其ノ變更ノ場合又同シ但國庫ノ補助ヲ受クル學校ニ關シテハ此ノ限ニアラス 同上改正三十八年十月文部省令第十七號

第四條 第一條ノ學校ヲ廢止セントスルトキハ其ノ事由並ニ生徒ノ處分方法ヲ具シテ文部大臣ニ稟申スヘシ

第五條 地方長官ニ於テ實業補習學校ヲ廢止セントキ又ハ其ノ廢止ヲ認可シタルトキハ其ノ旨文部大臣ニ開申スヘシ
同上
削除

第六條 道廳府縣立ニアラサル實業學校ニ關シ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ地方長官ヲ經由スヘシ、但其ノ設置廢止ノ稟申ニ關シテハ地方長官ハ其ノ意見ヲ具スヘシ

本規程發布後三十六年三月文部省令第五號を以て第一條第二項を改め更に第二項の次に一項を増加した同月第一條第一項第五號を追加し以下順次各號を繰下げ更に再び同條第二項を改正し第二條を削除し第三條を改正した同三十八年十月省令第十七號を以て第三條及第五條を削除した右の如く三回に亘りて改正を行つた。

乙種實業學校施設及學科目の取捨選擇方 明治三十七年三月八日文部省は訓令第五號を以て道廳府縣に對し乙種實業學校施設及學科目の取捨選擇方に關し左の通り訓令せられた

乙種實業學校及乙種商業學校ハ專ラ土地ノ狀況ニ從ヒ適當ノ方法ニ依リ之ヲ施設スルコトヲ要シ彼ノ甲種實業學校ニ於テ略々一定セル修業年限入學資格及學科目ニ依リ中等程度ノ實業教育ヲ施スモノトハ固ヨリ其ノ趣ヲ異ニセサルヘカラス是ヲ以テ乙種實業學校ニシテ僅ニ義務教育ヲ修了シタル者ヲ收容シテ農業商業ノ一般ニツキ低度ノ實業教育ヲ施スノ組織ヲモ要スヘシト雖年長者ニ對シテ當該地方ノ實業ニ最適切ナル特殊ノ事項例ハ養蠶、園藝、家畜、酪農、農産製造、蹄鐵、造林、林産製造、銀行、保險、倉庫、運送等ノ一事項若クハ數事項ヲ主トシテ教授スル者ノ如キモ亦極テ必要トスル所ナリ而テ此等ノ學校ニ在リテハ其ノ入學者ハ或ハ高等小學校ノ卒業生タルコトアルベク或ハ中學校甲種實業學校ノ卒業生タルコトアルベク其ノ程度ハ場合ニヨリ却テ甲種實業學校ヨリ高キコトナシト

云フベカラス、從來ノ規定ニ於テ乙種實業學校ニ關シテハ其ノ組織程度等ヲ一定セス修業年限ハ其ノ最長限ノミヲ示シ入學資格ハ尋常小學校卒業以上ニ於テ適宜之ヲ定ムルヲ得シメ學科目モ亦多少之ヲ取捨スルノ便ヲ與ヘタルハ即チ之カ爲メナリ而モ之ヲ既往ノ實績ニ徴スルニ上述ノ趣旨未タ善ク徹底セス乙種ノ農業學校及商業學校ハ殆ト千篇一律尋常小學校ノ卒業生ヲ入學セシメ之ニ低度ノ實業教育ヲ授クルモノノミナルカ如キハ洵ニ遺憾トスル所ナリ是畢竟中等程度ノ實業教育ヲ施ス所ノ甲種實業學校ト相對シテ乙種實業學校ヲ以テ初等ノ實業教育ヲ施スモノトナスノ誤解ニ出ツル者多カルヘシト雖從來ノ規定カ乙種學校ノ學科目ニツキ取捨ノ餘地ヲ存スルコト稍少カリシモノ亦世上ノ誤解ヲ起サシメタル一原因タラスンハアラス依テ今回本省令第五號及第六號ヲ以テ農業學校及商業學校規程中ニ改正ヲ加ヘ學科目ノ取捨選擇ノ範圍ヲ擴張シ以テ乙種實業學校ノ本旨ヲ達スルニ便ナラシメタリ地方長官宜シク以上ノ趣旨ヲ體シ能ク地方ノ實況ニ鑑ミテ適當ナル施設ヲ爲シ斯種教育ノ實效ヲ舉クルヲ以テ違算ナカラシメンコトヲ期スヘシ

三、實業學校教員養成機關

實業學校教員養成規程 實業教育の發達隆盛なるに従つて直に其の必要を感じ不足を告ぐるものは教員の問題である。是に於て文部省は明治三十二年三月省令第十三號を以て實業學校教員養成規程を定めた。これに據ると農業學校及農業補習學校教員養成の爲農業教員養成所を東京帝國大學農科大學に、商業學校及商業補習學校教員養成の爲商業教員養成所を東京高等商業學校に、工業學校徒弟學校及工業補習學校教員養成の爲工業教員養成所を東京工業學校に附設した。農業教員養成所の修業年限は一箇年、商業教員養成所の修業年限は二箇年、工業教員養成所の修業年限

限は三箇年とした。各養成所生徒には一箇月六圓以内の學費を補給する。但假入學の間は學費を補給しない。又東京帝國大學農科大學本科若しくは實科、高等商業學校及東京工業學校の學生生徒で卒業の後實業學校の教職に従事すべき者には學費を補給することにし、其の補給する金額は一箇月六圓以内とした。各養成所に入學すべき者の資格は年齢十七年以上で師範學校中學校若しくは之と同等以上の實業學校卒業の程度とす。但工業教員養成所速成科に入學する者の資格は別に之を定むる。東京帝國大學農科大學、本科若しくは實科、東京高等商業學校及東京高等工業學校の學生生徒及各養成所の生徒は卒業の日より學費の補給を受けたる年限に一箇年を加へたる期間文部大臣の指定に依り實業學校の教職に従事すべき義務を有するものとした。明治二十七年文部省令第十二號工業教員養成規程は本令施行の日より廢止した。

其の後實業教員の需要は著しく、これを補充することとす。困難となつたので、文部省は更に養成機關の範圍を擴張し、明治三十五年四月一日省令を以て實業學校教員養成規程を改定し、三十二年三月の省令第十三號を廢止した。同規程に依ると、東京帝國大學農科大學本科若しくは實科、東京高等商業學校、東京高等工業學校、東京美術學校、商船學校及水産講習所の學生生徒にして卒業後實業學校の教職に従事すべき者、並東京帝國大學農科大學附屬農業教員養成所、東京高等商業學校附設商業教員養成所及東京高等工業學校附設工業教員養成所の生徒には學費を補給することあるべく、學費の補給は一箇月六圓とした。學費の補給を受けた者は卒業の日より學費の補給を受けた年限に一箇年を加へたる期間、文部大臣の指定に依り實業學校の教職に従事すべき義務を有するものとし、必要な場合には文部大臣は他の教職に従事するの義務を負はしめるものとした。

四、實業教育費國庫補助法

實業教育費に關し國庫より補助してこれが奨励發達を圖りたることは明治二十七年六月井上文部大臣が始めて制定したのであるが、其の後間もなく日清戰役勃發し其の戰捷の結果は産業の勃興著しく従つて實業教育の必要は各地に叫ばるゝに至つた。こゝに於て政府は實業教育費國庫補助法を改正し従來十五萬圓を毎年度國庫より支出したるを更に三十一年に帝國議會の協賛を経て其の補助額を更に十萬圓を増加し二十五萬圓を毎年度國庫より補助することとし、又實業學校中に商船學校を加へ又實業學校教員養成費としてこれまで十分の一以内を補助金額より支出せしめたのを八分の一以内を支出してこれに充てることにし、三十一年六月法律第十八號を以て改正し翌三十二年四月一日より施行することにした。其の後明治三十四年に至り國家財政の都合上毎年一定の金額を支出すること差支を生じ更に又これを改正して國庫ハ毎年豫算ヲ以テ定ムル所ノ金額ヲ支出スとなし金額を限定することを削除した。

關係法規 明治三十一年六月法律第十八號を以て實業教育費國庫補助法を改正した。即ち明治三十二年三月文部省令第二十號を以て實業教育費國庫補助法施行規則及同年同月同省令第二十一號を以て實業教育費國庫補助金交付手續並補助ヲ受クル學校ノ豫算決算ニ關スル規定を全部改正した。其の後兩規則共數回に亘りて部分的な小改正が行はれた。

五、實業學校縣費補助

實業學校縣費補助規程

本縣の農業學校は中學校の設置擴張に比して遅々たるを免れなかつた。明治三十三年度に於ては縣立甲種農學校一校、町村立乙種農學校二校、町立女子工業補習學校一校、村立農業補習學校四校に過ぎなかつた。これに依つて縣は農業教育施設の方針を確立し、適切簡易の方法を設けて其の設立を獎勵し、内部の設備を完全にし、普通教育と相待つて實業教育の發達を畫策することは當面の急務であつたので、明治三十四年度に於て縣は縣會の協賛を経て縣費補助金を支出し始めて、郡町村立實業學校縣費補助規程を定め、これを交付することとなつた。同年度中に指令したる學校及其の補助年額は、農學校三校に千三百四十圓、徒弟學校一校に五百圓、實業補習學校十八校に四千六百圓計二十二校、金六千圓であつた。縣費補助は本年度始めて實施したるもので、繼續事業として毎年補助を與ふるでなければ到底實業教育獎勵の目的を達することが難い。されば、次年即ち三十五年度に於ては大に獎勵の目的を以て其の補助金額を増加し、一躍二萬六千圓となして縣會の協賛を得たのである。

郡町村立實業學校縣費補助規程

明治三十四年中に其の規程を發布し、三十五年一月縣訓令甲第五號を以てこれを改定し、更に三十六年六月縣訓令甲第四十三號を以て制定の上公布した其の要項は左の如し

一 實業教育獎勵ノ爲縣ハ必要ト認メタルトキハ本規定ニ依リ郡町村又ハ町村學校組合ニ補助ス但シ町村又ハ町村學校組合ニシテ其ノ小學教育ニ關スル經常費町村經常費ノ五分以内ナルトキ及其ノ五分以上ニ達スルモ義務教育

ノ設備不充分ト認ムルモノハ此ノ限ニアラス

補助金ヲ交付スルトキハ條件ヲ附スルコトアルヘシ

二 郡町村又ハ町村學校組合ニ於テ本規程ニ依リ補助ヲ受ケントスルトキハ其ノ學校ニ係ル歲入歲出豫算書及左ノ書類ヲ添付シ毎年四月中知事ニ申請スヘシ但年度内新ニ學校ヲ設置シタル場合ニハ隨時申請スルコトヲ得

一 經常費ニ對シテハ備品目錄

二 臨時費中建築ニ對シテハ敷地圖、校舍圖及設計仕様書

三 補助金ハ實業學校費豫算中郡ニ在リテハ町村分賦額、町村又ハ町村學校組合ニ在リテハ町村稅ノ金額以内トス但條件ヲ付シ制限以外ノ金額ヲ補助スルコトアルヘシ

四 經常費ニ對スル補助金ハ會計年度ヲ二期ニ區分シ前期分ヲ九月ニ後期分ヲ三月ニ交付シ建築ニ對シテハ工事五分以上進行シタルトキ五分以内交付シ竣成シタルトキ其ノ殘額ヲ交付ス但年度内設置シタル學校ノ經常費ニ對シテハ月割ヲ以テ計算ス

工事五分以上進行シタルトキ及竣成シタルトキハ管理者ヨリ知事ニ届出ツヘシ

五 補助ヲ受ケタル郡町村、町村學校組合ニシテ學校ノ管理上不適當ナルカ若ハ補助ノ條件ヲ充サス又ハ規程ニ背キ若ハ豫算ヲ減縮シタル等ノ場合ニ於テハ知事ハ補助ヲ減額シ又ハ取消スコトアルヘシ補助ヲ取消シタル場合ニ於テ補助金ヲ交付シタルモノニ在リテハ其ノ全部又ハ一部ヲ返納セシムルコトアルヘシ

六 補助ヲ受ケタル郡市町村又ハ町村學校組合ニ於テ實業學校ノ豫算ヲ追加若ハ更正シタルトキ又ハ決算報告ノ認定ヲ經タルトキハ其ノ書類ヲ添付シ五日以内ニ知事ニ報告スヘシ

七 郡長ハ本規程ニ依リ郡町村又ハ町村學校組合ニ提出シタル書類ヲ進達スルトキハ精査ノ上詳細ノ意見ヲ具申ス

（以下略ス）

○實業學校設置並縣費補助ニ關スル件 明治三十六年六月廿四日 内務部長ヨリ各郡長へ

今般縣訓令甲第四十三號ヲ以テ實業學校縣費補助ニ關スル規程改正相成候ニ付テハ從前ノ規程ニ依リ提出シタル補助願書ハ一旦返戻ニ付更ニ改正規程ニ依リ貴官ニ於テ意見ヲ具シ御差出シ相成度且町村及町村學校組合ニ在リテハ町村費ト小學教育費トノ關係及小學教育設備ノ如何ヲ調査可相成ニ付實業學校ニ係ル收支豫算ヲ提出スルト共ニ其ノ參考トシテ町村ヨリハ町村費ノ收支豫算ヲ提出セシメ小學教育ノ設備ニ關シテハ貴官ニ於テ調査シ副相成度其ノ他豫算ノ記載ニ付テハ從來往々不備ノモノ有之訂正往復等徒ラニ手數ヲ煩ハシ候ニ付前途ハ必ズ不都合ノモノ無之様是亦豫メ注意ヲ加ヘラレ度候

從來施設ノ學校ニ在リテハ或ハ補助ヲ目的トシテ徒ラニ過大ノ設備ヲ爲シ若クハ不急又ハ高尚ノ學科ヲ加ヘ之ニ重キヲ置キ實業ノ教科ヲ輕ニスルノ弊ナシトセス是皆實業學校ノ目的ニ反スルモノニ付其施設ニ關シ既設ノモノニ在テハ漸次改善ヲ加ヘシメ將來起ラントスルモノニハ豫メ注意ヲ與ヘラレ度候
要スルニ今後ニ於ケル實業補習學校ハ明治三十五年一月文部省訓令第一號ニ適當スルモノニ在テハ寧ロ多數ノ設置ヲ希望スルモ特ニ其ノ校舍ヲ建設シ却テ義務教育ヲ疎略ニスルカ如キ前後ヲ誤リタルモノニ在リテハ斷ジテ認可不相成候條此ノ邊貴官ニ於テ豫メ御了知町村へモ示諭シ置カレ度依命右通牒ス

六、教 職 員

郡立町村立實業學校職員進退規則 明治三十四年二月十六日 日本縣令第九號を以て郡立町村

立實業學校職員進退規則を制定しこれを發布した。左の如し

第一條 郡立町村立實業學校ニ職員ヲ要スルトキハ郡長ハ左ノ事項ヲ具シ知事ニ申請スヘシ
一 任用ノ事由

二 氏名、俸給額

三 履歷書

第二條 郡長ニ於テ郡立町村立實業學校職員ノ増休ヲ必要ト認メタルトキハ其ノ事由及俸給額ヲ具シ知事ニ上申スヘシ

第三條 郡長ニ於テ郡立町村立實業學校職員ニ對シ學校編制ノ變更事務ノ伸縮又ハ傷痍疾病等ノ場合ニ於テ休職ヲ必要ト認メタルトキハ其ノ旨知事ニ上申スヘシ但傷痍疾病ニ關シテハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ
前項休職者ニシテ其ノ事故止ミ復職ヲ必要ト認メタルトキハ直ニ上申スヘシ

第四條 郡立町村立實業學校職員傷痍疾病又ハ其ノ他ノ事故ノ爲退職セントスルトキハ其ノ事由ヲ記シ知事ニ願出ツヘシ

但傷痍疾病ニ關シテハ前條第一項但書ニ依ル

第五條 郡立町村立實業學校職員左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ直ニ知事ニ届出ツヘシ

- 一 陸海軍現役ニ服シ若ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタルトキ又ハ其ノ事故止ミタルトキ
- 二 陸軍給與令又ハ海軍軍人俸給令ニ依リ俸給ヲ受クルトキハ其ノ始メテ支給ヲ受ケタル月日及金額又其ノ給與ヲ受ケサルニ至リタルトキハ其ノ月日

第六條 郡立町村立實業學校職員族籍氏名ヲ變更シ又ハ死亡シタルトキハ郡長ハ直ニ之ヲ知事ニ報告スヘシ

郡町村立實業學校職員職務規程 明治三十四年十二月十日 日本縣訓令第八十四號を以て郡町

村立實業學校職務規程を定めて公布した左の通り

第一章 職制

- 一 學校長教員ハ法律命令ニ從ヒ誠實ニ其ノ職務ニ服スヘシ
- 二 學校長ハ校務ヲ整理シ所屬職員ヲ統督ス
- 三 學校長事故アルトキハ首席ノ教諭又ハ訓導其ノ職務ヲ代理ス
- 四 學校長ハ教諭又ハ訓導ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得
- 五 教諭又ハ訓導ハ生徒ノ教育ヲ擔當シ且之ニ屬スル事務ヲ掌ル
- 六 助教諭ハ教諭ノ職掌ヲ助ク
- 七 准訓導ハ訓導ノ職掌ヲ助ク
- 八 舍監ハ學校長ノ命ヲ承ケ寄宿舎ニ關スル事ヲ掌ル
- 九 書記ハ學校長ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第二章 處務規程

- 一 學校長ハ左ノ事項中第一號ニ關シテハ知事ノ許可ヲ受ケ第二號ニ關シテハ知事ニ報告スヘシ
- 二 學則改正及變更ノコト
- 三 校内ニ施行スヘキ規則細則等ノ新定變更及廢止ノコト
- 四 學校長ハ左ノ事項中第一號乃至第三號ニ關シテハ郡長ノ許可ヲ受ケ第四號ニ關シテハ郡長ニ届出ツヘシ
- 五 學校長及職員出張ノコト
- 六 學校長及職員請假ノコト

- 三 處罰ニ係ル生徒退學ノコト
- 四 學校長及職員服忌ノコト

一〇 學校長ハ左ノ事項ニ關シテハ處分後郡長ニ報告スヘシ

- 一 生徒募集入學及退學ノコト
- 二 生徒賞與及停學以下ノ處罰ノコト
- 三 生徒修學旅行ノコト
- 四 生徒卒業證書授與ノコト

一 學校長職員出張ヲ命セラレ歸校シタルトキハ五日以内ニ郡長ニ復命スヘシ

郡長ハ前項復命書中重要ナリト認メタル事項アルトキハ知事ニ報告スヘシ

二 學校長ハ毎年四月末日ノ學級數、每學級生徒數ヲ翌月五日迄ニ郡長ニ報告スヘシ

郡長ハ前項ノ報告ヲ取纏メ直ニ知事ニ報告スヘシ (十三條十四條省略)

實業補習學校職員俸給旅費其ノ他諸給與規則

明治三十二年五月十日縣下町村立實業補習學校職員俸給旅費其ノ他諸給與に關する規則を左の通り定めこれを發布した。

第一條 實業補習學校職員ノ俸給額ハ明治三十年四月千葉縣令第二十九號小學校教員給料額標準ニ依リ支給ス

第二條 實業補習學校職員ノ俸給及其ノ他ノ諸給與ハ明治三十年四月千葉縣令第三十號小學校教員給料其ノ他諸給與支給方法ニ依リ支給ス

第三條 實業補習學校職員ノ旅費額及其ノ支給方法ハ明治三十年四月千葉縣令第三十一號小學校教員旅費額標準及其ノ支給方法ニ依ル

實業學校教員採用ニ關スル注意方

三十七年十一月十七日
辰發實八四號

各地方廳へ實業學務局通牒

教育ノ效果ノ舉否ハ生徒教養ノ主腦者タル教員其ノ人ヲ得ルト得サルトニ基因スル次第ニ有之候ニ付從來教員採用ノ際ニハ十分此點ニ關シ御注意相成居候儀トハ存候得共實業學校教員ノ現況ヲ視ルニ學歷不十分ナル者尠カラサルノミナラス普通學科ノ教員ノ如キ一般ニ之ヲ輕視スルノ嫌アルハ斯種教育發達上甚タ遺憾トスル處ニ有之候條教員ノ人選ニハ更ニ一層ノ注意ヲ加ヘラレ實業學科ノ教員ニ在リテハ專ラ適當ノ素養アル者ヲ採用シ普通學科ノ教員ニ在リテモ相當ノ學歷アル者ヲ選定セラレ特ニ中等程度ノ實業學校ニ於テハ可成師範學校、中學校ノ教員免許狀ヲ有スル者ヲ採用セラレ斯種教育ノ完全ナル效果ヲ期スル上ニ於テ遺憾無之様御施設相成度依命此段及通牒候也

七、千葉縣立茂原農學校

概説 明治二十七八年日清戰役後國威の進展と共に政府は國力充實の必要を痛感し銳意産業の振興を企圖せられ各府縣に續々農學校の設置を見るに至つた。本縣にても時の當局は率先して本校創立の計畫をなし、明治三十年二月十五日文部大臣より設立を認可せられ、同年六月三十日縣令第四十九號を以て同七月一日に千葉町に簡易農學校を設置する件達せられ、縣廳内に假事務所を設けて事務を開始し同日宮城縣士族眞山總三郎校長に任せられた。同八月二十八日簡易農學校規則を發布し同三十一日日本縣廳内假事務所を假校舍元尋常師範學校附屬小學校に移轉し、同九月普通農科生徒五十名を募集し、同十月七日寄宿舎設置の件許可せられ同月八日入學試験を施行し翌九日合格者四十八名に入學を許可し全部の生徒を寄宿舎に收容した。同月十二日始業式を行ひ知事柏田盛文臨場生徒に訓辭をなし翌十三日蜂須賀文部大臣學事視察として來校せられた。

開校當初の職員は左の通り

- 校長 眞山總三郎 教諭 日根野正寛 愛知縣第二中學 校教諭より轉任
- 助教諭 内藤濱治 助教諭 津田尙人 本縣技手より兼任
- 書記 鎌田正靜

又本校規則の概要を舉ぐれば

學科は普通學科、養蠶專修科の二つに分ち其の修業年限を各二ケ年とす。生徒の定員は普通農科百名養蠶專修科を五十名とす

入學生徒は本縣下在籍の男子にして在學中家事に係累なく品行方正身體強壯高等小學校第二年の課程を卒業し若くは之と同等以上の學力あり且本人又は其の父兄に於て田畑二段歩以上を有する者より募集す、但郡農會の推薦に依る者及養蠶科生徒は第五項の資格 田畑二段歩以上 を具ふるを要せず。

入學試験は體格檢本學力試験の二種とし學力試験は、讀書、習字、算術、作文の四科とす、但高等小學校第二年の課程を修了したる者は無試験入學を許可す。

學費は總て自辨とし授業料は之を徴收せず。

沿革の概要 本校は創立當初千葉縣簡易農學校と稱し修業年限二ケ年なりしが明治三十二年文部省令第九號農學校規則に依り同年四月一日より組織を變更して三箇年制甲種農學校となし千葉縣農學校と改稱した。元簡易農學校の生徒は試験の上第二學年へ編入し、同三十四年五月二十日更に千葉縣立茂原農學校と改め、三學級定員百五十名となした。

校舍 は創立當時は千葉町に在る元尋常師範學校附屬小學校の舊校舍を假校舍として使用し

たが、長生郡茂原町より現在の敷地を寄附されたにより同地に移轉することに決し續て同敷地内に校舎を新築、明治三十二年十二月二十六日移轉した、其の後三十四年八月三十日豚舎鶏舎等増設、三十五年九月二十八日暴風雨の爲養蠶室倒潰、三十六年八月二十五日養蠶室再建、同年十二月二十五日蔬菜軟化室を新設、三十七年三月三十日貯桑室を新築する等漸次設備を完成した。

實習地 は千葉町に於ける假校舎當時は運動場を開墾して實習地とし、其他の畑及水田は全部民間より借入れたるが茂原町に移轉後は敷地の約半ばを實習地とし、其他水田、畑等何れも本郡内の土地所有者より毎年借入契約をなして實習地となした、本校は一般の設備に比しては實習地が狭隘の憾あるので漸次其の増加を計劃しつゝある。

學則 は明治三十二年四月甲種農學校に組織を變更すると共に學科課程も改正し新たに國語、漢文、英語、法規、體操の五科目を増設した、其の後三十四年四月縣令第二十八號を以て學則を改正した、其の要項は別に示すこととする。

寄宿舎 は明治三十年十月千葉町に在ては舊千葉縣尋常師範學校女子部の寄宿舎を使用して全生徒を入舎せしめて自炊制度を採つた、同三十一年十月二學級となつて狹隘を感じたる爲民家を借用して寄宿舎とした、同三十二年十一月茂原町に移轉したるも未だ寄宿舎の建築終らざる爲民家を借用して寄宿舎に充て、翌三十三年一月現存の十五疊敷二十室を有する二階建の寄宿舎落成したるを以てこれに移轉した、爾來大正六年三月までは生徒の賄方はすべて自炊制度であつた、組織變更後の職員 明治三十二年四月甲種程度の農學校に組織を變更し、三十四年三月眞山校長休職となり加藤忠治本校長を命せられ、校紀を振肅し職員を精選し面目を一新して校運隆々と

して擴張の機運に際會した、當時の職員氏名擔任學科等は左の通り

職名	擔任學科	氏名
學校長	農業經濟、栽培通論	加藤忠治
教諭	動植物、病蟲害、實習	菊地幸次郎
教諭	蠶學、氣象、實習	眞川小平
教諭	國語、漢文、修身、法規	加藤重和
書記		木島良助
學校醫	千葉彌次馬	
職名	擔任學科	氏名
教諭	上製、肥料、栽培、森林實習	宮崎義香
教諭	理化學、數學、英語	井上誠一
教諭	體操、數學、實習	長崎政吉
教諭	畜産、栽培、實習	小河龜次郎
囑託教師		窪田琢三

生徒は凡百五十名で、これを郡別にすれば二十人以上四十人以下は長生、山武の二郡、十人以上二十人以下は香取、市原、夷隅、印旛の四郡、五人以上十人以下は安房、東葛飾、千葉の三郡、五人以下は君津、匝瑛、海上の三郡と他府縣であつた、入學者の資格は修業年限四箇年の高等小學校を卒業し又はこれと同等以上の學力を有し、年齢滿十四年以上の者とした、尤も學校では單に學力のみならず縣内農家の家督相續者で體力健全幾分か年齢の進みたる者を採用した、生徒はすべて學校内に寄宿するを通例とし、前年自宅通學生を許したるも成績良好でなかつたので成るべく寄宿舎に入らしむる方針とした。

入學者の狀況 本校創立以來三十八年迄の入學志願者及入學者の狀況は次の通り

年次	入學志願者數	入學者數	年次	入學志願者數	入學者數
明治三十年	五二	五〇	明治三十一年	四〇	三六
同 三十二年	學校ノ組織變更ノ爲生徒ヲ募集セズ		同 三十三年	六〇	四九
同 三十四年	五六	五〇	同 三十五年	五三	五〇
同 三十六年	五八	五二	同 三十七年	八六	五九
同 三十八年	一一一	五九			

卒業生は第一回到三十六名第二回到二十七名第三回到四十二名であつた。第一回卒業生の氏名は左の通り

- 森光 二 相川清三郎 作田 隆 白駒學三 鈴木米吉 千葉喜千彌
- 小川龍太郎 飯高三郎次(後岡本と改正) 青柳民次 山崎市平 石川省三
- 東風谷豊治 飯田喜内 那須庫之助 角田昭示 見本章治 菅谷新太郎
- 鶴澤隆二 藤崎軍治 窪田琢三 東 勇 川村善四郎 長谷川正一
- 湯淺半四郎 清田右源治 遠山一仁 露崎 叢 石井内藏治 宮野太郎
- 宇井 清 伊橋 英 田中 誠 川名謹治 大屋耕藏 波多野善輔
- 石橋忠吉

これ等三十六名の卒業生はいづれも農業補習学校の教員となり或は農事巡回教師となり或は進みて西ヶ原農事傳習所に入りて修學する者あり、自宅に在りて農業を営むものは至つて僅少で

あるといふ。又三回卒業まで百五名に就て見ると自宅に在りて實業に従事する者凡二分の一強官廳に奉職し或は教職に従事する者四分の一弱北米合衆國に渡航し自營獨學する者四人進んで高等の學校に入りたる者十一人、一年志願兵にて服役する者十三人あり、卒業後の成績はいづれも良好である。卒業生は中學校卒業生と等しく判任文官の資格を得又は一年志願兵となり得る外、無試験檢定で小學校農業專科正教員となり得る、又盛岡高等農林學校に無試験で入學を許される但應募者超過の時は選拔試験あるは勿論である。

生徒の學費 創立當時は生徒一人に付月額三圓で食費の補助があり授業料も徴收しなかつたが時勢の變遷と共に漸次其の額を減ぜられ、明治四十二年に至つて全く給費制度を廢止し授業料を徴收することになつた。

學資金概算表

	圖書費	衣服費	食費	雜費	計
第一年級	七・五六〇	二七・〇〇〇	四四・〇〇〇	一九・八〇〇	九八・三六〇
第二年級	二・一三六	五・四〇〇	同	二四・八四〇	七六・三七六
第三年級	九・九八四	一〇・〇〇八	同	二七・二〇〇	九一・一九二
計	一九・六八〇	四二・四〇八	一三二・〇〇〇	七一・八四〇	二六五・九二八

備考 修學旅行費第一、二年級ハ二圓内外、第三、四年級ハ三圓内外、五、六年級ハ四圓内外ヲ要ス。但一年級ヲ除ク外ハ本校規則第二十條ノ補助ノ選ニ當リ之ヲ積立置クトキハ充分支辨スルヲ得ル旅行費ヲ自辨シ難キ生徒ニハ強制シテ旅行セシメズ。

(明治三十七年三月發行千葉教育雜誌に據ること多し)

内容充實に關する諸施設 加藤校長は學究心が旺盛で常に内外の新刊圖書を蒐集して圖書の充實を圖つた。校友會にも文庫を設置し有益なる圖書を購入して其の研究修養に資する所が多かつた。又實習設備の充實を圖つた。創立當時は實習の設備が甚不完全で一つの畜舎すらなかつたのを畜舎鶏舎等數棟を新設し優良種の飼養分讓等畜産科を獎勵し蠶室貯桑室蔬菜軟化室を新設し實習に不足なからしめた。又父兄會品評會を開いて家庭との連絡を密接すると同時に生徒の農作物の成績を觀覽せしめて其の栽培技術の向上を圖り、授業の隨意參觀校長講話主任教員との懇談等を行ひ以て學校の教育方針の徹底に努めた。又修學旅行として縣内一泊程度の旅行をなし農業上有益なる諸組合諸工場の如き卒業の後農村中堅者となる者に適當なる箇所を選んで見學をなし智見を廣めさせた。訓練施設としては校旗は明治三十二年三月制定以來校風の象徴として學校の歴史と共に尊嚴なるものなれば諸儀式の場合には常に之を景仰して畏敬の念を保たしめる。其の外週番制度を設け適當なる監督の下に三年より總週番二名各學級より級週番二名を出して生徒の自治的活動の任に當らしめ統率の才能責任の遂行、自治的訓練等の美德を涵養する。又通學團を組織して通學生を方面により十一箇團に分ち教師はこれが監督に任じて各團に正副團長を置き自治的に團員の風紀を取締り團手簿は監督教師檢閲をする。又服裝検査を毎月一回臨時に行ひ質素清潔端正ならしめ外形を通じて精神教育に資するにある。

生徒運動競技の狀況 本期間は運動競技は未だ振はなかつた。唯野球は本校獨特の競技で千葉町に創立當時より生徒が自發的に練習をなしたるが茂原町に移轉後は漸次旺盛となり明治三十二年より四十二年頃迄は縣下に其の雷名を轟かした程の優勢であつた。其の後生徒の年齢が低下したる爲か他の中等學校が技術熟達したる爲か頹勢の傾向になつた。其の他庭球、柔道、劍道、弓道、馬術、籠球、排球、蹴球等の競技は本期以後になつて追々隆盛に赴いた。

學校長 眞山總三郎は明治三十年本校の千葉町に創設の當時學校長を命せられ銳意これが施設經營に當り創設の業を完了した。氏の在職中其の成績の重なるものを擧ぐれば明治三十二年實業學校令の發布と共に率先して甲種程度に資格の向上を圖り、設備を擴張し内容の充實に努力した。又茂原町に移轉し新に校舎を新築するに當つては氏の力與つて大なるものがある。實習地の如きも移轉當初は別に設備なかつたのを職員生徒協力して原野を開墾し現在の實習地を完成したのである。加藤忠治は明治三十四年三月眞山氏の後を承けて校長となつた。資性剛毅、頭腦明晰事を處するには果斷で襟度濶大急遽に處して揚々迫らない態度と確固たる信念を持し能く衆を統率して心服尊敬せられた。氏は又名利に淡く榮達を求めない、專念自己の職分に満足して子弟の教養に身を委ね教育を生命として學校と始終を共にせんと誓つた。氏は又部下を愛撫すること骨肉の如く職員師弟の間和氣霽々情味誠に拘すべきものがあつた。勤続十年を祝する爲卒業生一同は相謀りて祝賀會を催うして記念品を贈呈した。續て十週年には更に大なる祝賀會を開きて記念品を贈進し其の健康を祝福した。在職二十有六年教育界に貢獻する所顯著なるを以て從四位勳四等に敘せられた。氏の歿後卒業生間に銅像建立の議あり直に一決して釐金忽ち數千金に達した。仍て

校庭に氏の銅像を建設した如何に其の徳望の大なるかを推知するに足るであらう誠に本校の誇りのみならず教育界の誇である。

縣立茂原農學校規則 明治三十二年四月一日より本縣簡易農學校を甲種程度に組織を變更し千葉縣立茂原農學校と改稱し其の規則を左の通り改め同年三月十三日本縣令第二十一號を以て發布した。

千葉縣立茂原農學校規則(抄)

第一章 總則

第一條 本校ハ農業ニ須要ナル學術技藝ヲ授ケ併セテ其ノ徳性ヲ涵養スルヲ以テ目的トス

第二條 修業年限ハ三ケ年トス

第三條 生徒ノ定員ハ百五十名トス

第四條 生徒ハ凡テ寄宿舎内ニ寄宿セシムルモノトス寄宿舎ニ關スル規則ハ別ニ之ヲ定ム

第三章 學科課程

第七條 學科課程及每週教授時數左ノ如シ

學科課程及每週教授時數表

科目	區分	教授時數		
		第一學年	第二學年	第三學年
國語	一	三	三	二
漢文	一	三	三	二
修身	一	一	一	一
英語	一	一	一	一

科目	區分	教授時數		
		第一學年	第二學年	第三學年
英語	三	三	三	三
數學	三	三	三	三
物理學	三	三	三	三
化學	三	三	三	三
動物學	二	二	二	二
植物學	二	二	二	二
土壤學	二	二	二	二
肥料學	二	二	二	二
蠶絲學	二	二	二	二
栽培學	二	二	二	二
畜產學	二	二	二	二
農產物製造學	二	二	二	二
農業經濟論	二	二	二	二
法林學	二	二	二	二
森林學大意	二	二	二	二
體操	二	二	二	二
實驗及實習	一〇	一〇	一〇	一〇
計實學及實習	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六

本表每週教授時間ハ雨天又ハ農閑ノトキハ實驗及實習時間ヲ以テ學科時間(三十時間ヲ限リ)ニ充テ別ニ定ムル時
間表ニヨリ地理圖畫及補充ノ利益ヲ認ムル既定學科ヲ教科スルモノトス

第八條 農業實習科目ハ左ノ如シ

普通作物栽培、工藝作物栽培、蔬菜栽培、果樹栽培、肥料製造、家畜飼養、蠶兒飼育、農産物製造、農場管理、
農業手工、農産物鑑定法、顯微鏡使用法

第四章 入學及退學

第十條 入學ヲ許スヘキモノハ左ノ資格ヲ具フル者ニ限ル

一 年齢滿十五年以上ノ者

二 品行端正身體強健ナル者

三 高等小學<sup>修業年限
四ケ年</sup>ヲ卒業シタル者若クハ之ト同等以上ノ學力アル者

四 在學中家事ニ係累ナキ者

五 躬ヲ實業ニ從事セントスル志望確實ナル者

第十一條 入學試験ヲ分テ躰格検査及學力試験トス學力試験ハ左ノ學科ニ就キ高等小學<sup>修業年限
四箇年</sup>卒業ノ程度ニ依
リ之ヲ行フ

讀書 算術 作文 習字

第六章 食費

第二十條 生徒ニハ食費ヲ給ス其ノ額及支給方法ハ別ニ之ヲ定ム

其の後同年四月十四日縣令第三十號を以て第十條及第十一條中の一部を改正した即ち

第十條 中年齡十五年ヲ十四年ト改正ス

第十一條 入學試験學科中左ノ四學科ヲ追加ス

歷史 地理 理科 圖畫

明治三十五年四月縣令第二十一號を以て本校規則中左記の部分を改正した

第四條 生徒ハ總テ寄宿舍内ニ寄宿セシムルモノトス但時宜ニ依リ自宅通學ヲ許スコトアルヘシ
寄宿舍ニ關スル規則ハ別ニ之ヲ定ム

第八條ノ本文ヲ左ノ通り改正ス

農業實驗及實習科目ハ左ノ如シ (科目は従前の通りで變更せず)

第二十條 品行方正學業優等ノ生徒ニハ食費ヲ給スルコトアルベシ其ノ額及支給方法ハ別ニ之ヲ定ム
給費制度 本校創設當時は志望者少く僅に定員を充たすに足る程度であつたのでこれを奨

勵勸誘して其の志望者を多からしむる爲給費制度を定め食費を支給し授業料を免除した左に明
治三十二年四月縣令第三十四號を以て發布したる生徒の食費及其の支給方法を擧ぐ

農學校生徒食費額及其ノ支給方法

第一條 生徒ニ支給スヘキ食費ノ額ハ一ヶ月金三圓トス

第二條 食費ハ毎月末日支給ス

第三條 入學退學ノ際一ヶ月ニ滿サルモノ、食費ハ日割ヲ以テ計算ス

病氣其ノ他事故ノ爲七日以上歸郷ヲ許シタル者ニハ日割ヲ以テ其ノ間ノ食費ヲ減ス

日割計算法ハ月額三十分ノ一ヲ以テ日額トス

第六章 實業教育

第四條 病氣又ハ自己ノ便宜ニ依リ退學シ若クハ懲罰ノ爲放校ニ處セラレタル者ニハ其ノ情狀ニ依リ既ニ支給シタル食費ノ一部若クハ全部ヲ償還セシムルコトアルヘシ

明治三十六年四月縣令第三十八號を以て本校生徒食費及支給方法を改正し千葉縣立茂原農學校生徒食費補助額及其ノ支給方法と改め、本文を左の通り變更した。

第一條 生徒ニ支給スヘキ食費ノ補助ハ一箇月金參圓以内トシ其ノ額ハ學校長之ヲ定ム

第二條 食費補助額ハ毎月末日之ヲ支給ス

第三條 病氣其ノ他ノ事故ニ依リ一箇月内缺席日數四日以上ニ及フトキハ其ノ四日ヨリ日割ヲ以テ其ノ間ノ食費補助額ヲ減ス

日割計算法ハ月額三十分ノ一ヲ以テ日額トス

第四條 食費補助ノ支給ヲ受クル生徒ニシテ停學以下ノ處罰ヲ受ケタルトキハ其ノ間食費補助ノ支給ヲ停止若クハ爾後支給ヲ廢止スルコトアルヘシ

第五條 病氣又ハ自己ノ便宜ニ依リ退學若ハ懲罰ノ爲退學ヲ命セラレタル者ニハ其ノ情狀ニ依リ既ニ支給シタル食費補助額ノ全部又ハ其ノ一部ヲ償還セシムルコトアルヘシ

かくして生徒に補助すべき食費の額は漸次減少し明治四十二年度より給費制度を廢止した同時に授業料を徴收することになつた。これ一面には本校教育の實績が向上したる結果とも見るべく又實業教育の思想が普及したる徴とも見るべく入學生が年次増加したるに因るのである。

八、郡町村立實業學校

郡町村立實業學校は郡立三、組合立二、町村立二、計七校でこれを種類別にすれば農業乙種三、染織(徒弟)四である。

實業學校は明治三十三年度に於て縣は大々的に獎勵したる結果翌三十四年度に至つて大に其の數を増加した。元來學校は其の校數の多いのみで實績を挙げ得るものでないから内部の設備を完全にして實績を挙げさせることを獎勵し之に關する規程を定めた。即ち三十四年度中郡町村立實業學校費補助規程を設定し之に依つて補助金を交付することを指令したる學校及其の補助年額は農學校三校に金千三百四十圓、徒弟學校一校に金五百圓、實業補習學校十九校に四千六百六十圓、計二十二校金六千圓を補助した。縣費補助は本年度初めて施行せしも繼續事業とし毎年補助を與ふるでなければ到底實業教育獎勵の目的を達することは六かしい。故に三十五年度に於て大に獎勵の目的を以て其の補助金額を増加し二萬六千圓となし縣會の協賛を得た。

要するに本縣教育の狀況は未だ完整の域に達せないがこれを前年に比するときは形態に於て大に發達進歩した而して一般の人心は益々教育を重んじ、學事施設の爲には敢て多額の負擔を厭はず、愈進んで其の供給に資せんとする狀況なので、爾今以後其の内容の改良上進に向て大に力を盡さんことを期するのである。

郡町村立實業學校設置調査表 (明治三十七年九月調)

郡名	位置	學校名	認可年月日	開校年月日	縣費補助額	學校長氏名
市原	八幡町	市原染織學校	明治三十四年四月二十七日	明治三十四年六月	一、〇〇〇	鶴田三郎
印旛	木下町	印西農學校	同三十四年五月九日	同三十四年十一月十五日	四四五	木田才次郎
印旛	木下町	印西女子染織學校	同三十四年四月二十四日	同三十四年九月	三〇二	吉川伊助
山武	東金町	東金染織學校	同三十四年六月十四日	—	一、二〇〇	新井宗治
香取	小御門村	小御門農業學校	同三十三年九月十六日	同三十三年九月	五〇〇	木内總三郎
香取	良文村	良文農業學校	同三十三年六月二十二日	同三十三年十一月	三〇〇	宮川龜三郎
海上	銚子町	銚子染織學校	同三十四年四月十九日	同三十四年九月十三日	一、〇〇〇	新坂富藏

1 市原郡立市原染織學校

郡内に適切なる特殊産業を興し以て地方産業の開発を圖り併せて女子文化の向上に資せんとする目的で明治三十四年三月二十九日市原郡立染織補習學校の設立認可を受け同四月一日同郡八幡宿町に創設した。同三十五年十月組織を改め徒弟學校規程に従ひ市原染織學校と改稱した。入學生の資格は尋常小學校卒業以上の學力ある女子を入學せしめて裁縫染織の技藝を教授した當

時の小學校は尋常小學校は修業年限四ヶ年高等小學校は同じく四年の修業年限であつたので實際は生徒の學力も高等小學校修業年限二箇年以上でなければ良好な成績を見ることは出来なかつた。學校長は創立當時は渡邊彌三郎三十四年六月より同年九月まで四ヶ月間これに當り、次で本間孫太郎これに代り同年十二月より翌三十五年十二月迄一年有餘の間就任した。同三十六年四月鶴田三郎校長を命ぜられ赴任以來職員を増加し學校長の外教員男一名女二名を置き從來の教育方針を改良したる爲教育の効果従つて良好に赴き次第に實業者の歡迎信用を受け當業者より屢質問若くは教授を乞ふものあるやうになり學校の面目を一新した。生徒は入學の當初は其の作業敏活ならざる憾があるが半年乃至一ヶ年を終れば教育の結果大に現れ世の注意を惹くに至つたといふ。教室は民家を假用するので設備も不完全で教授上不便を感じたるが、四十年三月學校を同郡鶴舞町に移轉してより設備も稍整備したので舊の如き不便を免れた。本縣に於ける實業學校は當時到る處萎靡不振の状態で甚しきは學校を閉鎖するものさへある現状なるに、本校は校長以下教員に其の人を得て漸次隆盛の氣運に向ひつゝあつたのは本縣實業教育の爲誠に喜ぶべきことであつた。

2、木下町外六箇村組合立印西農學校

時勢の進運に伴ひ實業教育勃興の氣運各地に横溢し印西地方では木下町外六ヶ町村組合立で木下町に農業學校規定に依る乙種農學校を大森町に職業學校規定に依る實科女學校を設置した。印西農學校は明治三十四年二月木下町外六箇町村組合にて設置し同年五月文部大臣の認可を受け同十一月十五日現校舍で授業を開始した。當初僅に六名の生徒であつたが翌三十五年四月二

十九名に増加し次で同年五月一日開校式を挙げた。當時は組合長たる木下町長の管理する所であつたが、三十七年四月一日印旛郡長の管理となし乙種程度の農學校で修業年限三箇年別に一箇年修業の別科を置いた。卒業生は本科五十七人別科四十人あり(明治四十四年三月調)校長は創立の際は粟屋虎雄であつた。其の後蓬田五郎、木田才次郎相繼で校長となつた。

3、木下町外六箇町村組合立印西女子染織學校

明治三十四年十月の創立で當時木下、大森、永治、布鎌、本郷、埜原、船穂の組合立印西女子工業補習學校と稱した。而して木下町長を組合長となしたが間もなく組織を變更し印西女子染織學校となし同三十六年校舎の南隣に木造實習場を設け同年十二月より印旛郡長の管理となつた。修業年限本科三年撰科三年である。創立以來の卒業生は本科二十三人撰科三十四人あり(明治四十四年三月調)校長は印西農學校長の兼務であつた。

4 郡立東金染織學校

山武郡立東金染織學校は明治三十四年十月の創立で染色及機械に關する學理と實地應用とを授くるを目的としたるもので、設備は元工場であつたのを修理假用したので不完全は免れないが授業上には大なる支障はない。今後相當の修繕を加へて一層教授上の便を圖らんと計畫中である。本校教員の數は三人生徒は二十二人で三十五年の入學志望者は三十六人内入學を許可したる者二十六人であつた。學校長は東京高等工業學校卒業生新井宗治任命された。

5、村立小御門農學校

小御門村は別格官幣社小御門神社の鎮座なし給ふ處でこの赫々たる神徳を彌榮えしめ給はん

が爲には教育の普及發達を念としなければならぬ。されば本村有識の士は夙に高等小學校を設置して文化の向上を圖りたるに四隣町村より通學するの徒益々多きを加へた。剩へ時勢の推移は更に補習教育の必要を訴へるに至つた。是に於て校庭の一隅に蔬菜花卉の栽培をなし地方農民の堅實なる志操養成の目的に向つて邁進した。かくて農民の智能を授け陶冶を行ひ永遠的農村繁榮の基礎を確立するは當年の急務である。折柄會々實業學校令の發布と共に農學校規程が定められたので満場一致の村會議決と四隣有志の應援により明治三十三年八月三日村立小御門農學校の設置許可申請書を文部大臣に提出した。左に其の動機の主因を摘記すれば

1 敬神思想と農民的品性とは不可離のもの、小御門及四隣町村繁榮策上農教育は最も適切で且最良の手段であつたこと

2 高等小學校創設者で且同校々長であつた木内總三郎は學識經驗の材器を有し百方教育の普及に盡力し専ら農學校設立の爲に寢食を忘れて奔走したこと

3 澤田總平、須賀澤平藏、野平總吉陰に陽に教育の施設普及を助け農村繁榮策に熱誠を籠めつゝあつたこと

4 四隣町村は悉く農村で農教育の要求甚切なりしこと

創立は明治三十三年九月六日文部大臣の認可を起原とし高等小學校の一部を假用して開校しこゝに始めて乙種程度の村立小御門農學校が衆に先じて創設されたのである。當時校長としては木内總三郎これに當り教諭山村常吉これを補佐して諸般の施設經營に着々其の歩を進めた。當時の學則に本校の目的を左の如く述べてある。

乙種農學校の規定に従ひ實務に堪能なる地方農民を養成するを目的とし其の修業年限を二箇年とす

校舎校地の變遷 校運の隆盛に伴ひ校舎の急設を感じて縣費の補助と有志者の贖金とにより金二千八百九十一圓五十錢を以て本校舎一棟教室二事務室一、玄關、昇降口、便所附建坪八十二坪木造瓦葺平家建を小御門村名古屋字十日屋敷に新築し明治三十四年九月一日職員生徒歡喜の裡に引移つた。敷地及運動場は二段五畝二十九歩あり試作地には畑一段九畝二十六歩、桑園三段十歩、官有原野貸下地三町三段三畝四歩あり。實地教授上聊差支がない。又教授器械及標本等の設備には最も力を致して略之を備へ、氣候觀測器械の如きは殆ど完成を見るに至つた。其の翌三十五年更に金二千八百七十二圓三十五錢五厘を投じて養蠶室、寄宿舎、肥料舎、收納舎の新工事を起し工事を成らんとして不幸にも九月二十九日の大暴風に遭ひ建物全部倒潰し器具器械も大半破損の悲運に陥つた。創立日尙ほ淺く設備漸く完成の緒につきし時に方りてこの不慮の災禍に遭ひたるは本校の爲誠に遺憾の至りであつた。この不測の天災も校長木内總三郎、有志者澤田總平、須賀澤平、藏野平、總吉等東奔西走して衆議を纏め寄附金を募り滑川町大菅字原ノ地(現在の地)に倒潰校舎と同一のものを再築することゝなつた。工事を全く成りしは明治三十六年一月四日で其の工費は金二千七十二圓五十錢であつた。かくして郡及縣移管となりて増築をなし現在に至つて居る。

學校長 本校創立者たる木内總三郎である。氏が本校の創立經營に盡くした苦辛慘澹たる努力は本校創立三十五周年記要に小御門村長山本九助の本校創設の由來を述べたる記事によく悉くしてあるのでこゝに摘録する。

(前略)

明治三十三年に實業學校令は發布された。地方先輩の有志は地方振興の源泉としてこの實業學校令の下に本校を創始した。

生徒は小御門高等小學校の別科生が直に農學校の本科生として席の足りぬ程に溢れた。日清戰役後の一般教育向上の思潮が、之を助けたが本校創始の當初如此生徒の一時に來たり集つたのは、もとより木内校長の識見學徳を慕ひよつたことは勿論であつた。(中略)

木内校長は地方農村の實狀を見て、實業に従事する子弟の教育が特に教育中の最重要の領域たることに深く心に置かれて來た。木内校長の高等小學へは、地方數里の子弟が米、味噌を持參して寄宿の申込をなすやうになり、其の希望を容れてこれを宿泊せしむる爲に養氣塾なるものを設けた。寄宿生は忽にして十數名に達した。先生は學校の背後の畑地を寄宿舎の爲に實習地として借受け、蔬菜の自給を計る農作を開始した。今日の小御門小學校の講堂が其の高等小學校の建物であり、その實習地は今の背後の畑地である。(中略)

明治三十三年九月六日小御門農學校は生れたのであるが、校舎は高等小學校の一部を借用して居た。漸次機運熟して新校舎は神社の南館の内に新築された。明治三十五年九月一日其の新校舎は盛大に竣工の祝賀の式典の擧げたのである。處が天の試練は常に吾等の上にあつた。同月二十九日未曾有の大暴風雨に、開校後一箇月に足らぬ新校舎は附屬建物一切と共に倒潰し盡くしたのである。

木内校長は直に學校再築の方法を講じた。同時に學校の位置を現在に改めて定めた。再築は數ヶ月にしてまた出來上つたが、これが爲に木内校長は寝に就ても帯も解かず約月餘を過ごされた。木内校長當時の住居は今の根本千利君の住宅である舊小帝分局であつた。予は深更にも燈火が先生の寓居から漏れ曉にも其の光がつかつて居たことをいまたに記憶してゐる。

再築の校舎は、倒れた校舎の用材の有用な限りはこれを使用せしめた爲に、柱は最初の高さよりはその長さだけが短かゝつた。今の亜鉛葺の校舎が當時の苦心を物語る校舎である。

本校創立の關係者の多くの中に、其の中心となつて學校敷地のこと、實習地のこと、其の他一切の設備方面のこと、經營のことに木内校長と一體となつて心を砕いてくれた三氏がある。當時本村の元老たる澤田總平、野平總吉、須賀澤平藏の三人である。今はいづれも故人となつた。之等の人々とは別に數々の苦心を盡してくれた人に椿二郎先生がある。地方有志の人々は是等の人々を心から、補佐し相協力して、長い苦辛の月日を買いて地方振興の道場を今日に至らしめた。

尙特に記憶すべきは木内校長以後、村立時代以來長き辛勞を一つもさざ味ひ、よく創設の精神を維持發揚した方に、現在の香取神宮々司澤田總重先生がある。最初は本校の講師であり、後には小御門神社の宮司であつて其の備講師の職を続けられ

た。澤田總重先生が、代々の校長諸氏と共に、如何に多く本校の進展に苦心したかは皆人の知るところである。春風秋雨三十五年、本校創立の目的の遺憾なく發揮せらるゝ時はめぐり來つた。教育は合作である。神と人との合作であり、人々と人々との合作である。過去と現在と未來との合作である。此の事實を吾々は吾小御門農學校の上に之を見るものである。(下略)

6、村立良文農學校

良文農學校は乙種程度の組織で明治三十三年六月の設置に係る。校舍は元同志中學館に修繕を加へたもので稍不完全の嫌あるのでこれが増築を計畫して竣工した。試作地は畑八段五畝歩、水田六段歩、桑圃八段歩あり、實習には聊差支なし、三十四年度の入學者は三十六人、半途退學者二人あり、學校長は存軒渡邊操である。

7、郡立銚子染織學校

本校は明治三十四年四月郡立銚子染織實業補習學校として創設したもので、設立日淺く著しき成績を挙げざるも前途有望の状況である。後に徒弟學校組織に改め銚子染織學校と改稱した。海上郡會は本校設置に關し其の經費經常部、臨時部を合して二千二百二十六圓餘を支出した。校長は新坂富藏である。

九、實業補習學校

概説

實業補習學校は小學教育の補習を爲すと同時に各種の實業に従事する者の爲に簡易な方法に依り其の職業に要する智識技能を授くるを目的とするもので、明治二十六年十一月文部省令に依り初めて定められた規程であるが、其の後實業教育は各地に於ていよいよ其の必要を

認められたので三十五年一月これを改正したものである。本規程に據れば實業補習學校は小學校實業學校又は其の他の學校に附設することを許し、其の教科目の修業期限及教授時數は土地の情況に依り適宜これを定むることを得るものとし、土地の情況及職業の種類繁閑等に依り生徒の修業上最も便宜な時間及季節を擇んで教授すべきものとした。實業補習學校の教科目は修身、國語、算術、及實業に關する科目とし、修身は國語に附帶して教授することを得るものとし、國語、算術は之を缺き土地の情況に依り他の教科目を加へることを得る。又修身、國語、算術及土地の情況に依り加へたる教科目は之を隨意科目と爲すこと得せしめ、國語は讀書作文、習字に算術は筆算、珠算に分ち生徒各自の志望に依り其の一事項又は數事項を教授するを得るものとした。實業の科目に就きても便宜數事項に分ち生徒各自の志望に依り其の一事項又は數事項を教授するを得るとした。實業に關する科目は左に掲げたる事項より選擇し又は便宜分合してこれを定める

- 一、工業ニ關シテハ物理、化學、圖畫、模型、幾何、製圖、圖案、力學、材料、工具製作ノ類
- 二、農業ニ關シテハ物理、化學、博物、土壤、肥料、作物、耕耘、農具、病蟲害、園藝、養蠶、家畜、造林、丈量ノ類
- 三、水産ニ關シテハ物理、化學、博物、地文、漁撈、製造、養殖、漁船運用ノ類
- 四、商業ニ關シテハ商業算術、商業書信、商事要項、商品、商業地理、簿記、商業ニ關スル法令、外國語ノ類

右の外或職業の爲に便宜其の科目を定むることを得るものとした。實業補習學校に入學する者の資格は年齢十五年以上學力尋常小學校卒業以上の者とし、尋常小學校を卒業せざるも學齡を過ぎたる者に限り特に入學することを得るものとした。

實業補習學校規程改正につき實業補習學校の趣旨及施設順序方法につき文部大臣は北海道廳府縣に對し左記訓令を發した其の全文を掲ぐ

實業補習學校ノ趣旨及施設順序方法

明治三十五年一月十五日
文部省訓令第一號

(前略) 實業補習學校ハ各種ノ實業ニ從事シ又ハ從事セントスル者ニ簡易ナル方法ニ依リ其ノ職業ニ要スル智識技能ヲ授クルト同時ニ普通教育ノ補習ヲ爲スヲ以テ目的トス即チ實業ノ教科ヲ主腦トシ併セテ普通教育ノ補習ヲ爲シ兩者共ニ其ノ目的ヲ達スルヲ以テ實業補習學校ノ本旨トナスヘキコト專ラ普通教育又ハ實業教育ヲ施スカ爲ニ設ケラル、モノト爲ニ其ノ趣旨ヲ異ニスル所ナリ

教授時間及季節ノ選定ハ實業補習學校ニ於テ深ク意ヲ用フヘキ所ニシテ或ハ夜間或ハ職業上ノ休業日或ハ冬期農隙等土地ノ情況生徒職業ノ種類繁閑等ニ依リ其ノ修學ニ最モ便宜ナル時期ヲ擇ヒ簡易切實ニ教授セシメムコトヲ要ス 實業補習學校ニ於テハ其ノ性質上多數ノ時間ヲ一定シテ教授ヲ爲サムコト固ヨリ望ムヘキモノニアラス然ルニ徒ニ教授時數ノ多キヲ貪ルハ今日ノ通弊ニシテ彼ノ從來小學校ニ附設スルモノ、如キハ概ネ同時ニ教授スルヲ以テ設備及教授共ニ不完全ニ陥リ兩者孰レモ其ノ本旨ヲ達スルヲ得サルハ宜シク戒ムヘキコトナリトス特ニ今回附設ノ範圍ヲ擴張シテ普通小學校ノミナラス實業學校及中學校等ニモ及ホシタルヲ以テ此等ノ學校ニ附設スル場合ニアリテハ當該學校教授時間ノ前後又ハ休業日等ニ於テ其ノ教授ヲ爲スコト、セハ互ニ相妨クル所ナキノミナラス教員設備ノ如キモ相兼ヌルノ便宜ヲ得テ各々其ノ效果ヲ完ウスルコトヲ得ヘシ

此ノ如ク實業補習學校ニ於ケル教授ノ時間及季節ハ多種多樣ニ長短不同ニ選定シ得ルヲ常トスルカ故ニ必シモ修業年限ヲ定ムルノ必要ナク寧ろ各教科目ニ就キ之カ修業期間ヲ定ムルノ適當ナルヘキヲ認メ今回之ニ關スル規定ヲ改メタリ而シテ修業期間ハ土地ノ情況ト教科目ノ種類トニ依リ或ハ之ヲ數週數月ノ短期トシ或ハ之ヲ數年ニ亘ルノ

長期トスルコト固ヨリ其ノ任意タリ又同一學校ニ於テ修業期間ノ相異ナル教科目ヲ置キ生徒ノ志望ニ應ジテ之ヲ選擇セシメ或ハ某期間ニ於テ某科目若ハ某事項ヲ修メ他ノ期間ニ於テ他ノ科目若ハ他ノ事項ヲ修メ數期間ニシテ始メテ全教科若ハ某科目ノ全部ヲ修了スルコトヲ得シムルカ如キ最モ實業補習學校ノ妙用ノ存スル所ナルヲ見ルヘシ (中略)

德育ハ教育ノ基礎ニシテ特ニ實業ニ從事スル子弟ニ對シテハ專ラ私利ニ馳スルノ弊ヲ避ケ信用ヲ重シ公益ヲ尙フノ氣風ヲ養成スルノ要最モ切ナリ宜シク生徒各自ノ性情ニ應ジ總テノ教科目ニ通シテ徳性ヲ涵養シ實踐躬行ヲ勸奨セムコトヲ期セシムヘシ特ニ修身ヲ隨意科目ト爲シタル場合ニ於テハ最モ茲ニ留意シテ以テ教養指導ノ途ヲ誤ラサラシメムコトヲ要ス

實業ニ關スル科目ハ土地ノ情況ニ應ジ選擇最モ其ノ宜シキヲ得サルヘカラス省令ニ掲クル所ノモノハ僅ニ其ノ數簡ヲ例示シタルニ過キス故ニ圖畫、圖案ノ如キ物理、化學ノ如キ之ヲ合シテ各々一科目ト爲シ又博物ヲ動物、植物、礦物ニ養蠶ヲ養蠶法、蠶病、採種等ニ商事要項ヲ銀行、保險、倉庫等ニ分科スルカ如ク便宜分合取捨スルコトヲ得ヘキハ勿論ナリトス此ノ他特種ノ職業ノ爲ニハ又其ノ教科目ヲ定ムルコトヲ得シメタルカ故ニ必要ニ應ジテ機織、刺繡、染色、髹漆、蒔繪、指物、木型、鍛冶、鍍金、陶畫、製版、印刷、製本、釀造、製紙、絲革、製糖、蹄鐵、養蠶、養蜂、庭園、製絲、酪農、罐詰、製糖、海苔、養蠶等ノ事項ニ就キ選定スル等土地ノ情況ニ應ジ其ノ職業ニ適切ナラシムルコトヲ要ス而シテ學校ニ於テハ其ノ教授スル所ノ實業ノ教科目ニ依リテ生徒ヲシテ家庭、工場若ハ商店ニ於テ學習シ能ハサル智識技能ヲ修得セシメ以テ生徒カ學校外ニ在リテ實地ニ操作スル所ノ事物ト密接ノ聯繫アラシメ内外相應シテ實業ノ發達ニ資セシメムコトヲ期スヘシ (下略)

實業補習學校設置督勵方

三十八年九月二十三日
已發實 六 七 號 各地方廳へ實業學務局連帳

第六章 實業教育

實業補習學校規則改正以來實業補習學校ノ新設セラル、モノ遂日多キヲ加フルニ至リ候ハ畢竟地方當局者ニ於テ銳意御獎勵相成候結果ニシテ教育上大ニ喜フヘキコト、ハ存候ヘ共往々其經營方宜シキヲ得ス名ハ實業補習學校ニシテ其實之ニ副ハサルモノモ有之候哉ニ被存候又地方ニヨリテハ適當ナル施設經營法ニ通セサルカ爲メ自然實業補習學校ノ設置ヲ躊躇スル向モ可有之ト被認候就テハ土地ノ情況ニ鑑ミ適切ノ實業補習學校ヲ道府縣立學校ニ附設シ一般ノ模範ヲ示サレ候ニ於テハ自然斯種學校施設經營ノ方法モ明瞭トナリ既設學校ノ改善ヲ促スニ至ルヘキハ勿論未タ設置ヲ見サル地方ニ對シテハ設置ノ動機ヲ與フヘク實業補習教育ノ效果ヲ完カラシムルニ於テ效益尠カラサル義ト存候此點ニ關シテハ彙ニ明治三十五年本省訓令第一號ノ次第モ有之候處其後是等附設學校ノ設置セラル、モノ極メテ少ク頗ル遺憾ノ儀ト存候條可成右施設方御畫策相成候様致度依命此段及通牒候也

各郡實業補習學校狀況 實業補習學校は近時當局の獎勵によりて漸く其の緒に就かんとし各郡に其の設置を見んとする傾向に至つた。明治三十七年度縣費の補助ある學校について各郡の狀況を述べれば次の通りである。

千葉郡 には千葉町に町立の千葉商工業補習學校あり明治三十四年五月の設立に係る。校長は原庫二小學校長より兼任してゐる。農業補習學校は譽田、睦、横橋村に在りいづれも村立である。創立日尙ほ淺くして見るに足るべきものなけれども次第に隆盛に向はんとしてゐる。郡費より實業獎勵の爲農業補習學校に對し一校各五十圓づゝを補助した。

市原郡 は郡立として市原染織補習學校を八幡町に設立し里見村に村立農業補習學校あり。市原染織補習學校は後に徒弟學校組織に改め市原染織學校と改稱し實業學校の部に出す。里見農業補習學校は中村彌太郎小學校長より兼務して居る。

東葛飾郡 は野田町に町立の野田商業學校、福田村鎌ヶ谷村に村立の農業補習學校がある。在學兒童は野田は男二十七人、福田鎌ヶ谷は一は十四人一は二十人あり教員に其の人を得ること困難で未だ著しき成績を見ることが出来ない。

印旛郡 は印西地方の人民多く農業を業とし女子は概機織を副業とするを以て木下町に組合立乙種程度の農學校を設け大杜村後大森町に改むに女子の爲に染織に關する組合立の工業補習學校を新設し又富里村に富里農業補習學校を設立した。創業の際内部の設備は不完全なれども漸を遂うて完整するに至るであらう。工業補習學校は染織學校と改稱し農學校と共に實業學校の部に出す。**香取郡** は佐原町に佐原實業補習學校小見川町に町立小見川農工商補習學校、府馬村に村立府馬實業補習學校、栗源村に暢發實業補習學校、笹川町に笹川農業補習學校、中和村に中和農業補習學校の六校あり、暢發實業補習學校長は安藤定一小學校長より兼務し、小見川農商補習學校長は岸弘毅これに當り、府馬實業補習學校長は野澤常太郎、笹川は山本菊松、中和は高木喜助いづれも小學校長より兼務して居る。

匝瑳郡 は須賀尋常高等小學校に附設する農業補習學校及福岡高等小學校に附設する商業補習學校がある。又白濱村に白濱水産補習學校がある。入學者何れも尋常小學校卒業以上のもので年齢は十二年以上二十五年以下である。

夷隅郡 は郡内を通じて四校ある。其の種類は工業農業及水産の三つである。大多喜工業補習學校は明治二十九年の創立に係るものなるも、其の他のものに在つては御宿實業補習學校も千町實業補習學校も勝浦水産補習學校も皆三十四年度の創設で規模未だ狹少なるが、時運の趨勢は實業

の必要を促し各校共に前途有望である。郡會はこれ等農業補習學校補助費に六百圓を計上した。大多喜工業補習學校は後に徒弟學校組織に改め大多喜興業學校と改稱し、校長は莊司銜太郎之に任じた。御宿實業補習學校は後に農業と水産とを加味した補習學校となし伊藤鬼一郎御宿小學校長より兼務した。

君津郡 は中鄉村に組合立實業補習學校、湊町に組合立實業補習學校、松丘村に松丘實業補習學校を設立した後中郷實業補習學校、天羽實業學校は乙種程度の組合立農學校に組織を改めた。この外本郡には松丘村に松丘實業補習學校と神納村に神納實業補習學校が設置された。松丘實業補習學校は明治三十六年六月十七日設置認可を受け松丘尋常高等小學校に附設し校長は池田源之助小學校長より兼務し漸次隆盛となつた。神納實業補習學校は其の起源古く明治二十六年青年補習の爲教員を聘して青年夜學會を開催したるを始とし其の成績見るべきものがあるので神納尋常高等小學校内に附設した。

安房郡 は其の設立の稍古きものは本期に在つて農業には吉尾村立吉尾女子補習學校と大山村立大山農業補習學校の二つである。又水産では鴨川町立鴨川水産補習學校がいづれも其の設立を等うしてゐる。吉尾女子補習學校長は酒井才治、實業科教員は關口恒次郎これに當り、大山農業補習學校は金子勝三郎が校長兼實業科教員として勤務し、鴨川水産補習學校は小石季一校長の衝に當つて居る。

大多喜工業補習學校

大多喜町は夙に實業教育の必要を感じ明治二十九年四月實業補習學校を設立以來諸般の施設

は急遽と誇張とを避けて着々歩を進めんことを期したるが設備も漸次整理し職員も亦宜しきを得て生徒數五十有餘名の多きに達した殊に明治三十二年度より向五ヶ年間國庫補助の恩典にあづかるを得たので更に一層の改良進歩を加へた。當時この種の學校は本縣内には他に未だ其の設立の萌芽だに見ない。依て特に同校現況の一斑を左に摘録する。

目的 本校は明治二十六年文部省令第十六號の旨趣に基き女子普通教育の補習をなし他日諸般の實業に従事せんとする者に簡習な方法によつて其の職業に要する智識技能を授くるを目的とする。

名稱 設立の當時大多喜實業補習學校と稱したが其の事業の工業に屬することが多いので名實相伴ふやうにせんとして大多喜工業補習學校と改稱し三十一年四月其の筋の認可を得た。

教科 修身、讀書、習字、算術、理科、圖畫の六學科と製絲染色、機械の三術科とし、課外に裁縫、編物の二科を置く。

教授 修身以下の學科は生徒の資格に依つて一二省略するものもある。但圖畫の如きは之を織物染色等に應用して工業教育上必要のものなれば特に授けることにし、製絲は座繰器械により實習させて蠶業の發達に伴はんことを期し、機械は從來の徒弟教授を改良して簡より繁に進むの方式により引込糊付經卷(下仕事)より織場に移り仕揚即ち整理に終り始めより一の品を完成させて生徒に作業の興味を興へると共に一方には奮勵心を惹起させやうとし、染色科では簡易の學理を應用して變色せないこと、絲質を損ぜないことに着眼し専ら實用に適せしめんことを期した。

生徒の種類 本科と撰科とに分ち順次所定の教科を履修し三ヶ年で卒業するのを本科生とし

一二科を特修するのを撰科生とした。授業料は何れも一ヶ月三十錢と定めた。
 寄宿 遠方にて通學の出來ざる者の爲に校内一室を寄宿舎に充て職員に監督せしめ、灑掃應對の事より日常處世の要務を實地に演習せしめる方針を採つて居る。

校長及職員 校長兼訓導主任兼司舞太郎は千葉師範學校出身で普通學科を擔任し、訓導野々宮きく子は東京高等女學校出身で裁縫、編物、圖畫を主とし、他の普通學科をも分擔し且寄宿生徒の監督に當る。同鶴田三郎は機織、染色の實科を擔任す、氏は筑前博多の人で夙に機業に従事し又京都同志社に入り普通の教育をも受けたる人で教授には頗る熱心であつた。三十六年四月市原染織學校長に榮轉した。

生徒製作品 製作品は實價を以て志望の者に賣渡すものである。當時の製作品には帶地、瓦斯二子類、袴地、シヤツ、袴下、袋織の貨幣入其の他編物には肩掛、靴足袋、半襟等であつた。明治三十二年四月一日發行千葉教育雜誌に據る

中郷村外十二町村組合立實業補習學校（望陀農學校）

實業教育の要求の聲漸く高く明治三十五年一月時の君津郡長中野協藏は町村組合立を以て實業學校を設置すべきことを町村長會議に提唱し勸奨大に努めた。是に於て同年三月木更津、眞舟、金田、巖根、檜葉、長浦、神納、根形、平岡、中川、鎌足、清川、中郷の一町十二村は實業學校の設立町村組合規約を議定し學校の位置を中郷村に定め、三十六年二月中郷村外十二町村組合立實業補習學校の設立認可を受け、中郷村長を管理者となし、同年五月中郷村立成章尋常小學校々舎の一部を借受け授業を開始した。後組織を改め乙種農學校となし更に郡立望陀農學校と改稱し現今の縣立望陀農學校の基礎をなしたのである。補習學校として卒業生六十四人を出して居る。君津郡誌に據る

湊町外十ヶ町村組合立實業補習學校（天羽農學校）

本校も亦最初は中郷村外十二町村組合立實業補習學校と同じく、明治三十五年三月佐貫大貫、吉野、湊、天神山、竹岡、金谷、環、關、豐岡、駒山の十一ヶ町村組合に依つて其の設立を計畫せられ位置を湊町に定め、湊町長を管理者となし、同年九月湊町外十ヶ町村組合立實業補習學校として認可を受けた。これが本郡に於て實業補習學校の嚆矢であつたのである。同月三十日湊尋常小學校々舎の一部を借用して開校式を挙げ、三十六年三月湊町東明寺の假校舎に移轉し、三十七年四月新築校舎成りこれに移轉した。後佐貫大貫、吉野、金谷の一町三ヶ村は遠隔の故を以て組合を脱退した。其の後數年を経て乙種農學校に組織を改め他の學校と同じく郡立に移管され、更に縣立に昇格したのである。天羽實業補習學校として卒業生八十二人を出した。君津郡誌に據る

同 實業補習學校設置調査表（明治三十七年九月調）

郡名	位置	學 校 名	認可年月日	開 校 年 月 日	補助額	學校長氏名
千 葉	千葉町	千葉商工補習學校	明治卅四年五月廿八日	明治三十四年九月二日	三一〇	原 庫 二
同	睦 村	睦實業補習學校	同 三十三年七月四日	同 卅四年一月十五日	一〇〇	船 津 至 精
同	積 橋 村	積橋農學補習學校	同 卅四年三月十六日	同 卅四年四月廿七日	一二八	小 高 靜 正
同	譽 田 村	譽田農學補習學校	同 三十四年十月		九〇	寄 主 二十郎
東 葛 飾	鎌ヶ谷村	鎌ヶ谷農學補習學校	同 卅四年三月十二日	同 卅四年五月二十日	一五〇	
同	福田村	福田實業補習學校	同 卅三年四月十五日	同 卅四年六月十七日	一五二	西 井 鶴 吉

學科	講座數	學科	講座數
解剖學組織學	二講座	外科學	二講座
生理學	一講座	眼科學	一講座
衛生學法醫學	一講座	產科學婦人科學	一講座
病理學	一講座	藥學	三講座
內科學藥物學	三講座		

前表學科目ノ外必修科トシテ醫用動物學、醫用植物學、醫用物理學、醫用化學、體操ヲ置キ隨意科トシテ外國語ヲ置ク

當時の學科課程では精神病學及小兒病學は內科學に皮膚病微毒學は外科學に含まれて居た。隨意科としての外國語は獨逸語を置かれた。

藥學科の科目は醫用動物學、植物學、礦物學、物理學、化學、分析學、生藥學、製藥化學、衛生化學、裁判化學、調劑學、藥品鑑定、藥局方、體操で獨逸語は同様隨意科であつた。

得業士 明治二十八年六月本部醫學科及藥學科の卒業生に「得業士」の稱號を得せしむる件が認可され、明治二十八年三月第一高等學校醫學部としての第一回卒業生から「醫學得業士」或は「藥學得業士」と稱することゝなつた。而してこの年の卒業生は醫學科四十二人、藥學科五人であつたが、累年増加して明治三十三年の第六回卒業生に至るまで、總計六百三十七人を算するに至つて居る。

卒業試問及卒業證書 卒業試問は理論及實地の二とし、前記醫用動物、物理、化學を除き左の學科に就て施行した。

- 醫學科 解剖學 組織學 生理學 病理學 內科學 藥物學 外科學 眼科學 婦人科學 產科學
 - 衛生學 法醫學
 - 藥學科 分析學 生藥學 製藥化學 衛生化學 裁判化學 調劑學 藥品鑑定 藥局方
- 右の卒業試問に合格したる者に對しては左式の卒業證書が授與された。
- 醫學科卒業證書式

何某第一高等醫學部成規ノ醫學科ヲ修メ正ニ其業ヲ卒ヘタリ依テ之ヲ證ス

解剖學	組織學	生理學	病理學	內科學	藥物學	外科學	眼科學	婦人科學	產科學
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

官位 勳學位 爵姓 名(教官)印

衛生學
法醫學

同 同

官位勳學位爵姓

名(主事)印

醫學部主事何某ノ證明ヲ認了シ第一高等學校ノ印ヲ鈐シ予ノ名ヲ署ス

官位勳學位爵姓

名(校長)印

年
印月校
日

番
號

藥學科卒業證書式

何某第一高等學校醫學部正規ノ藥學科ヲ修メ正ニ其ノ業ヲ卒ヘタリ依テ之ヲ證ス

官位勳學位爵姓

名(教官)印

分析學
生藥學
製藥化學
衛生化學
裁判化學
調劑學
藥品鑑定

同 同 同 同 同 同 同

藥局方

同

官位勳學位爵姓

名(主事)印

醫學部主事何某ノ證明ヲ認了シ第一高等學校ノ印ヲ鈐シ予ノ名ヲ署ス

官位勳學位爵姓

名(校長)印

番
號

年
印月校
日

縣立千葉病院

第一高等學校醫學部生徒の臨床實習を爲さしむる所で第一高等中學校醫學部當時と同様である。明治二十九年十一月に病院の規定に改正を行ひ、診察所を左記の四部に分ち各科に司療醫長一、二名を囑託して患者の診療に従事せしめた。即ち

其一 内科、小兒科、精神病科

其二 外科、皮膚病梅毒科、耳鼻咽喉科

其三 眼科

其四 婦人科、産科

であつて各其の施設を完備し、三十年十月には組織學實習室を新築し、三十二年十一月には内科臨床講義室、翌三十三年三月には更に外科臨床講義室の新築落成を見るに至り漸次其の盛容を完備した。職制に就ても三十三年再び改正され院内に醫局、調劑局、事務局を置かれ、醫局各科に司療醫

長、調劑局及事務局に各其の長を置くことになつた。左に第一高等學校醫學部最初の職員氏名擔任學科等を擧ぐ

第一高等學校醫學部職員 (明治二十七年十月)

職名	擔任學科	其位ノ他動	氏名
主事兼教授	婦人科學、產科學	從學六士位	長尾精一
教授	眼科學、法醫學	正學七士位	荻生錄造
教授	外科學	正學七士位	三輪德寬
兼教授	外科學、皮膚病徵毒學	正學七士位	筒井八百珠
教授	解剖學、組織學	從學七士位	米川虎吉
助教授	分析學、生藥學、藥局方、寄宿全掛		杉山省吾
助教授	化學、生藥化學、寄宿全掛		織田長表
書記	庶務掛主任補兼教務掛主任補		石井幹
書記	庶務掛主任補兼教務掛主任補		落合駒吉

職名	擔任學科	其位ノ他動	氏名
教授	內科學、小兒科學	從學六士位	瀨川昌者
教授	內科學、精神病學、藥理學	正學七士位	大西克孝
教授	生理學、病理學、衛生學、衛生主任	正學七士位	筒井秀二郎
教授	化學、衛生化學、藥理學、製藥化學、藥物學、植物學、礦物學、物理學、調劑學、寄宿全掛	從學七士位	池口慶三
助教授	動物學、植物學、礦物學、物理學、調劑學、寄宿全掛		山田小太郎
助教授	兵式體操、寄宿全掛		中田萬吉
舍監	寄宿全掛主任	正學七士位	筒井八百珠
書記	會計係主任、收入官吏、物品出納官	從學八等位	鈴木常重
書記	會計係		秋庭佐太郎

縣立千葉病院職員 (明治二十七年四月)

診察所	本職	氏名
院長	第一高等學校醫學部主事兼教授	長尾精一
內科司療醫長	第一高等學校醫學部教授	大西克孝
外科司療醫長	第一高等學校醫學部教授	筒井八百珠
藥室長		池口慶三

診察所	本職	氏名
內科司療醫長	第一高等學校醫學部教授	瀨川昌者
外科司療醫長	第一高等學校醫學部教授	三輪德寬
眼科司療醫長	第一高等學校醫學部教授	荻生錄造

第一高等學校醫學部及縣立千葉病院主要職員異動表 自明治二十七年四月至同三十三年九月

職名	就職年月	退職年月	氏名
教授	明治二十年	明治二十七年	米川虎吉
教授	明治二十七年	明治二十七年	守矢親國
教授	明治二十八年	明治二十八年	野川二郎
教授	明治二十九年	明治二十九年	平野一貫
教授	明治三十年	明治三十年	多納榮一郎
教授	明治三十一年	明治三十一年	古屋恒次郎
教授	明治三十一年	明治三十一年	井上善次郎

職名	就職年月	退職年月	氏名
教授	明治二十八年	明治二十七年	高橋眞吉
教授	明治二十九年	明治二十九年	宮入慶之助
教授	明治三十年	明治三十年	大西克孝
教授	明治三十一年	明治三十一年	山田小太郎
教授	明治三十一年	明治三十一年	池口慶三
教授	明治三十一年	明治三十一年	瀨川昌者
教授	明治三十一年	明治三十一年	逸見文九郎

助教授	明治二十九年	明治二十七年	新井春次郎	助教授	明治二十七年	明治三十年	織田長表
助教授	明治三十一年	明治三十一年	三浦三平	助教授	明治三十一年	明治三十一年	杉山省吾
助教授	明治二十九年	明治三十一年	澤田駒次郎	助教授	明治三十一年	明治三十一年	羽生正俊
囑託教員	明治二十九年	明治三十一年	松井武太郎	囑託講師	明治三十一年	明治三十一年	田代義徳
囑託講師	明治三十一年	明治三十三年	築山俊次	囑託講師	明治三十一年	明治三十一年	諸橋秀策
囑託講師	明治三十一年	明治三十三年	桑木敬翼	囑託講師	明治三十一年	明治三十一年	押田徳郎

二、千葉醫學専門學校

概説 明治二十年八月第一高等中學校の醫學部を千葉に置かるゝと共に、明治二十一年三月縣立千葉醫學學校及附屬病院を廢し、明治二十七年六月高等學校令を公布せられ其の翌七月第一高等學校醫學部と改稱され、明治三十四年四月一日を以て文部省直轄學校官制が改正され、第一高等學校醫學部はこゝに千葉醫學専門學校と改められ、純然たる獨立の學校となつた。同年六月第一高等學校醫學部主事長尾精一、千葉醫學専門學校長に勅任せられた。これより先元醫學部所屬の土地二萬二千六百六十五坪、之に建設されたる建物二千四百三十二坪六合三勺一才を政府の交付として第一高等學校資金に編入せられたる分、同校より引續きて本校資金に編入さるゝこととなつた。

學校の獨立と同時に生徒の服制及帽子の徽章が改められ、從來第一高等學校の柏葉型帽章及心

同型の黒鈕を現在の帽章香蒲穂のものになつた。醫學科は現藥學専門部の心、藥が醫であつたに過ぎない。これは太古に在つて因幡の白兔が鰐鮫を欺いて其の怒に觸れ傷を負はされて苦しんでゐるのを見た大國主命が之を憐み香蒲穂を以て治癒してやつたといふ神話に由つて作られたものであつた。

明治三十五年七月十五日、縣立千葉醫學學校以來校長として院長として主事として功勞少からざる長尾校長は忽然卒去せられた。洵に惜みても猶餘りあることであつた。同年十一月教授萩生録造第二代の校長として勅任された。長尾校長當時の在職職員は次の諸氏であつた。

千葉醫學専門學校職員(明治三十四年十月)

職名	擔任學科	位勳學位其ノ他	氏名	職名	擔任學科	位勳學位其ノ他	氏名
校長兼教授	產科學、婦人科學	正五位勳六等醫學士	長尾精一	教授	眼科學、法醫學	教頭從五位勳六等醫學士	萩生録造
教授	外科學	圖書主幹正六位醫學士	三輪徳寛	教授	病理學、生理學	正六位醫學士	筒井秀二郎
教授	内科學	正六位醫學博士	井上善次郎	教授	外科學	會監正六位醫學士	筒井八百珠
教授	解剖學、兒科學	從六位醫學士	野川二郎	教授	內科學、藥物學	從六位ドクトル、メヂチーネ	多納榮一郎
教授	醫用化學、衛生化學、裁判化學、製藥化學	從六位藥學士	古屋恒次郎	教授	化學、分析學、細菌學	正七位	平野一貫

教授	解剖學、組織學	從七位	松井武太郎	助教	植物學、生藥學	製藥學、藥品鑑定、調劑學	大鳥秀人
助教	兵式體操	生徒課員兼教務課員從八位	中田萬吉	助教	植物學、生藥學	藥學得業士	關口愛介
助教授	兵式體操	教務課員兼生徒課員陸軍歩兵少尉正八位勳六等	三浦三平	助教授	衛生學	陸軍三等軍醫傳染病研究所助手從七位	押田徳郎
囑託	倫理學	陸軍歩兵少尉第一位高等學校教授正七位文學士	桑木敷翼	囑託	獨逸語	醫學得業士	諸橋秀策
囑託	物理學	縣立千葉中學校教諭	梶引純次郎	囑託	獨逸語	醫學得業士	志賀鏡吉
舎監		教授正六位醫學士	筒井八百珠	書記	庶務係主任兼生徒課員	從七位勳八等	石井幹
書記	會計係主任兼圖書課員		秋庭佐太郎				

縣立千葉病員職員 (明治三十四年八月)

診察所	本院	氏名	診察所	本院	氏名
院長婦人科產科司療	千葉醫學專門學校長兼教授	長尾精一	內科精神科司療	千葉醫學專門學校教授醫學博士	井上善次郎
長	千葉醫學專門學校教授	多納榮一郎	小兒科司療	千葉醫學專門學校教授	野川二郎

外科皮膚病梅毒科、耳鼻咽喉科司療	千葉醫學專門學校教授醫學博士	三輪徳寛	外科皮膚病梅毒科、耳鼻咽喉科司療	千葉醫學專門學校教授	筒井八百珠
眼科司療	千葉醫學專門學校教授	荻生録造	調劑局長	千葉醫學專門學校教授	古屋恒次郎
事務局長	書記	吉野貴道			

學科課程

醫學專門學校當時の學科課程は左の如くであつた。

醫學科 解剖學、病理學、生理學、藥物學、外科學、眼科學、産科學、婦人科學、衛生學、法醫學、外に副科として倫理學、獨逸語、物理學、化學、體操

藥學科 化學、藥用植物學、分析、衛生化學、裁判化學、生藥學、藥方局、調劑學、製藥化學、藥品鑑定、外に副科として倫理、獨逸語、物理學、礦物學、體操

當時は特待生制度といふものがあつて學術優等品行方正なる者を選抜して授業料を免除するの特典を與へた。この制度は其の後明治四十年に至つて廢することになつた。

千葉醫學專門學校及縣立千葉病院主要職員異動

職名	就職年月	退職年月	氏名	職名	就職年月	退職年月	氏名
校長兼教授	明治三十五年七月	卒去	長尾精一	校長兼教授	明治三十五年七月	月校長心得同年十一月	荻生録造
教授	明治三十四年十二月		野川二郎	教授兼司療	明治三十五年九月	明治三十九年十一月	今瀧恒壽

書記	師囑託講	助教授	助教授	長司療兼	長司療兼	長司療兼	長司療兼
	明治三十四年十月	明治三十五年九月	明治三十四年四月	明治三十九年十一月			
	明治三十六年十月				明治三十七年六月		
明治三十四年九月	北村 徐雲	鶴見 龜次郎	大島 秀人	後藤 自助	多納 榮一郎		
落合 駒吉							
書記	師囑託講	師囑託講	助教授	助教授	長司療兼	長司療兼	長司療兼
月	明治三十四年十二月	明治三十四年九月	明治三十四年八月			明治三十七年七月	
明治三十四年十二月							
	明治三十五年九月				明治三十四年四月		
日暮 一雄	御 供 昇 陽	楠 引 純 二 郎	關 口 愛 介		羽 生 正 俊		長 尾 美 知

生徒心得細則 醫學生といへば東京は勿論何處でも學生の中で他の學生に比して兎角品行を亂るものが多かつた。これ等を取締るに嚴格でなければならぬ。されば生徒心得としても他の學校には餘り見られぬ箇條が設けられて居る。左にこれを抄録す

- 生徒心得細則**
- 第一條 校長以下職員ニ對シテハ勿論生徒五ニ相逢フトキト雖モ脱帽敬禮ヲ爲スヘシ
 - 第二條 校ノ内外ヲ問ハス常ニ威儀ヲ正シ生徒ノ體面ヲ汚ス如キ行爲アルヘカラルハ勿論尙ホ左ノ各項ヲ嚴守スヘシ
 - 第一項 酒樓ニ登ルハ勿論何レノ場所ニ於テモ飲酒スヘカラス

- 第二項 貸座敷、待合、寄席、劇場其ノ他風俗ヲ害スル虞アル所ニ立入ルヘカラス
- 第三項 金錢貸借ハ勿論商品ノ代金若クハ下宿料ヲ延滞シ或ハ質物ヲ爲スヘカラス
- 第四項 和服ヲ着流シ或ハ制定以外ノ帽ヲ頂クヘカラス
- 第三條 數人合同シテ強イテ意見ヲ申立テ又ハ合同缺課ヲ爲スヘカラス
- 第五條 校内ニ在リテハ控所ノ外飲食及喫煙スヘカラス
- 第九條 許可ノ證ナクシテ和服ヲ着用スル者ハ教室ニ入ルコトヲ許サス
- 第十條 教室ニ在リテハ帽子、外套、襟卷ノ類ヲ着スヘカラス但教室内ニ携帯スルハ苦シカラスト雖モ必ス之ヲ座右ニ置クヘシ
- 第十九條 下宿所ノ門柱又ハ見易キ所ニ左式ノ標札ヲ掲クヘシ

長サ 五寸
千葉醫學專門學校生徒
巾 二寸
何 某

入學者の資格 本校入學者の資格は尋常中學校卒業若くは之と同等以上の學力ある者と定めてあるも明治三十年頃迄は尋常中學校卒業生のみにては定員を滿たすに足らなかつたので資格を低下して入れた明治三十三年になつて始めて中學校卒業生のみを以て定員を滿たすことが出來た。夫より年々増加し三十五年になつては卒業生のみを以ても選抜試験を行はねばならぬ程

志願者が増加した。

學校長 初代の校長長尾精一は夙に大學醫學部に於て専心醫學を研究し明治十三年五月醫學全科を卒業し同年七月第一回の卒業生として卒業證書及醫學士の學位を受領し翌八月内務省より内外科醫術開業免狀を授與された。同年本縣に出自を命ぜられ來りて醫育に従事され千葉病院長兼醫學教頭となつた。十五年七月縣立千葉醫學校及同附屬病院を設置さるゝや千葉醫學校長兼一等教諭附屬病院長に任せられた。十六年十二月文部省は其の功勞を賞して書籍及視箱を交付せらる。二十年十二月時の文部大臣森有禮大に學制を改革し全國に五箇の高等中學校を設置するや千葉醫學校の既往の成績と職員の配置設備の完備したるとにより文部省直轄高等中學校醫學部を千葉に設置さるゝに至つた。同月第一高等中學校教諭兼醫學部長秦任官に任せられ縣立千葉病院長兼司療醫長に囑託され傍院務に執掌した。二十三年十月更に第一高等中學校教諭に任じ第一高等中學校醫學部主事を命ぜられた。二十七年九月第一高等中學校を第一高等學校と改稱さるゝや同校教授兼醫學部の主事を命ぜらるゝこと如故。三十年十二月高等官三等に進み三十一年一月高等教育會議議員を仰付けられた。同年十二月勳六等に叙し瑞寶章を授けらる。三十四年四月千葉醫學專門學校と改り同校教授兼千葉醫學專門學校長心得を命ぜられ同年六月千葉醫學專門學校長に任せられ高等官二等に叙し教授を兼ねらる。同年十月再高等教育會議議員を仰付けられた。同年十二月勳五等瑞寶章を授けられ三十五年二月二級俸に昇給同年七月特旨を以て從四位勳四等に叙せられ一級俸を下賜された。氏の本縣に在る二十有餘年其の來任の當時を回想すれば醫育濟生の事業全く創始に屬し施設經營の困難であつたに拘らず能く萬難を排して拮据勵精して育英

の事業に熱注し兼て濟生の業に執掌した其の結果年を遂うて盛大に赴き幾多の變遷を経て今日の隆盛を見るに至つた。千葉縣立病院亦之に隨伴して大に改善擴張された。氏の如きは常に醫育濟生の上に效績あるのみならず教育上に於ける偉績も亦尠くない。明治三十五年七月十六日享年五十二歳を以て瀆焉卒去せられた。後任には教授荻生録造任せられ縣立病院長を兼任し高等官二等に叙せらる。明治三十六年獨逸に留學を命ぜられ居ること一年にして歸朝された。

沿革略

明治二十九年六月規則中學校時間其の他改正追加す。

明治三十一年一月學校清潔法の標準を定めらる。三月學生生徒身體検査規程を定めらる。四月尋常中學校卒業生にして入學を望む者豫定の募集人員に超過するときは第一高等學校入學規則を適用して特別試問を施し且受験料を徴集することとせり。五月規則中入學料徴收に關する件を追加す。同月藥學科卒業試問規程に化學科を加へ該科目を卒業證書に記入することとす。八月醫學科課程表中に細菌學を追加し十月組織學實習室新築落成す。

明治三十二年三月總則及入學在學退學規程其の他改正追加し十一月内科臨床講義室及附屬建物新築落成す。

明治三十三年三月學生生徒身體検査規程を改正せらる。同月外科臨床講義室及附屬建物新築落成す。九月藥學科課程表、衛生化學程度中に細菌學を追加す。

明治三十四年四月第一高等中學校醫學部を千葉醫學專門學校と改め校長教授書記の人員を定めらる。同月第一高等學校醫學部主事長尾精一千葉醫學專門學校校長心得を命ぜらる。六月學校長に勅任せらる。五月是より先元醫學部所屬の土地二萬六千六百六十五坪之に建設せる建物二千四

百三十二坪六合五勺一才を政府の交付として第一高等學校資金に編入せられたる分同校より引繼かれたり。依て本校資金に編入す。同月生徒の服制帽子の徽章を改正す。九月本校規則並に生徒心得細則寄宿舎細則監督規程校務分掌規程教授會規程の諸則を定む。

明治三十五年七月藥學科授業料を醫學科と同額に改め又休學規程第七條へ但書を追加す。同月校長長尾精一病を以て卒去し教授萩生録造學校長心得を命せられ尋て十一月學校長に勅任せらる。

明治三十六年三月專門學校令を發布せらる。同月細菌學實驗室及附屬建物落成す。七月外國人特別入學規程細則を定む。十一月萩生録造獨逸留學不在中教授醫學博士三輪德寛校長代理を命せらる。

明治三十七年四月入學規程並に入學願書式を改正す。十二月學校長萩生録造歸朝教授醫學博士三輪德寛校長代理を解かる。

明治三十八年一月授業料規程中醫學科を參拾圓に増加し明治三十八年三月三十一日迄に入學したる者は其の卒業まで舊規程に依ることゝす。七月試験及進級規程第六條に缺席者進級に關する但書を追加す。

第八章 各種學校

一、概 說

各種學校は町立木更津慈善學校の外總て私立であつて中學校に類するもの六校、高等女學校に類するもの二校、其の他のもの三十四校あり、各地に縣立中學校設置されたのでこの種の學校は漸次生徒の數減少する傾向あり、設備は資力の充分でない爲概して完全でない。教員も費用不足の爲三四の學校を除く外資格ある教員を採用することが出來ないので教授管理宜しきを得ないで成績の見るべきものは少ない。

私立學校令 私立學校に關する法規は他の學校令と同じくこの期に於て整備した。明治三十二年八月勅令を以て私立學校令を公布し私立學校は別段の規定ある場合の外地方長官の監督に屬することゝし、其の設立廢止は監督官廳の認可を受けることゝなし、校長若は學校を代表し、校務を掌理する者を定めて監督官廳の認可を受けしむ。又校長及教員と爲ることを得ざる條項を明示し、私立學校の教員は相當學校の教員免許狀を有する者の外其の學力及國語に通達することを證明し、小學校、盲啞學校及小學校に類する各種學校の教員は地方長官其の他の者は文部大臣の認可を受くるのである。私立學校の設備授業其の他の事項で教育上有害と認めたる時は監督官廳は

これが變更を命ずることを得せしめ、法令の規定に違反したるとき、安寧秩序を紊亂し又は風俗を壞亂する等の虞あるときは監督官廳は私立學校の閉鎖を命ずる條項を規定してある。本令は又私立幼稚園にも準用することになつて居る。同時に文部省は省令を以て私立學校令施行規則を定め設立認可の手續學則に規定すべき事項、校長及教員の認可の手續檢定試験の所屬等を規定した。

私立學校令發布ニ付事務取扱方 明治卅三年四月卅日 內務部長ヨリ各郡長へ
明治卅三年四月卅日 內三發第七八號

客年八月私立學校令發布以來同令ニ據リ其設立ヲ出願スルモノ續々有之候處書類不備ノ廉多キ爲メ徒ラニ照會手數ヲ煩ハスモノ多々有之ニ付自今同令ニ對シテ細則ニ規定シタル各條項ヲ備ヘタルノ外尙ホ左ノ各項ヲ具シテ出願セシメラレ度右通牒ス

記

一 校長又ハ學校代表者ノ認可願

前項ニ對シテハ履歷書及同令第四條身分ニ關スル證明書ヲ要ス

二 教員タラントスルモノ、認可願

前項認可願ニハ同令第四條ノ身分證明書

國語ニ通達スルコトヲ證明(町村長)シタルモノ本人ノ履歷(履歷中其ノ學業ニ關シテハ修業シタル學校長又ハ授業者ノ證明ヲ要ス)

三 學校程度ヲ明晰ニ顯ハスコト

四 入學生ノ資格年齢ヲ明瞭ニ記スルコト

私立學校設置認可出願ノトキ稟請方 明治卅四年十一月十三日 內務部長ヨリ各郡長へ
明治卅四年十一月十三日 內三發第一九二號

私立學校令第二條ニ依リ私立學校設立認可出願ノ場合ハ設立者ノ履歷書必要ニ付添付セシメ有ハ公立學校ノ畢業及ホス影響ノ有無ヲ精査シ之ニ意見ヲ付シ御達相成度依命右通牒ス

二、各種學校一覽表

1 中學校に類する學校

學校名	所在地	設立年月日	修業年限	學科	生徒數	校主又ハ校長名
南總學校	市原郡八幡町	明治三十一年三月	三年	修身、國語、漢文、英語	六〇	川上規矩
明倫學校	印旛郡白井町	明治三十六年一月	三年	修身、國語、漢文、英語	七〇	山口永隆
匝瑳普通學校	匝瑳郡匝瑳村	明治三十八年三月	三年	中學程度ノ學科	四〇	松山英胤
成蹊學會	山武郡橫芝町	明治二十四年八月	四年	修身、國語、漢文、英語	八〇	伊藤英次郎
東洋學校	長生郡新治村	明治二十二年六月	四年	中學程度ノ學科	一〇〇	飯高彌市
大成館	長生郡茂原町	明治三十四年四月	四年	中學程度ノ學科	一四〇	武田吾三郎
靜和女學校	長生郡豐榮村	明治三十六年四月	專修科二年 本科三年	本科、高等女學校ノ學科	二五	自井勇次郎
安房女學校	安房郡北條町	明治三十八年四月	專修科二年 本科三年	裁縫、算術、習字、國語、家事	四〇	三幣貞

2 其の他の各種學校

學校名	所在地	設立年月日	修業年限	學科	生徒數	校主又ハ校長名
修成學校	千葉郡千葉町	明治二十七年	三箇年	英語	一五	友金勝藏

輔車學舍	市原郡八幡町	同	二十六年	四年	漢學	五〇	二木 幹
梅瀬書堂	同 郡白鳥村	同	二十六年	二年	和漢學、英語、書道	二五	日高 誠實
孔昭舍	同 郡姉崎町	同	二十七年	三年	英、漢、數	三〇	根本 七郎
高松學館	印旛郡富里村	同	三十一年六月	三年	中學校教科	二五	圓城寺 榮亮
昭文塾	香取郡橋村	同	二十六年	三年	漢學	四八	岩堀角次郎
無逸塾	同 郡良文村	同	十九年	三年	英、漢、數學	六九	渡邊 操
螟蛉塾	同 郡久賀村	同	八年	三年	漢學、習字	三〇	並木 左門
精到學校	同 郡古城村	同	二十年	四年	和、漢、數	二五	林 彦兵衛
伊藤農學校	海上郡高神町	同	二十三年	三年	農學	五〇	伊藤德太郎
有信學校	匝瑳郡共興村	同	十一年	四年	漢學、習字	二〇	渡邊 雄三郎
持田東畝塾	匝瑳郡須賀村	同	八年	三年	和漢學	二〇	持田 駿一郎
培達義塾	山武郡二川村	同	二十七年	五年	普通學	二五	藤田 誠兵衛
時修學舍	長生郡高根本郷村	同	二十六年	三年	漢學	三〇	諸岡 文節
英漢育才學校	長生郡 二ノ宮本郷村	同	十二年	四年	英、漢、數	二〇	太田 和齋
三省學校	夷隅郡東海村	同	十一年	三年	中學程度ノ學科	七〇	安藤 誠
大法學校	同 東村	同	二十年	三年	英學、漢學	五〇	丸 方
栃山塾	君津郡貞元村	同	二十七年	二年六月	國語、漢文、英語、數學	二五	栃山 毅
清泉學舍	同 郡小槻村	同	二十三年	三年	英、漢學	三五	齋藥仁之助

3 裁縫女學校

習成學舍	同 郡平岡村	同	二十一年	五年	普通學	四〇	伊藤 正胤
木更津慈善學校	同 郡木更津町	同			小學校教科		佐野 獅次
岩井塾	安房郡岩井町	同		二年	普通學	二〇	峯 信一
中和女學校	千葉郡千葉町	同	明治二十七年	二ヶ年	裁縫、編物、家事、唱歌	一〇	中西 ツル
土岐裁縫女學校	千葉郡千葉町	同	三十六年五月	二ヶ年	裁縫、茶湯、活花、女禮式	一一〇	土岐 さよ
佐倉裁縫女學校	印旛郡佐倉町	同	卅六年十二月	三ヶ年	和漢學、裁縫、活花	七〇	大石 とく
佐原淑徳女學校	香取郡佐原町	同	卅四年十一月	別科三年	修身、家事、國語、算術	九〇	井上 花子
銚子裁縫學校	海上郡銚子町	同	卅三年八月	二ヶ年	修身、作文、編物、家事	六四	瀧田治郎左衛門
實業補習織線女學校	匝瑳郡八日市場町	同	三十三年八月	二年	裁縫、織物、音樂	三〇	平山 とみ
東金裁縫女學校	山武郡東金町	同	二十年二月	連成六ヶ月	裁縫	三〇	高橋 あい
小沼裁縫女學校	同 郡綠海村	同	三十八年九月	三年	裁縫、家政、算術、作文	二〇	小沼 登甲

三、各種學校狀況一斑

1、中學校に類する學校

第八章 各種學校

1. 南總學校 市原郡八幡町に在り、川上規矩の經營に成る。初め明治三十一年三月皇典講究分所學則施行條例によつて皇典講究所の認可を得て設立したものである。當時本郡には一の中學程度の學校なく且小學校卒業生の補習的教育機關さへ備らないので、僅に地方所々の私塾に學ばせるのに過ぎなかつた。而も中等學校に入學志望の者は一町村に一人若は二人に止まり極て少數であつて他は小學校の補習を兼ねて中等程度の二三の學科を履修せんとする者が多數を占むる状態なのでこれ等を收容する目的を以て設立したのである。設立當初は千葉縣皇典講究分所普通學部と稱し明治三十三年三月飯香岡普通學館と改稱、同三十四年六月私立學校令に依り知事の認可を受け南總學校と改稱した。卒業生の大部分は町村の中堅となりて活動しつゝあり、他の少數は小學校中等學校教員官吏として勤務して居る。經費は主として授業料によつて經營するも不足の場合には設立者に於て補充負擔するものとす。

2. 私立匠瑤普通學校 匠瑤郡匠瑤村にあり、松山英胤の設立したるもので明治三十八年の創立に成る。地方公共教育機關として中學程度の學科を青年に教授し質實剛健なる國民を養成するを目的として居る。設立以來日尙ほ淺きも四隣の青年期せずして集り校勢忽隆盛となるに至つたので財團法人と爲さんとす。計畫もある。

3. 明倫學校 明治三十六年一月印旛郡白井臺に校舍を設け私立明倫學校と稱し本縣知事より設立認可を受けた。本校設置の動機は當時同地方には中等教育機關備らないので青年の學に志す者も學ぶに途なく延て農村の開發上憂慮すべき状態であつた。依つてこれ等の好學心の盛んな青年を收容し其の志を滿たし兼て農村振興に資せんとして設立したものである。開校は同年七月十日に之を行ひ其の當初は生徒僅に二十七名を收容したるが、爾後年々増加し隆盛となつた。校長兼教師には山口永隆就職し、爾來本校創立紀念日としてこの日を定めた。

4. 東洋學校 長生郡新治村に設置す。校長兼校長は飯高彌市で、夙に本校を經營した。明治二十二年六月校舍を改築し、教員二名を増員し新に寄宿舎を設けた。明治三十五年七月、教育勅語謄本を下賜せらる。同地方教育施設上貢獻する頗多しといふ。

5. 大成館 明治三十四年四月元長生郡茂原町に在つた私立長生學校及同郡元豐榮村に在つた私立上埴生學館を合併して茂原町に私立大成館を新築し知事の認可を得て設立し、修業四箇年の中學程度の學科を教授することとした。創立者は兩校より武田晋三郎、高山四郎の兩人がこれに當つた。爾來年毎に生徒を増加し校運益々隆盛に赴いた。現在の長生中學校はこの前身である。

6. 私立成蹊學舎 山武郡横芝町に在り、校長伊藤英次郎の經營に因るものにて明治二十四年八月創立した。校長は夙に慶應義塾を卒業し同地方に中等程度の教育機關具はらざるを遺憾として獨力を以てこれに當つた。學科は修身、國語、漢文、英語、數學を教授し、生徒は開校の當初僅に二十五人であつたが漸次増加して八十餘名に達するに至つた。

7. 靜和女學校 同校は長生郡豐榮村に在り、前私立中學上埴生學館教頭白井勇次郎の管理に屬す。明治三十六年糸井玄、武田晋三郎、高山四郎、川崎仁三郎等建築委員となつて斡旋し校舍新築を落成した。同校は高等女學科、師範學校入學豫備科、裁縫專修科に分れ、毎日曜日には茂原中學大成館文學士日野教頭、武田講師出席して師範入學志願者の爲臨時講習會を開き熱心に教授す。同校教員は禮式家榎本清風、東京裁縫學校卒業生波邊なか子、明治女學校卒業生鶴岡行子、元滋賀縣第二中學校

教諭であつた風戸勝三郎等にて益々規模を擴張し内容の充實を圖つて居る。

8、安房女學校 本校は明治三十八年三幣貞の設立で安房郡内小學校長有志の賛助を得て、山口かつに幹事を吉田謙爾、小原謙治に顧問を、當時安房中學校教諭であつた中山晋彌に講師を委嘱し北條町六軒町に一家を借り受け安房女子裁縫傳習所と名づけ、同年四月より授業を開始したるにはじまる。當時の課程は本科、専修科、隨意科の三科に分ち、本科は修業年限二箇年、入學資格は高等科一學年を卒業したる者、學科は修身、國語、家事、裁縫、算術、習字とし、専修科は修業年限一箇年、入學資格は高等科二學年卒業者、隨意科は年限を定めず、農業、家事の餘暇を以て隨時に學習せしむる事とし、年齢十二年以上の者を入學せしめ、共に學科は修身、裁縫の二科を教授する。爾來生徒益々増加するに従ひ、私立學校令に依り認可を受けることとした。(安房郡誌)

2、其の他の各種學校

9、孔昭舎 同學舎は根本七郎の經營にかゝり明治二十七年姉崎町迎田の自邸内に築き四隣の青年を集めて教授した。氏は年十五の時東京に遊學し、初、皇典講究所に入り専ら國文學を修めたが後感ずる所あつて當代の先覺者福澤諭吉の經營せる慶應義塾に轉じて新教育を受けた。業將に成らんとして偶々病魔に侵され退學の已むなきに至つた。爾來家居して力を靜養に竭したので同二十五年病癒ゆるに及び、親戚知友の勸誘に因りて子弟の教育に従事し、和漢英の學を授けた。近隣の青年其の學徳を慕ひ門に集る者前後二百餘名の多きに達し中には寄宿して教を受くる者さへあつた。然るに惜むべし、同三十九年宿病再發して同四十二年六月十日遂に壯志を齎して逝去した。年四十八、皆哀惜しない者はなかつた。氏は天資聰明、學は和漢洋を兼ね文を能くし詩に長じた。誠見高

邁で時流に超絶した。加之人格高潔で身を持つことは謹嚴で人を待つことは寛厚であつた。この故に婢僕も恩に懷き郷黨も亦其の徳を慕ふに至つた。其の子弟を見るや愛兒の如く後進の誘掖を最大の慰安とした。身を忘れて育英の事に従ひ、人に依り才に應じて開發教導至らぬ所はない故を以て門に入る者自奮自勵學を研き徳を修め皆其の志を成した。氏逝きて十餘年の後門下生等其の遺徳を慕ひ相謀りて碑を建て其の偉績を不朽に傳へんと計畫しこれを竣功した。

10、私立高松學館 印旛郡富里村高松にあり明治三十一年六月の創立で教科は中學程度と略同一である。校主は同郡和田村八木圓城寺榮亮で教員二名あり、現在生徒四十餘名を收容す。設備其の他の教具未、充分でない。

11、精到學校 校主林彦兵衛は天保二年二月十九日香取郡萬力村今古城村萬力に生る。龍見又は竹の舎と號し重義と稱す。幼にして穎悟、年甫めて十二、家塾を開て郷黨を導く。明治三年四十歳の時宮谷縣社、祠局に屬し兼て萬力村組合郷校の教師となる。六年私財を投じて學校を建つ。尋で萬力尋常小學校訓導兼校長に任命せらる。三十五年三月廢校と共に退職し退隱料を受く。又傍私立精到學校を創設し餘力を以て青年を薰陶せり。明治三十七年八月一日七十有四にして病歿す。育英事業に盡さるゝ事六十有餘年、教育上の功績を以て明治十一年柴原縣令より金三百圓を、十六年文部省より玉篇及硯笥を三十五年縣教育會より硯箱を、三十六年石原縣知事より銀牌を賞與せらる。性勤儉にして常に心を殖産に用ひ、嗜好は和歌にありて佳作頗る多く又書を能くせり。殊に國語に精通し、美濃尾張家苞くらべ、國語活語早學傳授書等の著あり。又嗣子林健治の編せる竹の舎遺藻あり。

○美濃尾張家苞くらべ——明治三十五年十一月の出版、洋装の美本にして二冊五百頁に亘る。卷首には著者の筆にな

る美しき序文あり、本居氏の美濃の家苞と石原氏の尾張の家苞とにより兩氏の新古今集に對する見解を一首毎に比較し、それに著者の意見を添へたる即ち評論したるいとさかしき書なり、東京吉川弘文館より發賣す

○國語活語早まなび傳授書——洋装にして明治三十六年八月の發行、初めに活語圖と係結圖とあり其の丁寧なる圖解は初學者にも解し易く覚えよき方案なり。又その圖表の暗記に便せんが爲十首の歌に詠み込みたるは面白し、匝瑳郡八日市場町木内書肆より發賣す

○竹廼舍遺藻——明治四十年七月の出版、洋装にして卷首は伊藤泰蔵氏の序と重義翁の肖像とを以て飾る。遺藻として春の歌七十七首、夏の歌四十三首、秋の歌五十五首、冬の歌十八首、戀の歌十九首、雜の歌五十四首、計二百六十六首何れも面白き詠振なり。卷末に悼歌九首、悼詩二首を編む。左に遺藻中の二三首を録す。

春 祝

賑へる民のかまとの烟よりかすみ初むらん君か代の春

名 所 登

難波潟夕潮今やみちくらし芦間のほたる空にたつなり

野 花 留 人

我が袖を引は止めねと花薄招く野邊をは過ぎも去られず

古 枯

紅葉をさそひ盡して山松の梢にのこるかぜのおとかな

城 山 懷 古

今も猶干潟の小川や忍ふらん城山おろしあめをくはへて

持田東畝塾 同塾は明治の初年匝瑳郡須賀村に創立したもので漢學を主として兼て歌學を教授した。塾主持田峻一郎は東畝と號した幼より學を好み長して東都に出て東條一堂の門に遊び専ら折衷學を究め後出で、古賀精里に就きて學び程朱の學を修めた。業成りて歸國し郷里横須賀に於て帷を下し近隣の子弟を教授した。會々官學制を發布し各地に小學校を設置したので家塾を廢した。後小學校長の推薦を受けて小學校訓導兼校長となり。爾來匝瑳海上、香取の三郡内に於て訓導兼校長を歴任し成績を擧げ明治四十年三月職を辭した。同年再郷里に於て塾生の懇請により塾を開き生徒を教授した。又門人等相謀つて壽藏碑を建て其の偉徳を不朽に傳へんとした。左の如し

東畝持田翁壽藏碑

余嘗謂與死後刻諛辭。寧生前得直而不華者 銘以晏然瞑目。而人之棄此取彼何耶。今及探東畝翁壽藏碑益知余言不謬也。翁名至喜字樸夫號東畝又天鸞通稱峻一郎。北總匝瑳郡須賀村人也。考諱民也妣佐藤氏。幼好讀書。長至江戸受業東條一堂。一堂之學出於堀河。專用漢魏傳注。後從古賀博士。攻濂洛學。於是折衷漢宋以爲一家。又受韻鏡於鶴峰、某國仕於大國某業成。歸國下帷教授。時明治元年也。會官新發學制。乃入新治縣化成館。修新科目。官又布普通教育令。於是廢家塾。就職於海上香取匝瑳三郡十五小學校長。可以知人望所歸。四十年辭職。官賜養老金若干圓以旌積年之勞。經承翁指教前後爲校長者甚多。翁文奉韓昌黎。詩宗高青邱。配丸山氏生四男一女。長謹也。次五郎次六郎。次八郎。女天。翁生天保十二年十二月二十五日。今年六十有七。門人相謀。欲及其存立石於横須賀。以勸德業。頃价渡邊操請余文。余少壯從一堂。氏聞易整辭。於翁不可謂無宿因。乃撰實叙之係以歌曰

先聖之道常在兮。 何一堂之不可見。

遭學政之更規兮。 慨今昔之世變。

欽萬葉之英華兮。 慕神代之遺風
 愛昌黎之雄深兮。 隨青邱於雪中
 於戲翁德業之遠兮。 後人將有感乎斯傳
 明治四十年歲在丁未冬十月

從三位勳四等 伯爵 德川 達孝 篆額
 東京 信夫 察 撰文
 東阜 高木 堅 書

13 私立培達義塾 山武郡二川村殿部田にあり明治二十七年九月の創立で學科日は修身教育、數學、理科、農業等を教授す修業年限は五箇年で藤田誠兵衛の設立するもので、同氏は明治維新の頃寺子屋教授を開き近隣の子弟を集めて教育して居つたが明治五年學制頒布後小學校教員をこの地に永く勤務した人である。

14 私立三省學校 同校は夷隅郡東海村若山に在り明治十一年八月同校長安藤誠これを設立し爾來殆ど二十年其の間安藤氏英學研修の爲出京中七年間休校した。開校以來同校に入學せしもの殆ど千人に及び有爲の人物を出した。爾來校運益隆盛に赴き校舎の狹隘を感じたるより明治二十八年宏壯なる講堂を新築し教員三名を増聘し且教則を改正して中學校程度の學科を教授することにした校長安藤誠は夙に教育に熱中し明治八年千葉縣廳より小學校教員免許狀を下附せられ職を郡内榎澤小學校に奉ずる一年、一日教育者の小成に安ずべからざるに感じ斷然職を辭して笈を東都に負ひ芳野金陵、中村敬宇等諸大儒の門に入り専ら漢學を攻め明治十八年試験の上文部省

より師範中學兩校の修身及漢文學科の教員免許狀を下附せられた又東京慶應義塾正科並に東京國民英學會文學科に入りて卒業し嘗て東京育英學館長たりし事あり其の漢學を以て鳴り且英語に長し教育に熱心なること固より人の知る所である。

教 旨 普通部を置き普通學を授け英語部を置き、英語學を教授し、以て公私實用に應せんとする者を養成し更に高等科の諸學科を修めんとする者の爲に須要なる學科を教授す、但普通部英語部を兼修するときは其學科並に程度は尋常中學校の程度に同じ

學 科 普通部の學科は倫理、國語、漢文、習字、數學、地理、歴史、博物、物理、化學、圖畫、體操とし、英語部の學科は倫理、英語、體操とす、但體操は當分適宜遊歩とす。

修學年限 普通部英語部は共に本科四學年にて卒業とす、但每學年は四月五日に始まり翌年三月三十一日に終るものとす各學年を學年級と名く

豫 科 普通部英語部共に本科に入るの階梯として豫科を置く、豫科は修業年限を一定せず
 撰 科 普通部を履修し難き正當の事情あるものにして普通部の程度に依り一科若は數科を撰修せんとする者は之を許し名けて撰科といふ

普通部學科課程表

學科	本 科			
	第一學年級	第二學年級	第三學年級	第四學年級
倫 理	孝經小學ニ據リ人倫道德ノ要旨ヲ口授ス	大學、中庸、論語ニ據リ人倫ノ道德ノ要旨ヲ口授ス	同	同
學 年	上	上	上	上

國語	漢文	習字	數學	地理	歴史	博物	物理	化學	圖畫	體操
素讀四書、日本外史、補遺、八史略、二迄、講義、日本外史、藤氏上迄	作文、書牘、口授	楷行草書	算術、筆算、珠算							當分適宜遊歩
素讀日本外史、終迄、八史略、終迄、講義、日本外史、足利氏上迄、八史略、二迄、作文、書牘、口授	授文、書牘、口授	同上	算術 同上							同上
素讀唐宋八大家文、講義、日本外史、終迄、八史略、終迄、講義、日本外史、終迄、十、作文、片假名、交り文、口授	作文、片假名、交り文、口授	同上	算術、筆算、代數	日本地理	日本歴史					同上
講義文章軌範、正續篇、唐、宋、八大家文、作文、片假名、交り文、口授	作文、片假名、交り文、口授	同上	代數、幾何	萬國地理	支那歴史、萬國歴史				自在畫、用器畫	同上
講義孟子春秋左氏傳、作文、片假名、交り文、口授	作文、詩法、口授		代數、幾何、三角法	地文學		動物、植物、生理	物理	化學	同上	同上

普通部學科課程表中習字、數學、地理、歴史、博物、物理、化學、圖畫ノ教科用書籍ハ時ニ變更スルコトアリヘキニ付、本校ニ承合スヘシ但其程度ハ尋常中學校ノ程度ニ等シキモノトス

英語部學科課程表

學科	學年	預科	本	科
倫理	第一學年	孝經小學ニ據リ人倫道德ノ要旨ヲ口授ス	同上	大學中庸論語ニ據リ人倫道德ノ要旨ヲ口授ス
英語	第一學年	綴字ウニブスター綴字書 譯讀ナショナル讀本一二三 讀方、書取、習字	譯讀パーレー萬國史 ナショナル讀本四 文法、口授 讀方、書取、習字	譯讀クワッケンボス小米國史、スキントン萬國史、スキントン文法、スキントン小説、讀方、書取、習字、會話
體操	第一學年	當分適宜遊歩	同上	同上
學科	第二學年	同上	同上	同上
學科	第三學年	同上	同上	同上
學科	第四學年	同上	同上	同上

15、町立木更津慈善學校 同町長香々見儀助の主唱を以て明治三十四年五月皇太孫殿下御降誕を記念として町立を以て同校を創設した當時同町村海岸部に在る漁夫の兒童には不就學兒童多く一週の督責勸誘にては應じないので、香々見町長はこれを歎じ町内有志者に謀り其の贊成を得て幾多の寄附金を募集し、これ等義務教育を受けることの出来ない可憐な兒童を收容し學

用品一切を貸與し同年六月一日より開校したのである。學科目は修身國語算術の三科目とし毎夕點燈時より凡三時間以内教授し三ヶ年を以て尋常小學校の課程を終らしむることとした。校長は創立より木更津小學校長佐野錦次兼任し、擔任教員は木更津小學校訓導林金衛及囑託教員梅原彌吉これに當つた。生徒は創立當初は男女計二十名であつたが漸次増加して在籍男十四女三十二。合計四十六名になつた。

16 栃山塾 君津郡貞元村栃山毅の設立するもので明治二十七年十二月の創設に係る。校主兼校長は夙に慶應義塾正科を卒業し明治二十三年本縣師範學校に奉職したることあり、後辭して同二十四年神戸市山陽鐵道株式會社に入り同二十七年辭職して歸郷して地方青年教育の爲本塾を開設したのである。修業年限は二箇年半で學科は國語漢文英語數學を教授す。授業料は開塾當初より一ヶ月四十錢と定む、其の後經濟の事情大に變動したるも國家に盡す義務として終始一貫今日に至るまで増減しない。開塾當時は地方教育機關備らざりし爲、生徒も相當多數を收容したるが其の後中學校、農學校等設置されたる爲生徒は漸次減少するに至つた。

17 岩井塾 安房郡岩井町二部に設置したるものにて元同郡勝山小學校校長峯信一の經營に成る。老後の事業である。明治三十八年十一月二十八日設立の認可を受け、主として高等小學校卒業者を收容し生活上必須なる知識技能を得しむるを目的とし修業年限を二ヶ年とした。

3、裁縫女學校

18 土岐裁縫女學校 明治三十六年五月千葉町本町七百十四番地に設立同三十九年十月同町通町千五十八番地に移轉した。校主兼校長は土岐きよである。生徒は百有餘名あり、高等女學校卒業生

の爲に別に裁縫專修科の設けがある。

19 私立佐倉裁縫女學校 佐倉町に在り、明治三十六年十二月校主大石とくの計畫に成り、當初佐倉町宮小路二十一番地に創立したるもので、主として和漢學裁縫を教授し別に生花茶道をも教ふ。教師は校主の外に助教兼書記大石いと、生花教師山本みや、茶道教師伊藤豊次の三名あり、七十名の生徒を教授す。創立以來茲に八星霜卒業生八十有餘名を出し地方の女子教育に貢献すること少くない。

20 私立佐原淑徳學校 佐原町濱宿に在り、明治三十四年一月の設立に係る。裁縫を主とし併て修身家事國語算術其の他の學科を教授す。修業年限は本科三年別科一年及隨意科、高等科にて五學級あり、教員四人生徒九十人あり、井上花子校長である。

21 私立銚子裁縫學校 本校は明治三十三年八月の設立で修業年限二箇年である。學科目は裁縫科を主とし修身作文、編物、家事を授けたりしが、裁縫科の成績を一層良好ならしむる爲同三十六年四月より作文、編物、家事、三科の教授を中止した。現在の生徒六十四人あり、位置は銚子町の八十四番地、校地坪數百三十四坪を有す。創立以來の校長は瀧田治郎左衛門で、通學區域は本郡海上村以東及茨城縣鹿島郡東下村に至る。在學生徒保護者の職業別は商業三十九人、漁業七人、農業六人、工業五人、教員三人其の他四人あり、本校生徒卒業後の狀況は師範學校教職に在る者一人、町立小學校の教職に在る者十九人、私立裁縫教授所にある者十五人、其の他は家庭の内助をなす。

22 私立實業補習裁縫女學校 本校は明治三十三年八月設立認可を受け同月開校、裁縫女學校と命名した。是より前明治三十年三月女子裁縫傳習所を八日市場に設けた。當時女子教育は未だ幼稚

にして女學校の設けは勿論なく僅に小學校に裁縫の一科を附設したるも相當の教授者なく坊間の裁縫教授所は單に仕立屋であるので却て女子教育の本旨を害することを認め裁縫傳習所を設け裁縫の一科に付ては舊來の面目を一新し良妻賢母の養成と小學裁縫專科教員の缺くを補充せんと試みた同三十三年七月までに入學生百十六名卒業生九名を出し受験の結果悉く合格して裁縫專科教員免許狀を得た後右裁縫傳習所を鍼線女學校と改稱し裁縫の外織物音樂等を教授し同三十九年三月までに入學生百九十三人卒業生四十八人裁縫專科正教員の免許狀を得たる者十九人音樂專科正教員の免許狀を得たる者三人を出した。

23. 東金裁縫女學校 明治二十年二月本校長高橋あいは附近女子の向學心なきを遺憾とし同町田間に裁縫技藝女塾を開設した。これが現在東金女子高等職業學校の前身で同三十六年六月まで主として實地に重きを置きしが時務の進運に伴ひ地方有志の希望に従ひ學校組織に改め同三十六年七月設立認可を得て經營した。爾來入學者漸次増加したる爲更に設備を整備し教員を増加し地方の實情に適切にして堅實なる女子を養成するに努めた。校長高橋あい、校主高橋幸吉、講師平賀甚太郎で修業年限は本科二箇年、速成科六ヶ月とした。同三十七年十月二十八日教育勅語發本下賜せらる。同三十八年十月東金裁縫女學校と變更し同時に本科修業年限を三箇年と改めた。

24. 私立小沼裁縫女學校 山武郡綠海村松ヶ谷にあり明治三十八年九月の創立で學科は裁縫、家政算術、作文、女禮式を教授す。校主小沼登里の經營による。

第九章 特種教育

第一節 感化院

感化法 日清戰役後巨額の償金を得たる結果、經濟界は亂調を呈し、物價は暴騰し、人心は頹廢して社會の制裁漸く微弱ならんとするときに方り、政府は社會問題に注目しこれを矯正せんが爲感化法、未成年者喫煙禁止法、行政執行法、治安警察法、娼妓取締規則等、國民の品位に關し社會の風教に關する諸般の法令を續々として制定發布するに至つた。感化法はこの時をはじめて制定され法律第三十七號を以て明治三十三年三月十日公布されたものである。

法律第三十七號（明治三十三年三月九日）

感化法

- 第一條 北海道及府縣ニハ感化院ヲ設置スヘシ
- 第二條 感化院ハ地方長官之ヲ管理ス
- 第三條 感化院ニ關スル經費ハ北海道及沖繩縣ヲ除クノ外府縣ノ負擔トス
- 第四條 北海道及府縣ニ於テハ其ノ區域内ニ團體又ハ私人ニ屬スル感化事業ノ設備アルトキハ内務大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ感化院ニ代用スルコトヲ得
- 代用感化院ニ關シテハ本法ノ規定ヲ準用ス

第五條 感化院ニハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ入院セシム

一 地方長官ニ於テ滿八歳以上十六歳未滿ノ者之ニ對スル適當ノ親權ヲ行フ者若ハ適當ノ後見人ナクシテ遊蕩又ハ乞丐ヲ爲シ若ハ惡交アリト認メタル者

二 懲治場留置ノ言渡ヲ受ケタル幼者

三 裁判所ノ許可ヲ經テ懲戒場ニ入ルヘキ者

第六條 入院者ノ在院期間ハ滿二十歳ヲ超ユルコトヲ得ス但シ第五條第三號ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 地方長官ハ何時ニテモ條件ヲ指定シテ在院者ヲ假ニ退院セシムルコトヲ得

假退院者ニシテ指定ノ條件ニ違背シタルトキハ地方長官ハ之ヲ復院セシムルコトヲ得

第八條 感化院長ハ在院者及假退院者ニ對シ親權ヲ行フ

在院者ノ父母又ハ後見人ハ在院者及假退院者ニ對シ親權又ハ後見ヲ行フコトヲ得ス

第九條 感化院長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ在院者ニ對シ必要ナル檢束ヲ加フルコトヲ得

第十條 行政廳ハ第五條第一號ニ該當スヘキ者アリト認メタルトキハ之ヲ地方長官ニ具申スヘシ

此ノ場合ニ於テハ假ニ之ヲ留置スルコトヲ得

前項留置ノ期間ハ五日ヲ超ユルコトヲ得ス

第十一條 地方長官ハ在院者ノ扶養義務者ヨリ在院費ノ全部又ハ一部ヲ徴收スルコトヲ得

前項ノ費用ヲ指定ノ期間内ニ納付セサル者アルトキハ國稅徵收法ノ例ニ依リ處分スルコトヲ得

第十二條 在院者ノ親族又ハ後見人ハ在院者ノ退院ヲ地方長官ニ出願スルコトヲ得

前項出願ノ許可ヲ得サル在院者ニ關シテハ六箇月ヲ經過スルニ非サレハ退院ヲ出願スルコトヲ得

第十三條 第五條第一號又ハ第十一條第二項ノ處分ニ不服アル者又ハ第十二條第一項ノ出願ヲ許可セラレサル者ハ

訴願ヲ提起スルコトヲ得

附 則

第十四條 本法施行ノ期日ハ府縣會ノ決議ヲ經テ地方長官ノ其中ニ依リ内務大臣之ヲ定ム

第十五條 北海道沖繩縣ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

感化法施行規則 感化法公布の後殆一年有半を經テ明治三十四年八月内務省令第二十三號

を以テ發布した。次の通り

感化法施行規則

第一條 地方長官ニ於テ感化法第五條第一號及第二號ニ掲クル者ヲ入院セシメントスルトキハ入院命令書ヲ交付ス

感化法第五條第三號ニ掲クル者ニ付テハ親權ヲ行フ父母又ハ後見人ハ裁判所ノ決定書ヲ地方長官ニ呈出シ入院ヲ

出願スヘシ

前項ノ場合ニ於テ入院ヲ許可シタルトキハ入院命令書ヲ交付スヘシ

本條ノ場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ感化院長ニ通知スルコトヲ要ス

第二條 前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ感化院長ハ入院命令書ヲ査閲シタル後入院セシムヘシ

第三條 府縣ニ於テ感化院ヲ設置セントスルトキハ其ノ位置名稱其ノ他必要ナル規則ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受ク

ヘシ

第四條 感化院ニハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ院長其ノ他必要ナル職員ヲ置ク

第五條 在院者ニハ獨立自營ニ必要ナル教育ヲ施シ實業ヲ練習セシメ女子ニ在テハ家事裁縫等ヲ修習セシムヘシ

第六條 感化院長ハ必要ニ應ジ在院者ヲ適宜公私ノ施設又ハ私人ニ託シ教育ヲ施サシメ又ハ勞務ニ就カシムルコト

ヲ得但シ所在府縣外ニ於テ公私ノ施設又ハ私人ニ託セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第七條 在院者ニ對スル懲戒及檢束ノ方法ニ付テハ内務大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ムヘシ

第八條 在院者ノ衣食療養其ノ他必要ナル費用ハ扶養義務者ニ於テ地方長官ノ定ムル所ニ依リ相當ノ額ヲ負擔スヘシ

地方長官ニ於テ扶養義務者前項ノ金額ヲ支辨スル資力ナシト認メタルトキハ其ノ一部又ハ全部ノ免除ヲ爲スコト

ヲ得

第九條 地方長官ハ感化院ノ職員養成ノ爲必要ナル設備ヲ感化院ニ施設スルコトヲ得

第十條 前各條ノ規定ハ代用感化院ニ之ヲ準用ス

第十一條 地方長官ハ代用感化院ニ對シ府縣費ヲ以テ補助ヲ爲スコトヲ得

私立成田感化院

同院の設立は頗る古く明治十九年五月認可を受け同年十一月二十八日本縣下佛教各宗寺院共同事業として千葉町に創設したのが始である二十一年四月成田山新勝寺の經營に移し爾來同寺の單獨維持經營することゝなつた二十七年五月創立の際最も功勞のあつた園長三池照鳳師新勝寺主辭職し後の貫主石川照勤師代つて院長に就職した其の後經營上千葉町に置くを不便とし四十一年三月印旛郡成田町新勝寺境内に園舎を新築して移轉し成田感化院と改めた現在現今は名稱

を成田學園と稱して居る。

本院創立以來既に二十年其の間新勝寺は巨費を投じて獨立經營して事業上少しも蹉跌ないのみならず年を逐うて改善發展に趨くに至つた特に院主石川照勤師は感化事業に頗る熱心で往年久しく歐米及印度に遊び遍く視察を遂げたることもあるので本院の今日ある良に偶然でないのである。

兒童の日課は 今上陛下萬歳の奉祈伊勢大廟の遙拜不動尊及各自祖先の禮拜に始め次に普通學科及農業手工の實科を課し専ら精神の修養勤勞に慣るゝの性情を養はんことを期して居る。

本院は其の教養上在院生の多きを望まない在院生の多數といふことは外見上極めて立派なるもこの教育の性質上決して望ましいことではない教育本位より考ふるならば少數程教育的效果が著しいのである故に本院は經營上困難なく優に三四十名を容るゝ設備あるもこれを許さざるは成るべく完全に感化の實を擧げんことを期して居るからである。

第十章 學校衛生

概 說 學校衛生事項は夙に當局者の留意したのであるが學制々定の當時に於ては諸般の事項すべて端緒に屬するを以て法令として制定するに至らない明治二十一年十二月學生生徒活力檢査に關する條項を規定してこれを訓令したるが嚆矢で二十三年の小學校令實施に當り小學校設備準則を定めて兒童の生理的發達に對する環境につき考慮する所があつた二十七年八月并

上文部大臣は國民の前途を憂ふるの餘り、小學校に於ける體育及衛生に關する事項を指摘して各府縣に訓令した。是等は學校生徒個人に就ての衛生法で、未だ公衆に關する規程の設がなかつたのであつたが、二十九年五月文部省に學校衛生顧問會議が設置されて以來大に進歩發達した。この顧問會議設置の結果として文部省内に學校衛生に關する事項を處理する一部局を設けるやうになり、三十三年には學校衛生課を置かれたが、同三十六年顧問會議の廢止と共に學校衛生課も廢せられ文書課で其の事務を取扱ふことになつた。其の間通じて八箇年である。此の間に學校衛生事項の整備したものも少くない。明治三十年一月學校の清潔は衛生上忽にしてはならぬ所から學校清潔方法の標準を定めこれに準據して其の清潔を保たしむべきを各府縣に訓令した。翌三十一年府縣郡市町村の設立に關する學校に學校醫を置き、二月其の職務規程及學校醫の資格を定め四月縣は職務規程細則を定めた。三十一年九月文部省は學校傳染病豫防及消毒方法を發布し翌三十三年三月學生々徒の身體検査規程を定めて實施した。これが學校に於て身體検査を施す始であつてこれより學校衛生に關し各學校共それ／＼注意するやうになつた。同月訓令を發して師範學校女生徒及高等女學校生徒の衛生上の注意を與へ、又小學校及中等學校程度の兒童生徒の喫煙を禁止し、同三十五年二月文部省令を以て高等師範學校及師範學校男女入學志望者の入學禁止に該當する健康状態を規定した。

學校醫 明治三十一年一月勅令を以て公立學校に學校醫を置くの件を公布した。この法令に據れば北海道廳府縣郡市町村の設置に係る學校には必學校醫を置くことを規定し、特別の事情あるときは地方長官は村立學校及人口五千未満の町立學校には當分の内學校醫を置かざることを

得るとの例外を設け、學校醫は地方長官これを囑託し、學校衛生事務に關して地方長官郡市町村長の諮詢に應じて意見を述べ、又建議することも出来る。學校醫には其の學校經費より相當の手當を給することになつて居る。本令制定の當時の要旨を聞くに、學校衛生は專將來に於ける一般國民の健康に關する至大であるので、二十九年勅令を以て文部省に學校衛生顧問及學校衛生主事を設けられ、爾來該顧問會議は文部大臣の諮詢に應じて重要な衛生の問題につき一々調査答申する所があつても、如何せん校地校舍及校具等の適合、若は生徒の衣食又は動作の良否、若は身體検査、學校病の基因等の如き、醫師の審査を得て各府縣若は町村に於て直に相當の施設を爲すでなければ學校衛生の目的を全うすること出来ないものがあるにより、學校衛生顧問會議は各公立學校に校醫を置くの必要を認めて文部大臣に建議し、同大臣の採用する所となつて本令の發布を見るに至つたものであるといふ。

本縣では學校醫設置に關し其の施行手續を定め訓令を發した。其の訓令の要旨は郡長は郡町村立學校醫を豫選し其の手當の金額を定め履歷書を添へて推薦するものとす。學校醫の手當は寄宿舎を設けたる學校は一箇月金三圓以上、其の他は一箇月一圓以上に定める。村立學校及人口五千未満の町立學校で學校醫を置くことの出来ない事情あるものは其の理由を具して知事の認可を受けねばならぬ。郡町村立學校醫が疾病又は事故の爲め職務を行ふこと出来ること三ヶ月に及び其の職に堪へ難いと認めるときは郡長は更に候補者を定めて推薦の手續を執るのである。

學校醫の資格 三十一年二月文部省令第七號を以て學校醫の資格を左の通り定めた。(一)帝國大學醫科大學醫學科卒業の者、(二)元東京大學醫學部醫學科本科又は別科卒業の者、(三)高等學校醫學

部醫學科卒業の者(四)元高等中學校醫學部醫學科卒業の者(五)大阪府京都府愛知縣醫學學校醫學科卒業の者(六)元府縣立甲種醫學學校卒業の者(七)試驗を経て帝國大學醫學科大學國家醫學講習科に入學し同科を修了したる者^{三十四年省令第二號改正}以上の資格を具ふる者を得難き場合には明治十六年布告第三十五號醫師免許規則第二條又は第四條に依り醫術開業免狀を有する者に囑託することを得ると定めた。

學校醫職務規程

三十一年二月文部省令第六號を以て其の主要なるものを擧ぐれば學校醫

は本令に規定あるもの、外地方長官の命を受けて學校衛生に關する職務に従事す^{第一條}學校醫は毎月少くとも一回教授時間内に於て當該學校に到り衛生上の事項を視察すること、學年の終及學期の始に於ては特に當該學校に到り視察することを要す^{第二條}學校醫は學校視察の際左の事項を調査し之を視察簿に記入すること、(一)換氣の良否(二)採光の適否(三)机腰掛の適否(四)前列及最後列の机と黑板との距離(五)煖爐の有無及煖爐と最近生徒との距離(六)室内の溫度(七)圖書掛圖黑板の衛生上の適否(八)學校清潔方法實行の情況(九)飲料水の良否(十)其の他衛生上必要な事項^{第三條}學校醫は學校視察の際疾病に罹れる生徒を發見したるときは其の病症に依り缺課休學又は療治を爲さしむべきことを學校長に申告するのである^{第四條}學校醫は明治三十三年文部省訓令第四號學生生徒身體檢査規程に依り生徒の身體を檢査し檢査票を調製すること、學校醫は生徒の入學退學等に際し學校長の請求に應じ其の生徒の身體を檢査す^{第五條改正追加}(以下省略)

學校醫職務規程細則

同年四月縣は本年二月文部省令第六號に依り其の細則を定めた。これ

に據れば縣立學校及寄宿舎を設くる郡町村學校の學校醫は一ヶ月三回以上其の他の學校醫は

ヶ月一回以上教授時間内に衛生上の事項を視察すること、學校醫は視察の際當該學校備置の視察簿に調査の結果を記入し重要な事項は之を管理者及學校長に申告すること、生徒の身體檢査を爲したるときは身體檢査統計表様式に準據し統計表を調製して縣立學校醫は知事に、郡町村立學校醫は郡長に報告すること、町村立學校醫は當該學校衛生上の事項に關し地方視學若は郡視學の請求ありたるときは其の意見を陳述すること、學校醫が疾病又は他の事故により其の職務を行ふこと出來ざる場合には縣立學校醫は知事に、郡町村立學校醫は郡長に届出て學校管理者及學校長に其の旨を通報すること。

學校清潔法

明治三十年一月文部省は學校衛生顧問に諮詢し學校の清潔は衛生上忽にして

はならぬ所より清潔方法の標準を定めて之に準據して其の清潔を保たしむべきを各地方に訓令した。縣もこの旨を承けて同年二月同様の訓令を發した。其の概要を抄録すれば學校清潔方法を分て日常清潔方法、定期清潔方法及浸水後清潔方法の三つとする。日常清潔方法は(一)教室及寄宿舎は毎日人なき時に窓戸を開き如露を以て少しく牀板及階段を潤ほし掃出したる後濕布を以て建具校具等を拭ふこと、(二)教室及寄宿舎は其の人員に應じて紙屑籠と少量の水を盛つた唾壺を備へ紙屑籠及唾壺は毎日之を掃除すること、(三)寄宿舎内では戶外に用ゐたる履物を禁ずること、(四)靴の塵昇降する校舎の出入口には人員に應じて靴拭を備へること、(五)寢具は毎月少くとも一回之を日光に曝し被覆衣等は務めて洗濯すること、(六)便所の尿溝及注壁等は毎日一回水を以て洗ひ開房は濕布を以て拭ふこと、(七)糞壺内には防臭藥を撒布し期を愆らす汲取らしむること、(八)食堂、炊事場、浴室、洗面所、洗濯所等は掃除を怠らす清潔を保つべきこと、殊に食堂は毎食如露を以て牀面を潤ほし

食後には濕布を以て其の食卓等を拭ふこと、九其の他芥菜場、下水等は毎月少くも一回大掃除をなし、庭園體操場、遊戯場、簷下椽下等も常に清潔を保たしむること、次に定期清潔方法は毎年一回少くも夏休又は其の他の長休に際し行ふものとす、其の方法は(一)教室、寄宿舎内等にある机、腰掛、寢臺、戸棚等を室外に出し、戸障子、窓懸等を外し、敷物を剥きたる後如露を以て、牀板及廊下を潤ほし、天井四壁、牀板、廊下等を悉く之を掃ひ、然る後清水を以て洗拭すること、(二)簷下、牀下等も手の届く限り之を拂ひ、外部の羽目及簷廻りは龍吐水を以て洗滌すること、(三)寢具、窓懸、敷物等にて洗濯し、洗濯し得べからざるものは其の塵を掃ひ、書籍文具等と共に數日之を日光に曝し、刷掃すること、(四)器具、寢具等はすべて室の乾き後室内に持込むべきこと、(五)室は掃除後五日間以上窓戸を開きて空氣及日光を通ぜしむること、(六)牀板、壁面等に虧隙あるものはこの際填塞し、風抜穴、煙突等の塵煤はこれを除去すること、(七)浴室、洗面所、食堂、炊事場、生徒控所、雨中體操場、便所、下水、芥菜場等に破損あるものはこの際よく修理を加へ、且大掃除を行ふこと、次に浸水後清潔方法は洪水の爲水害を被りたる學校は開校前左の清潔方法を施行すること、(一)水に浸される校舎殊に寄宿舎の建具、牀板等は取外して空氣を通じ、且牀下の汚物泥土を除去し、場合に於ては焚火、火鉢等を用ひて充分に乾燥せしむること、(二)建具、牀板、校具、腰張等の浸水したるものは清水又は熱湯を以て洗拭した後成るべくこれを日光に曝し、充分に乾燥せしむること、(三)浸水の害を受けた井戸は必數回之を浚渫して汚物を除き、井戸側は清水を以て洗ひよく水濁みたる後に之を使用すること、但開校後一箇月間は必其の水を煮沸して飲用すること、(四)右の外定期清潔方法に掲けたる各項を適宜應用すること

學校傳染病豫防及消毒方法

明治三十一年九月文部省令第二十號を以て發布した、先づ其の

一 豫防方法を擧げ學校に於て豫防すべき傳染病の種類左の通り定めた。

第一類 甲 疔瘡及假痘

實布埜利亞

猩紅熱

ペスト

三十二年省令四十

四號ヲ以テ追加

乙 百日咳

麻疹

流行性感胃

流行性耳下腺炎

風疹

水痘

肺結核

癩病

第二類 赤痢 虎列刺 腸室扶斯

第三類 傳染性皮膚病 傳染性眼炎

豫防方法としては傳染病に罹りたる職員生徒は昇校を禁じ其の治療したる後昇校せんとするときは醫師の證明したるものでなければ許さない、職員生徒の家族又は同居人中に傳染患者あるときは醫師に於て傳染の虞のないことを證明したる後でなければ昇校することが出来ない、其の他學校内に於て傳染病者若くは其の疑ある者を發見したとき、學校内學校所在地及其の近傍若くは生徒通學區域内に傳染病發生したときの處置法を夫々規定した。

其の二消毒方法として學校に於て第一類の傳染病發生したるときは其の屍體排泄物、又は病毒に汚染し若くは汚染の疑ある物件に對し左の區別に依り消毒方法を施行するのである。

一 第一類及第二類の傳染病患者の屍體第一類の傳染病患者の用ひたる唾壺、第二類の傳染病患者の上りたる圍房

其の他障壁、牀、疊、建具、寢臺、器具等は石炭酸水を以て消毒すること

二 第二類の傳染病患者の吐瀉物、其の他の排泄物は生石灰又は木灰汁を以て消毒し、強亞爾加里性反應を呈するに至ること

三 食器、被服、寢具等は煮沸又は蒸氣消毒に附すること

四 消毒困難にて廉價なるものは之を焼却すること

五 前各項の消毒に適しないものは之を刷掃し數日間日光に曝すこと

次に消毒に供する藥劑並其の應用を擧げてあるがこれを省略する

學校生徒身體検査規程 文部省は學生生徒の身體を検査して其の發育及健康の狀態を知悉

するは衛生上忽にすべからざる所なるを以て、身體検査規程を定めて三十年三月はじめて其の直

轄各學校に施行せしめたるに其の結果良好なるを認め、三十三年三月更に其の規定を改めて府縣

市町村立の學校に於ても學生生徒の身體健康を検査すること極めて必要としこれを實施すること

になつた。左の如し。

學生生徒身體検査規程 明治三十三年三月二十六日 文部省令第四號

第一條 學生生徒ノ身體検査ハ毎年四月及十月ニ於テ之ヲ施行スヘシ但シ滿二十年以上ノ學生生徒ニ就キテハ四月

ノ一回ニ止ムルコトヲ得

學校長ニ於テ必要ト認ムルトキハ學生生徒ニ就キ臨時身體検査ノ全部若ハ一部ヲ施行スルコトヲ得

第二條 明治三十一年勅令第二號第一條第二項ニ依リ學校醫ヲ置カサル町立學校及私立ノ小學校及各種學校ハ本

令ノ身體検査ヲ行ハサルヲ得

第三條 身體検査ハ學校醫ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ但シ學校醫ヲ置カサル場合ニ於テハ他ノ醫師ヲシテ之ヲ行ハシ

ムルコトヲ得

第四條 身體検査ハ左ノ項目ニ就キ施行スヘシ

- 一、身長
- 二、體重
- 三、胸圍
- 四、脊柱
- 五、體格
- 六、視力
- 七、眼疾
- 八、聽力
- 九、耳疾
- 十、齒牙

十一、疾病

毎年十月ニ於テ施行スル検査ニ在リテハ身長、體重及疾病ノ三項目ニ止ムルコトヲ得

小學校生徒ニ在リテハ視力及聽力ノ二項目ヲ検査スルコトヲ要セス但シ著シキ障害アリト認ムル者ハ此限ニ在ラ

ス

第五條 身體検査ハ左ノ各號ニ準據シテ施行スヘシ

一 検査器械ハ「メートル」式ニ從ヒ衡器ハ水準器ヲ具ヘタルモノヲ可トス

二 検査ノ表記ニ衡ハ「キログラム」度ハ「センチメートル」ヲ以テ一位トシ以下四捨五入法ヲ用ヒテ小數一位

ヲ作ルヘシ

三 身長ヲ測定スルニハ足袋、靴等ヲ脱セシメ兩臑ヲ密接シテ直立シ兩上肢ヲ鉛直ニ垂レ頭部ヲ正位ニ保タシム

ヘシ又女子ニシテ髻アル者ハ小桿ヲ髻下ヨリ水平ニ横ヘテ測定スヘシ

四 體重ハ著衣ノ儘測定セサルヲ可トス若シ著衣ノ儘又ハ検査服ヲ着用セシメタルトキハ風袋ヲ全量ヨリ除去ス

ヘシ

五 胸圍ハ兩上肢ヲ鉛直ニ垂レ自然ノ位置ニ在ラシメ乳頭ノ水平線ニ於テ常時ヲ測定スヘシ充盈、空虛ノ差ヲ測

定スルトキ亦同シ、小學校生徒ニ在リテハ常時ノミヲ測定スルモノトス

六 脊柱ハ正、左彎、右彎、後痛及屈彎ノ程度ヲ検査シ強中弱ノ三種ニ區別スヘシ

七 體格ハ强健、中等、薄弱ノ三等ニ區別スヘシ

八 視力ハ中心視力ヲ兩眼ニ就キテ各別ニ検査スヘシ

九 聽力ハ其ノ障害ノ有無ヲ検査スヘシ

十 齒牙ハ齲齒ノ有無ヲ検査スヘシ

月省令第十八號を以て第一條を從來身體検査は毎年四月十月に於て施行し滿二十年以上の學生生徒に就ては四月の一回に止むることを得とありしを改めて學生生徒の身體検査は毎年四月に於て施行すべしとなし第四條第二項を削り第五條第一項第四號を體重は着衣の儘測定したるときは其の著衣の重量を全重量より除去すべしと改め第七條第二項を地方長官は前項の報告を受けたるときは之を取纏め其の年六月限り文部大臣に報告すべしと改定した。改正の要旨は左の如し

從來學生生徒ノ身體検査ハ毎年四月及十月ノ二期ニ於テ施行スルヲ本則トシ滿二十歳以上ノ學生生徒ニ就キテハ四月ノ一回ニ止ムルコトヲ得シメタリシガ改正規程ニ於テハ毎年四月ニ一回此ヲ行フヲ本則トセリ抑モ學校長ハ學生生徒ノ身體ノ狀況ニ就キ常ニ留意スベキハ勿論ノ事ニシテ必要ナル場合ニ於テハ隨時其ノ身體ヲ検査スルヲ得ルト雖モ毎年二回身體検査ノ成績ヲ取纏メ其ノ都度之ヲ文部省ニ報告セシムルハ煩雜ナル手數ヲ要スルノミナラズ大體ニ於テ學生生徒ノ身體ノ狀況ヲ知ルハ必ズシモ一年二回ノ検査ヲ要セザルガ故ニ文部省ニ報告スベキモノハ毎年一回ニ止メ其他ハ從來ノ規程ノ如ク各學校ニ於テ必要ニ應ジ検査セシムルコト、シタルナリ從前ノ規程ハ身體検査ノ際體重ヲ測ルニハ着衣ノ儘測定セザルヲ可トスト規程セルガ故ニ時ニ或ハ其文字ニ拘泥シテ其活用ヲ誤ルモノナキニシモアラザルガ故ニ改正規程ハ此等ノ數文字ヲ削除シ此等ノコトハ學生生徒ノ男女ノ區別等ニ依リ便宜斟酌シテ適應ノ措置ヲナサシメントシタルニ外ナラズ云々

師範學校入學志望者入學禁止項目 文部省は明治三十五年二月省令第五號を以て高等師範學校及師範學校入學志望者の身體健康上に關し入學を禁すへき障害ある體格及症狀を擧げて發布した。左の通り

- 一 高等師範學校女子高等師範學校ニ於テハ其ノ入學志願者ニシテ左ノ各項ノ一ニ該當セルモノハ入學セシムヘカラス
- 一 明治三十三年文部省令第四號學生生徒身體検査規程第五條第一項第七號ノ體格薄弱ニ屬セル者
- 二 精神機能ニ障害アル者
- 三 傳染性眼炎ヲ患ル者又ハ眼鏡ヲ以テ補正スルコト能ハサル近視亂視弱視等ヲ有スル者
- 四 聽官又ハ言語ノ障害著シキ者
- 五 肺結核其ノ他結核ノ諸兆アル者
- 六 心臟辨膜病ヲ患フル者
- 七 惡性肺瘍、腎臟炎、糖尿病、重症貧血等ヲ患フル者
- 八 修學上ニ妨ゲアル疾病ニ罹リ急治ノ見込ナキ者若ハ他ニ感染ノ虞アル疾病ヲ患フル者

中學校等ノ生徒雨傘不使用ノ場合ニ於テ之ニ基ク豫防方法等注意方 三十二年六月六日 戊高甲二二五號 各地方廳へ高等學務局實業教育局通牒

中學校等ニ於テ生徒ヲシテ雨天ノ際單ニ絨製ノ頭巾外套ノミヲ用ヒシメ雨傘ヲ用ヒシメサルモノコレアリ右ハ生徒訓育上裨益少シトセサレトモ土地ノ狀況ニ依リテハ衛生上其害尠ナカラサルコトナレハ斯ル學校ニ於テハ豫メ之ヲ防止スル方法等注意シ置カシムルコト必要ト存候本件ニ關スル學校衛生顧問ノ意見御參考迄ニ御通牒ニ及置キ候也

(學校衛生顧問ノ意見)
 中學校等ニ於テ雨傘ヲ用キシメス單ニ絨製ノ外套及頭巾ノミヲ著用セシメ又降雨泥濘ノ時ニ靴ヲ穿キ其濕潤シタル儘數時間ノ授業ヲ受クルハ共ニ衛生上有害ト認メサルヘカラス何トナレハ凡ソ濕潤シタル衣服靴等ヲ纏フトキハ爲ニ非常ニ體溫ヲ失ヒ蒸發ヲ防遏セラレ依テ感冒ニ罹リ延キテ下痢「レウマチス」等ヲ發シ遂ニ腎臟炎若クハ「リウ